

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第1回会議配布資料	6
--------------------------------	---

## 諸外国の性犯罪関連規定（仮訳）

## 外国法制一覽

- 第1 アメリカ合衆国
  - 1 ミシガン州
  - 2 ニューヨーク州
  - 3 カリフォルニア州
- 第2 イギリス
- 第3 フランス
- 第4 ドイツ
- 第5 韓国
- 第6 フィンランド
- 第7 スウェーデン
- 第8 カナダ

○ 刑法

第750.520a条（定義）

この章において

- (a) 「行為者」とは、性犯罪行為で訴えられた者をいう。
- (b) 「発達障害」とは、以下のすべての基準を満たす一般的な知的作用又は適応行動の障害をいう。
  - (i) 18歳になる前に発症したもの
  - (ii) 発症以来継続し、又は無期限に継続することが見込まれるもの
  - (iii) 社会生活を営むための障害者の能力にとって本質的な負担を構成するもの
  - (iv) 以下の一つ以上の事項に該当するもの
    - (A) 知的障害、脳性麻痺、てんかん又は自閉症
    - (B) 本号に規定される者と類似の障害をもたらす、又は類似の治療及びサービスが求められるその他症状
- (c) 「電子監視」とは、1953年矯正法第85条（1953 PA 232, MCL 791.285）に規定するものをいう。
- (d) 「知的障害」とは、精神健康法第100b条（1974 PA 258, MCL 330.1100b）に規定するものをいう。
- (e) 「中間的学校機関」とは、改正学校法第7章（1976 PA 451, MCL 380.601 to 380.705）において設立された組織をいう。
- (f) 「恥部」には、人の一次的な性器の部分、股間、大腿部内側、臀部又は胸部を含む。
- (g) 「精神健康士」とは、精神健康法第100b条（1974 PA 258, MCL 330.1100b）に規定するものをいう。
- (h) 「精神病」とは、判断力、行動力、現実認識力又は生活上通常求められる事柄への対処能力を決定的に障害する思考又は気分の本質的な疾患をいう。
- (i) 「精神障害者」とは、精神病を患っている者、知的障害者、又は発達障害を患っている者をいう。
- (j) 「(精神的)心神喪失者」とは、一時的又は恒久的にその行動の性質を評価することができないことをもたらす精神疾患又は精神欠陥を患うものをいう。
- (k) 「(物理的)心神喪失者」とは、薬物、麻酔、その他その者の同意なく投与された物質のため、又はその者の同意なくその者に対して行われたその他の行為のため、一時

的にその行動を評価又は制御することができないとされるものをいう。

- (l) 「非公立学校」とは、私立、特定宗派若しくは教会区の小学校又は中学校をいう。
- (m) 「身体的無力」とは、無意識、睡眠、その他の理由により身体的に行為に自発的に対処できないものをいう。
- (n) 「身体傷害」とは、肉体的傷害、外形上の変更、精神苦痛、慢性痛、妊娠、疾病、又は性的若しくは生殖の臓器の喪失若しくは損傷をいう。
- (o) 「公立学校」とは、改正学校法（1976 PA 451, MCL 380.1 to 380.1852）において設立された公立の小学又は中学教育団体又は機関をいう。
- (p) 「学区」とは、改正学校法（1976 PA 451, MCL 380.1 to 380.1852）において系統立てられた包括的権限学区をいう。
- (q) 「性的接触」には、被害者若しくは行為者の恥部の意図的な接触、又は被害者若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服の意図的な接触を含む。ただし、意図的な接触が性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的にいえ、又は以下の各号のために性的な態様で行われたものに限る。
  - (i) 復讐
  - (ii) 加虐
  - (iii) 怒り
- (r) 「性的挿入」とは、性行為、クニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいう。射精を伴うことは求められない。
- (s) 「被害者」とは、性犯罪行為を被ったと訴えるものをいう。

#### 第750.520b条（第一級性犯罪）

- (1) 他人に性的挿入を行った者は、以下のいずれかの事情が存在する場合には、第一級性犯罪とする。
  - (a) 他人が13歳未満であること。
  - (b) 他人が13歳以上16歳未満であり、以下のいずれかであること。
    - (i) 行為者が被害者と同一世帯の構成員であること。
    - (ii) 行為者が被害者の4親等以内の血族又は姻族であること。
    - (iii) 行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと。
    - (iv) 行為者が他人が入学している公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校機関の教師、代理教師又は管理者であること。

- (v) 行為者が、他人が入学する公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関の職員若しくは契約職員であり、又は公立学校や非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者が他人に接近し若しくは関係を構築するために、職務上、契約上若しくはボランティア上の立場を利用したこと。
- (vi) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約社員若しくはボランティアであり、又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的挿入が他人が居住する間に発生したこと。この規定において、「チャイルド・ケア団体」、「里親住居」又は「里親グループ」とは、ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。
- (c) 性的挿入が他の重罪の遂行を伴う状況下で発生したこと。
- (d) 行為者が一人以上の他人によって幫助又は教唆され、以下のいずれかの状況が存在すること。
  - (i) 行為者が、被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること。
  - (ii) 行為者が性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いたこと。強制又は抑圧は、これらに限られないが、本項(f)に掲げる全ての状況を含む。
- (e) 行為者が銃器、又は被害者をして銃器であると合理的に信じさせる態様で用いられる若しくは形成された物品を装備していること。
- (f) 行為者が被害者に身体傷害を負わせ、強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられたこと。強制又は抑圧は、以下に限られないが、以下の全ての状況を含む。
  - (i) 行為者が物理的暴力又は暴行の現実の行使によって被害者を屈服させたとき。
  - (ii) 行為者が、被害者に対する強制又は暴力の行使による脅迫によって服従させるために被害者を抑圧し、かつ、被害者が行為者がこのような脅迫を実行する能力を現に有すると信じたこと。
  - (iii) 行為者が将来被害者又は第三者に対して報復すると脅迫することによって服従させるため、被害者を抑圧し、かつ、被害者が行為者がこの脅迫を実行する能力があると信じたとき。本号において、「報復する」とは、物理的制裁、誘拐、恐喝を含む。
  - (iv) 行為者が、医学的に非倫理的若しくは容認できないと認知されている態様若しくは目的で被害者の医療措置又は医療検査に従事しているとき。

(v) 行為者が、秘匿を通して又は不意打ちの要素によって、被害者を屈服できるとき。

(g) 行為者が被害者に身体傷害を発症させ、行為者が被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること。

(h) 他人が（精神的）心神喪失者、精神障害者、（物理的）心神喪失者又は身体的無力である者であり、以下のいずれかに該当すること。

(i) 行為者が被害者の4親等以内の血族又は姻族であること

(ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと

(2) 第一級性犯罪は、重罪であり、以下の刑に処する。

(a) 本条(b)及び(c)を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑

(b) 17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑

(c) 18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する本条、第520c条、第520d条、第520e条若しくは第520g条違反により、又は13歳未満の者に対する本条、第520c条、第520d条、第520e条若しくは第520g条違反に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により有罪に処せられた者は、終身刑（仮釈放なし）

(d) 本条(a)又は(b)において科される刑罰に加えて、裁判所は、被告人に第520n条の終身電子監視を科す。

(3) 裁判所は、同一の行為により生じた他の罪に科される拘禁刑に連続して、本条で科す拘禁刑の服役を命じることができる。

#### **第750. 520c条（第二級性犯罪）**

(1) 他人に性的接触を行い、以下のいずれかの事情が存在する場合には、第二級性犯罪とする。

(a) 他人が13歳未満であること

(b) 他人が13歳以上16歳未満で、以下のいずれかであること

(i) 行為者が被害者と同一世帯の構成員であること

(ii) 行為者が被害者の4親等以内の血族又は姻族であること

(iii) 行為者が被害者に対して権限を有する立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと

- (iv) 行為者が他人が入学している公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校機関の教師、代理教師又は管理者であること
- (v) 行為者が、他人が入学する公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関の職員若しくは契約職員であり、又は公立学校や非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区、中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の機関の職員であり、かつ、行為者が他人に接近し若しくは関係を構築するために、職務上、契約上若しくはボランティア上の立場を利用したこと
- (vi) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約社員若しくはボランティアであり、又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的接触が他人が居住する間に発生したこと。この規定において、「チャイルド・ケア団体」、「里親住居」又は「里親グループ」とは、ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。
- (c) 性的接触が他の重罪の遂行を伴う状況下で発生したこと
- (d) 行為者が一人以上の他人によって幫助又は教唆され、以下のいずれかの状況が存在すること
  - (i) 行為者が、被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること
  - (ii) 行為者が性的接触を成し遂げるために強制又は抑圧を用いたこと。強制又は抑圧は、これらに限られないが、第520b条(1)(f)に掲げる全ての状況を含む。
- (e) 行為者が銃器、又は被害者をして銃器であると合理的に信じさせる態様で用いられる若しくは形成された物品を装備していること。
- (f) 行為者が被害者に身体傷害を負わせ、強制又は抑圧が性的接触を成し遂げるために用いられたこと。強制又は抑圧には、これらに限られないが、第520b条(1)(f)に掲げる状況の全てを含む。
- (g) 行為者が被害者に身体傷害を発症させ、行為者が被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること。
- (h) 他人が（精神的）心神喪失者、精神障害者、（物理的）心神喪失者又は身体的無力である者であり、以下のいずれかに該当すること
  - (i) 行為者が被害者の4親等以内の血族又は姻族であること
  - (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと

- (i) 他人が矯正局の監督下にあり、行為者がその他人が矯正局の監督下にあることを知っている矯正局の職員、契約職員又はボランティアであること
  - (j) 他人が矯正局の監督下にあり、行為者が他人が矯正局の監督下にあることを知っている1953年矯正法第20g条（1953 PA 232, MCL 791.220g）の少年矯正施設を運営する民間業者の従業員、契約社員又はボランティアであること
  - (k) 他人が、懲役又は労働プログラム等の保護観察プログラムを目的とした郡の監督下にある囚人又は保護観察対象者であり、行為者が他人が郡の監督下にあることを知っている郡又は矯正局の職員、契約職員又はボランティアであること
  - (l) 行為者において、審理若しくは審問を待つ間に裁判所によって施設に拘留された者又は成人によって行われるならば犯罪となる行為につき有責とされたために施設に收容された者であることを知っているか、又は知るべき理由があり、行為者がそれらの者が拘留され若しくは收容されている施設の職員、契約職員又はボランティアであること
- (2) 第二級性犯罪は、重罪であり、以下の刑に処する。
- (a) 15年以下の拘禁刑
  - (b) 13歳未満の者に対する17歳以上の者による性的接触を含む違反については、本条(a)において科される刑罰に加えて、裁判所は、被告人に第520n条の終身電子監視を科す。

### 第750.520d条（第三級性犯罪）

- (1) 他人に性的挿入を行い、以下のいずれかの状況が存在する場合には、第三級性犯罪とする。
- (a) 他人が13歳以上16歳未満であること
  - (b) 強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられたこと。強制又は抑圧は、これらに限られないが、第520b条(1)(f)(i)ないし(v)に掲げる一つ以上の状況を含む。
  - (c) 行為者において、被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知っていたか、又は知るべき理由があること。
  - (d) 他人が、行為者の3親等以内の血族又は姻族であり、性的挿入がこの章で禁止されていない他の状況下で発生したこと。他人が被告人に対して権限を有する立場にあり、被告人をして本号を犯させるためにその権限を行使した場合は、本号の下では起訴に対する抗弁となる。被告人は、証拠の優越によってこの抗弁を証明する責任を有する。本号は、両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。



(e) 他人が、16歳以上18歳未満であり、公立学校又は非公立学校の生徒で、以下のいずれかが適用されること

(i) 行為者が公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校部局の教師、代理教師又は管理者であること。本号は、その他人が退学しているか、又は両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

(ii) 行為者が、その他人が入学している公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局の職員若しくは契約職員であり、公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局で役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者がその他人に接近し又は関係を構築するために、その職務上、契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(f) その他人が、16歳以上26歳未満であり、特別の教育サービスを受けており、以下のいずれかに該当するとき。

(i) 行為者が、他人が特別の教育サービスを受けている公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校部局の教師、代理教師又は管理者であること。本号は、両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

(ii) 行為者が、公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局で役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者がその他人に接近し若しくは関係を構築するために、その職務上、契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(g) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約職員若しくはボランティアであり、又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的挿入が他人が居住し、少なくとも16歳以上である間に発生したこと。この規定において、「チャイルド・ケア団体」、「里親住居」又は「里親グループ」とは、ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。

(2) 第三級性犯罪は、15年以下の拘禁刑に処する。

#### **第750. 520e条（第四級性犯罪）**

(1) 他人に性的接触を行った者は、以下のいずれかの事情が存在する場合は、第四級性犯罪とする。

(a) その他人が13歳以上16歳未満で、行為者がその他人の5歳以上年長であること。

(b) 強制又は抑圧を性的接触を成し遂げるために用いたこと。強制又は抑圧は、これ

らに限られないが、以下のいずれかの状況を含む。

- (i) 行為者が物理的強制又は物理的暴力を現実に行使することによって被害者を屈服させたとき。
  - (ii) 行為者が被害者に暴力又は暴行を用いると脅迫することによって服従させるために抑圧し、かつ、被害者において行為者がこのような脅迫を実行する能力を現に有すると信じたとき。
  - (iii) 行為者が将来被害者又は第三者に対して報復すると脅迫することによって服従させるため、被害者を抑圧し、かつ、被害者がこの脅迫を実行する能力があると信じたとき。本号において、「報復する」とは、物理的制裁、誘拐、恐喝を含む。
  - (iv) 行為者が、医学的に非倫理的又は容認できないと認知されている態様又は目的で被害者の医療措置又は医療検査に従事しているとき。
  - (v) 行為者が、秘匿を通して又は不意打ちの要素によって、性的接触を達成したとき。
- (c) 行為者が被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由がある。
- (d) 他人が、行為者の3親等以内の血族又は姻族であり、性的挿入がこの章で禁止されていない他の状況下で発生したこと。他人が被告人に対して権限を有する立場にあり、被告人をして本号を犯させるためにその権限を行使した場合は、本号の下では起訴に対する抗弁となる。被告人は、証拠の優越によってこの抗弁を証明する責任を有する。本号は、両者が、違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。
- (e) 行為者が精神保健士であり、性的接触が被害者が依頼主若しくは患者である間又はそうであった2年後以内で、配偶者でないこと。本号において、被害者の同意は、起訴に対する抗弁とはならない。本号における起訴は、被害者が精神無能力であることを証拠として用いてはならない。
- (f) 他人が、16歳以上18歳未満であり、公立学校又は非公立学校の生徒で、以下のいずれかが適用されること。
- (i) 行為者が公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局の教師、代理教師若しくは管理者であること。本号は、他人が退学しているか、又は両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。
  - (ii) 行為者が、その他人が入学している公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局の職員若しくは契約職員であり、又は公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区、中間的学校

部局で役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者がその他人に接近し若しくは関係を構築するために、その職務上、契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(g) その他人が、16歳以上26歳未満であり、特別の教育サービスを受けており、以下のいずれかに該当するとき。

(i) 行為者が、他人が特別の教育サービスを受けている公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校部局の教師、代理教師又は管理者であること。本号は、両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

(ii) 行為者が、公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区、中間的学校部局で役務を提供することに従事する州職員、州若しくは連邦の地方機関の職員であり、行為者がその他人に接近し若しくは関係を構築するために、その職務上、契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(h) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約職員若しくはボランティアであり、又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的挿入が他人が居住し、少なくとも16歳以下である間に発生したこと。この規定において、「チャイルド・ケア団体」、「里親住居」又は「里親グループ」とは、ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。

(2) 第四級性犯罪は、軽罪であり、2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくはこれを併科する。

#### **第750. 520f条（累犯）**

(1) 第520b条、第520c条又は第520d条の下で2回目以降に有罪となった者は、その下での罰則は、義務的に最低5年以上の拘禁刑に処する。

(2) 本条において、2回目以降の有罪の前に、行為者が第520b条、第520c条若しくは第520d条又は強姦、性交、猥褻な振る舞い、重大な猥褻若しくはそれらの未遂を含む同様の連邦若しくは州の罪によって有罪とされたときは、2回目以降の罪とみなす。

#### **第750. 520g条（性犯罪目的による暴行）**

(1) 性的挿入を含む性的犯罪を犯す目的で暴行した者は、重罪とし、10年以下の拘禁刑に処する。

(2) 第二級性犯罪を犯す目的で暴行した者は、重罪とし、5年以下の拘禁刑に処する。

#### 第750. 520h条（被害者証言の補強の不要性）

第520b条ないし第520g条までの起訴において、被害者証言は補強されることを要しない。

#### 第750. 520i条（被害者による抵抗の不要性）

第520b条ないし第520g条における起訴においては、被害者が行為者に抵抗したことを要しない。

#### 第750. 520j条（被害者の性的行為の証拠）

(1) 裁判官が以下の提示された証拠が当該事件における争点となる事実にとって不可欠であり、その敵意的又は偏見的な性質が証拠上の価値を上回らない場合でない限り、被害者の性的行為の特定の事例に関する証拠、被害者の性的行為に関する意見又は被害者の性的行為に関する風評は、第520b条ないし第520g条の下では認められない。

(a) 被害者の行為者との過去の性的行為に関する証拠

(b) 精液、妊娠又は性病の源若しくは原因を示す性的活動の特定の事例に関する証拠

(2) 被告人が前項(a)又は(b)に規定する証拠を提出する場合には、被告人は、罪状認否手続の10日以内に、書面による申立て及び証拠の提出をしなければならない。裁判所は、提出された証拠が前項の下で許容される証拠か否かを決定するためにカメラヒアリングを命じることができる。前項(a)又は(b)に規定する証拠に該当するかもしれない新たな情報が公判審理途中に発覚したときは、裁判官は、提出された証拠が前項の下で許容される証拠か否かを決定するためにカメラヒアリングを命じることができる。

#### 第750. 520k条（名前及び詳細の非公開）

第520b条ないし第520g条の訴追において、弁護士、被害者又は行為者の請求に基づき、治安判事は、第520b条ないし第520g条の罪を犯したとの罪状で引致された者に対し、行為者が略式起訴で罪状認否に付されるか、罪状が取り消されるか又はその他事件が終結するかいずれかの事情が最初に発生するときまで、被害者及び行為者の氏名及び事件の詳細を公表禁止とすることを命じる。

#### 第750. 520l条（被害者としての配偶者）

被害者が法的配偶者であっても第520b条ないし第520g条で告発され又は有罪とされる。しかしながら、配偶者が16歳未満、（精神的）心神喪失者又は（物理的）心神喪失者であることだけをもって告発され又は有罪とされない。

#### 第750.520n条（終身電子監視）

- (1) 13歳未満の者に対し17歳以上の者が行った性的犯罪行為で第520b条又は第520c条で有罪となった者は、1953年矯正法第85条（1953 PA 232, MCL 791.285）が規定する終身電子監視に処する。
- (2) この章において、1953年矯正法第85条（1953 PA 232, MCL 791.285）が規定する終身電子監視に処せられた者が、以下のことを行った場合には、重罪とし、2年以下の拘禁刑又は2000ドル以下の罰金若しくはこれを併科とする。
  - (a) 故意に作動状態の電子監視装置を除去、破壊、変更、又は維持管理しなかったとき。
  - (b) 電子監視装置が破損したことを矯正局に報告しなかったとき。
  - (c) 監視費用を矯正局又はその機関に弁済しなかったとき。
- (3) 本条は、本条違反と同時に犯された他の法律違反によって告発され、有罪とされ又は処罰されることを妨げない。
- (4) 本条違反によって科される拘禁刑の期間は、同一の行為によって生じた他の法令違反によって科される拘禁刑の期間に引き続いて進行する。

## ○ 刑事訴訟法

### 第767. 24条

- (1) 次の各号に掲げる罪に関する起訴は、いつでも認められ申し立てることができる。
- (a) 殺人罪，殺人の共謀罪，殺人の教唆罪，第一級性犯罪
  - (b) ミシガン州刑法第33章違反（第750. 200条から第750. 212a条）のうち，無期拘禁刑を科し得る罪
  - (c) ミシガン州刑法第67A章違反（第750. 462a条から第750. 462h条）のうち，無期拘禁刑を科し得る罪
  - (d) ミシガン州刑法第83章反テロリズム違反（第750. 200条から第750. 212a条）
- (2) ミシガン州刑法第750. 13条，第750. 462b条，第750. 462c条，第750. 462d条及び第750. 462e条に違反する罪又はその未遂罪に関する起訴は，その犯罪が犯されてから25年以内であれば，認められ申し立てることができる。
- (3) ミシガン州刑法第750. 520c条及び第750. 520d条に違反する罪で，被害者が18歳未満である場合に関する第4項の規定に該当する場合を除き，ミシガン州刑法第750. 136条，第750. 136a条，第750. 520c条，第750. 520d条，第750. 520e条及び第750. 520g条に違反する罪又はその未遂罪に関する起訴は，以下に従って認められ申し立てることができる。
- (a) (b)号に規定する場合を除き，起訴は，犯罪が行われてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば，認められ申し立てることができる。
  - (b) 犯罪の証拠が得られ，その証拠が未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む場合，その犯罪に関する当該個人に対する起訴は，その犯罪が犯された後，いつでも認められ申し立てることができる。ただし，未特定の個人が識別された後は，起訴は，個人が識別されてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば，認められ申し立てることができる。
- (4) ミシガン州刑法第750. 520c条又は第750. 520d条に違反する罪で，被害者が18歳未満である場合に関する起訴は，以下に従って認められ申し立てることができる。
- (a) (b)号に規定する場合を除き，起訴は，犯罪が行われてから15年以内又は被害者の28歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば，認められ申し立てることができる。
  - (b) 犯罪の証拠が得られ，その証拠が未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む場合，その犯罪に関する当該個人に対する起訴は，その犯罪が犯された後，い

つでも認められ申し立てることができる。ただし、未特定の個人が識別された後は、起訴は、個人が識別されてから15年以内又は被害者の28歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば、認められ申し立てることができる。

(5) 本項において

(i) 「DNA」とは、人のデオキシリボ核酸を意味する。

(ii) 「識別された」とは、個人の正式氏名が判明し、その者がDNAの源であることが認められたことを意味する。

(6)～(9) (略)

(10) その他の全ての起訴は、犯罪が犯されてから6年以内であれば、認められ申し立てることができる。

(11) (略)

(12) (略)

○ 刑法

第130.00条（性犯罪；定義）

本条においては、次の定義が適用される。

- 1 「性交」とは、通常の意味を有し、それがいかに軽微なものであったとしても、いかなる挿入についても生じ得る。
- 2 (a) 「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膣との接触からなる、人間同士の行為をいう。  
(b) 「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為をいう。
- 3 「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目につかない人体の部分に接触することをいう。これには、直接又は着衣の上からかを問わず、行為者が被害者に接触することのみならず、被害者が行為者に接触することも含まれ、また、被害者が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が被害者の体の一部に精液をかけることも含まれる。
- 4 本条において「婚姻」とは、行為者が、被害者に対し、本条で規定する犯罪を行った時点において、当該行為者と当該被害者との間に、法律によって認められる配偶者としての関係が存在することをいう。
- 5 「精神的に無能力である」とは、それがために自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していることをいう。
- 6 「精神的に能力が剥奪されている」とは、同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価又は制御することができなくなっていることをいう。
- 7 「身体的に無能力である」とは、意識を失っていること、又は身体的に、行為に不同意であることを伝えられないことをいう。
- 8 「強制的強要」は、次のいずれかにより強制することをいう。  
(a) 身体的有形力の行使又は  
(b) 彼、彼女若しくは第三者に対する差し迫った死若しくは身体的傷害に対する恐怖、又は彼、彼女若しくは第三者が直ちに拐取されるという恐怖にさらず明示又は黙示の脅迫
- 9 「異物」とは、膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入された場合に身体的傷害を生ぜしめるおそれのある器具又は物をいう。



- 10 「性的行為」とは、性交、口淫、肛門性交、加重性的接触又は性的接触をいう。
- 11 「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入し、それにより当該子供に身体的傷害を与えることをいう。
- 12 「ヘルス・ケア・プロバイダー」とは、教育法第131条、第132条、第133条若しくは第141条により、医学、カイロプラクティック、歯科医学若しくは足病学の専門職として、許可若しくは登録された者、許可若しくは登録を求められている者、許可若しくは登録を保留している者、又はあたかも許可若しくは登録を受けているかのようにして専門的業務を提供する者をいう。
- 13 「メンタル・ヘルス・ケア・プロバイダー」とは、許可を受けた内科医、許可を受けた臨床心理士、登録された職業的看護師、許可を受けた臨床社会福祉士、又は内科医、臨床心理士若しくは許可を受けた臨床社会福祉士の監督に服する許可を受けた准社会福祉士をいう。

### 第130.05条（性犯罪；同意の欠如）

- 1 特段の規定の有無にかかわらず、性的行為が被害者の同意なくして行われたことが、本章で規定する全ての犯罪の要件である。
- 2 同意の欠如は、次に掲げるもののいずれかにより生ずる。
- (a) 強制的強要
  - (b) 同意する能力がないこと
  - (c) 訴追に係る犯罪が性的虐待又は強制的接触の場合で、強制的強要又は同意する能力がないことに加え、被害者が、行為者の当該行為に対して、明示又は黙示に同意することができないあらゆる事情
  - (d) 訴追に係る犯罪が、第130.25条第3項に規定する第三級強姦罪又は第130.40条第3項に規定する第三級犯罪的性的行為罪の場合で、強制的強要に加え、性交、口淫又は肛門性交時に、被害者がかかる行為に同意しないことを明確に表明し、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四圍の事情の下で、当該被害者の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情
- 3 被害者が次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、同意する能力がないとみなされる。
- (a) 17歳未満である場合
  - (b) 精神的に無能力である場合
  - (c) 精神的に能力が剝奪されている場合
  - (d) 身体的に無能力である場合

(e) 州の矯正及び地域監督局又は矯正法第400条第2項において定義された病院による保護及び拘禁若しくは監督に付託されている場合であって、行為者が、当該被害者が同局又は病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されていることを知り、又は合理的に知っているべき従業員である場合。

本項にいう「従業員」とは、

- (i) 自己の職務として、以下の業務を遂行する、州の矯正及び地域監督局の従業員
  - (A) 行為時に被害者が収容されている州の矯正施設において、拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス、カウンセリング、教育的プログラム、職業訓練、制度的仮釈放若しくは個々の被拘禁者に対する直接的監督の提供を内容とする業務、若しくは、
  - (B) 釈放されて地域的監督に服することとなった者を監督する業務であり、当該従業員が行為時に被害者を監督し、若しくは被害者を監督してきた場合であって、かつ、行為時に当該被害者が地域的監督になお服している場合
- (ii) 被拘禁者個人が行為時に拘禁されている、州の矯正施設又は矯正法第400条第2項において定義された病院において、拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス又は個々の被拘禁者に対する直接的監督の提供を内容とする業務を、自己の職務として遂行する精神保健事務所の従業員、又は、
- (iii) 矯正及び地域監督局との請負契約又はボランティアの場合にあつては、同局との書面による合意に基づいて、行為時に被害者が収容されている州の矯正施設において、個々の被拘禁者に対して直接的な業務を提供する、ボランティアを含む者であつて、かつ、当該者が本項の規定に関する告知書を受領しているときをいう。

(f) 矯正法第40条第2項において定義された地方矯正施設の保護及び拘禁に付託されている場合であつて、かつ、行為者が、当該被害者と婚姻しておらず、当該被害者がかかる施設の保護及び拘禁に付託されていることを知り、又は合理的に知っているべき従業員である場合。本項にいう「従業員」とは、当該被害者が付託されている地方矯正施設の従業員であり、個々の被拘禁者に対し、拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス、教育的サービス又は職業訓練を内容とする職務を行う者をいう。本項にいう「従業員」には、地方矯正局との請負契約若しくはボランティア又は州政府の従業員の場合にあつては、同局との書面による合意に基づいて、被害者が行為時に収容されている地方矯正施設において、個々の被拘禁者に対して直接的な業務を提供する、ボランティア、州の矯正及び地方監督局の従業員又は地方の保健、教育若しくは保護観察機関の従業員であつて、かつ、当該者が本項の規定に関

する告知書を受領しているときを含む。

- (g) 児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されている場合であって、かつ、行為者が、当該被害者と婚姻しておらず、当該被害者が児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されていることを知り、又は合理的に知っているべき従業員である場合。本項にいう「従業員」とは、行為時に被害者が付託又は配置されている児童・家庭サービス事務所又は宿泊施設の従業員であり、児童・家庭サービス事務所によって運営されている宿泊施設に付託又は配置された者に対し、拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス、カウンセリング、教育的サービス、職業訓練又は直接的監督の提供を内容とする業務を、自己の職務として遂行する者をいう。
- (h) 依頼人又は患者である場合であって、かつ、行為者が、第130.25条に規定する第三級強姦罪、第130.40条に規定する第三級犯罪的性的行為罪、第130.65-a条に規定する第四級加重性的虐待罪若しくは第130.55条に規定する第三級性的虐待罪で訴追されているヘルス・ケア・プロバイダー又はメンタル・ヘルス・ケア・プロバイダーである場合で、当該性的行為が、治療、診察、面談又は検査の間に行われたとき。
- (i) (i)精神保健事務所、(ii)発達障害者のための施設又は(iii)アルコール中毒及び濫用物質サービス事務所によって運営、許可若しくは保証されている宿泊施設の宿泊者若しくは入院患者である場合であって、かつ、行為者が、当該宿泊者又は入院患者と婚姻していない、当該施設の従業員であるとき。本項にいう「従業員」は以下のいずれかの者をいう。被害者がかかる施設の宿泊者若しくは入院患者であることを知り、又は合理的に知っているべき、当該宿泊施設を運営している機関の従業員であり、かつ、宿泊者が宿泊している施設において、宿泊者に対し、直接的な看護、対処療法、医学的その他の治療、社会復帰訓練又は直接的な監督を提供する者。被害者がかかる施設の宿泊者であることを知り、又は合理的に知っているべき、当該宿泊施設の公務員その他の従業員、顧問、契約者又はボランティアで、かつ、宿泊者又は入院患者と直接的に接触する者。ただし、本項の規定は、かかる施設を運営する機関との契約に基づいて、ボランティアの場合にはかかる施設との書面による合意に基づいて、サービスを提供する顧問、契約者又はボランティアが、本項の規定に関する告知書を受領している場合にのみ適用される。また、「従業員」には、サービスを現に受けている、又は受けていた発達障害のある者であって、かかるサービスの提供者の従業員でもあり、かつ、性的接触に同意した成年者のサービス被提供者とかかる接触をした者は含まれない。
- (j) 警察官、保安官その他の法執行機関の職員により勾留又は拘置されている場合で

あって、かつ、行為者が、警察官、保安官その他の法執行機関の職員であって、(i) 被害者を勾留又は拘置している者であるか、(ii) 行為時に被害者が勾留又は拘置されていることを知り、又は、合理的に知っているべきとき。

### 第130.10条（性犯罪；制約；抗弁）

- 1 被害者が精神的に無能力である、精神的に能力が剥奪されている又は身体的に無能力であるために、同意能力を欠いていたことのみに基づいて、被害者の同意を欠いているとして、本章に基づいて訴追した場合には、被告人が、犯罪を構成する行為を行っていた時点において、かかる同意能力がないことの原因となる事実又は状況を知らなかったことは、法律上の抗弁となる。
- 2 正当な医学目的又はメンタル・ヘルス・ケア目的のために行われる行為は、本章第130.05条第3項(h)に規定する事情に基づいて同意能力がなかったとされる、本章各条の違反を構成しないものとする。
- 3 本章第130.05条第3項(h)に規定する事情に基づいて同意能力がなかったとされる、第130.25条に規定する第三級強姦罪、第130.40条に規定する第三級犯罪的性的行為罪、第130.65-a条に規定する第四級加重性的虐待罪又は第130.55条に規定する第三級性的虐待罪に基づいて訴追した場合には、依頼人又は患者が、ヘルス・ケア・プロバイダー又はメンタル・ヘルス・ケア・プロバイダーから、かかる行為は正当な医学的目的のために行われるものではない旨を明示的に忠告されていた後に、訴追の対象とされている当該行為に同意したことは、法律上の抗弁となる。
- 4 被害者が17歳未満である、精神的に無能力である、又は依頼者若しくは患者であって、行為者がヘルス・ケア・プロバイダーであることにより、又は被害者が州の矯正及び地域監督局若しくは病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されていて、行為者が従業員であることにより、又は第130.05条第3項(j)に掲げる事情のもと法執行機関に勾留又は拘置されていることにより、同意能力を欠いていたことのみに基づいて、被害者の同意を欠いているとして、本章に基づいて訴追した場合には、被告人が、被害者と本章第130.00条第4項に規定する婚姻していたことは、法律上の抗弁となる。

### 第130.16条（性犯罪；補強証拠）

同意の欠如が犯罪の成立要件となっており、それが被害者の精神的な障害又は無能力により同意する能力がないことのみによるものとされる、本章に規定される犯罪又はその未遂については、次に掲げる傾向のある他の証拠によって補強されない限り、被害者の証言のみによって有罪とすることはできない。

- (a) 実行行為が、事案によっては当該行為時において、当該被害者を性交、口淫、肛門性交又は性的接触に引き込むために行われたことを証明する；及び
- (b) 当該被告人を犯罪又はその未遂の実行と結び付ける

### 第130.20条（性的不品行罪）

次に掲げる行為をしたときは、性的不品行で有罪とする。

- 1 彼又は彼女が、他人とその同意なく性交したとき
  - 2 彼又は彼女が、他人とその同意なく口淫又は肛門性交したとき；又は
  - 3 彼又は彼女が、動物又は人間の死体と性的行為をしたとき
- 性的不品行罪は、A級軽罪である。

### 第130.25条（第三級強姦罪）

次に掲げる行為をしたときは、第三級強姦罪で有罪とする。

- 1 彼又は彼女が、17歳未満であること以外の理由で同意能力を欠く他人と性交したとき
  - 2 21歳以上である彼又は彼女が、17歳未満の他人と性交したとき；又は
  - 3 彼又は彼女が、同意の欠如が同意能力を欠くこと以外の理由によるものである場合に、他人とその同意なく性交したとき
- 第三級強姦罪は、E級重罪である。

### 第130.30条（第二級強姦罪）

次に掲げる行為をしたときは、第二級強姦罪で有罪とする。

- 1 18歳以上である彼又は彼女が、15歳未満の他人と性交したとき；又は
- 2 彼又は彼女が、精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と性交したとき。

行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは、本条第1項に規定する第二級強姦罪に対する法律上の抗弁となる。

第二級強姦罪は、D級重罪である。

### 第130.35条（第一級強姦罪）

次に掲げる場合において、彼又は彼女が他人と性交したときは、第一級強姦罪で有罪とする。

- 1 強制的強要による場合

- 2 その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合
  - 3 その他人が11歳未満である場合；又は
  - 4 その他人が13歳未満であり、かつ、行為者が18歳以上である場合
- 第一級強姦罪は、B級重罪である。

#### 第130.40条（第三級犯罪的性的行為罪）

次に掲げる行為をしたときは、第三級犯罪的性的行為で有罪とする。

- 1 彼又は彼女が、17歳未満であること以外の理由で同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交をしたとき
  - 2 21歳以上である彼又は彼女が、17歳未満の他人と口淫又は肛門性交をしたとき；又は
  - 3 彼又は彼女が、同意の欠如が同意能力を欠くこと以外の理由によるものである場合に、他人とその同意なく口淫又は肛門性交したとき
- 第三級犯罪的性的行為罪は、E級重罪である。

#### 第130.45条（第二級犯罪的性的行為罪）

次に掲げる行為をしたときは、第二級犯罪的性的行為罪で有罪とする。

- 1 18歳以上である彼又は彼女が、15歳未満の他人と口淫又は肛門性交したとき；又は
- 2 彼又は彼女が、精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交したとき。

行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは、本条第1項に規定する第二級犯罪的性的行為罪に対する法律上の抗弁となる。

第二級犯罪的性的行為罪は、D級重罪である。

#### 第130.50条（第一級犯罪的性的行為罪）

次に掲げる場合において、彼又は彼女が他人と口淫又は肛門性交したときは、第一級犯罪的性的行為罪で有罪とする。

- 1 強制的強要による場合
  - 2 その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合
  - 3 その他人が11歳未満である場合；又は
  - 4 その他人が13歳未満であり、かつ、行為者が18歳以上である場合
- 第一級犯罪的性的行為罪は、B級重罪である。

### 第130. 52条（強制的接触罪）

故意に、かつ、正当な目的なく次に掲げる行為をしたときは、強制的接触罪で有罪とする。

- 1 他人を墮落させ若しくは虐待する目的で、又は、自己の性的欲望を満たす目的で、他人の性器その他の人目につかない人体の部分に強制的に接触したとき
- 2 自己の性的欲望を満たす目的、及び、他人を墮落させ又は虐待する意図で、私的機関であると公的機関であるとを問わず、ニューヨーク州法又はその政令に基づいて交通を担う機関、権限者又は会社が運行するバス、電車又は地下鉄の乗客を性的接触に服従させたとき

### 第130. 53条（持続的性的虐待罪）

本章第130. 52条に規定する強制的接触罪、本章第130. 55条に規定する第三級性的虐待罪又は本章第130. 60条に規定する第二級性的虐待罪を犯した者で、かつ、何らかの理由により拘禁されていた期間を除いた過去10年以内に、本章第130. 52条に規定する強制的接触罪、本章第130. 55条に規定する第三級性的虐待罪、本章第130. 60条に規定する第二級性的虐待罪又はその遂行若しくは未遂が重罪となる本章に規定する犯罪により、別個の機会に刑が科される別個の刑事手続において、2回以上にわたって、有罪宣告を受けたことがある者は、持続的性的虐待罪で有罪とする。

持続的性的虐待罪は、E級重罪である。

### 第130. 55条（第三級性的虐待罪）

同意がないのに、他人を服従させて性的接触をさせた者は、第三級性的虐待罪で有罪とする。ただし、本条に基づく訴追においては、(a)当該他人が17歳未満であるために同意能力を欠いているということのみを理由として、同意が欠如しており、(b)当該他人が14歳を超え、かつ、(c)被告人が当該他人よりも5歳未満の範囲で年上であることは、法律上の抗弁となる。

第三級性的虐待罪は、B級軽罪である。

### 第130. 60条（第二級性的虐待罪）

彼又は彼女が、他人を服従させて性的接触をさせた場合で、当該他人が次に掲げる場合であるときは、第二級性的虐待罪で有罪とする。

- 1 17歳未満であること以外の理由により、同意能力を欠いている場合
- 2 14歳未満である場合

第二級性的虐待罪は、A級軽罪である。

### 第130.65条（第一級性的虐待罪）

次に掲げる場合において、彼又は彼女が、他人を服従させて性的接触をさせたときは、第一級性的虐待罪で有罪とする。

- 1 強制的強要による場合
- 2 その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合
- 3 その他人が11歳未満である場合；又は
- 4 その他人が13歳未満であり、かつ、行為者が21歳以上である場合

第一級性的虐待罪は、D級重罪である。

### 第130.65-a条（第四級加重性的虐待罪）

- 1 次に掲げる場合には、第四級加重性的虐待罪で有罪とする。

(a) 彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入した場合であって、かつ、当該他人が、17歳未満であること以外の理由により、同意能力を欠いている場合

(b) 彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせた場合であって、かつ、当該他人が、17歳未満であること以外の理由により、同意能力を欠いている場合

- 2 正当な医学的目的で行われた行為は、本条の規定に違反しない。

第四級加重性的虐待罪は、E級重罪である。

### 第130.66条（第三級加重性的虐待罪）

- 1 次に掲げる場合において、彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入したときは、第三級加重性的虐待罪で有罪とする。

(a) 強制的強要による場合

(b) その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合；又は

(c) その他人が11歳未満である場合

- 2 彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入して身体的傷害を負わせた場合であって、かつ、当該他人が、精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されていることにより、同意能力を欠いている場合には、第三級加重性的虐待罪で有罪とする。

- 3 正当な医学的目的で行われた行為は、本条の規定に違反しない。



第三級加重性的虐待罪は、D級重罪である。

#### 第130.67条（第二級加重性的虐待罪）

1 次に掲げる場合において、彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせたときは、第二級加重性的虐待罪で有罪とする。

(a) 強制的強要による場合

(b) その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合；又は

(c) その他人が11歳未満である場合

2 正当な医学的目的で行われた行為は、本条の規定に違反しない。

第二級加重性的虐待罪は、C級重罪である。

#### 第130.70条（第一級加重性的虐待罪）

1 次に掲げる場合において、彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入して身体的傷害を負わせたときは、第一級加重性的虐待罪で有罪とする。

(a) 強制的強要による場合

(b) その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合；又は

(c) その他人が11歳未満である場合

2 正当な医学的目的で行われた行為は、本条の規定に違反しない。

第一級加重性的虐待罪は、B級重罪である。

#### 第130.75条（第一級対児童連続性的行為罪）

1 3か月以上にわたり、次に掲げる行為をした者は、第一級対児童連続性的行為罪で有罪とする。

(a) 彼又は彼女が、11歳未満の子供と、少なくとも性交、口淫、肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為を2回以上行うこと；又は

(b) 18歳以上の彼又は彼女が、13歳未満の子供と、少なくとも性交、口淫、肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為を2回以上行うこと

2 別に訴追される犯罪が、本条に基づく訴追の対象となった期間以外に行われたものでない限り、同一被害者に対する他の性犯罪により重ねて訴追されることはない。

第一級対児童連続性的行為罪は、B級重罪である。

#### 第130.80条（第二級対児童連続性的行為罪）

1 3か月以上にわたり、次に掲げる行為をした者は、第二級対児童連続性的行為罪で

有罪とする。

(a) 彼又は彼女が、11歳未満の子供と、性的行為を2回以上行うこと；又は

(b) 18歳以上の彼又は彼女が、13歳未満の子供と、性的行為を2回以上行うこと

2 別に訴追される犯罪が、本条に基づく訴追の対象となった期間以外に行われたものでない限り、同一被害者に対する他の性犯罪により重ねて訴追されることはない。

第二級対児童連続性的行為罪は、D級重罪である。

### 第130.85条（女性器切除罪）

1 次に掲げる行為をした者は、女性器切除罪で有罪とする。

(a) 18歳未満の他人の大陰唇、小陰唇若しくは陰核の全部又は一部を、故意に割礼、切除又は縫合すること

(b) 18歳未満の子供の世話及び養育に法的責任と義務がある、親、後見人その他の者が、当該子供の大陰唇、小陰唇若しくは陰核の全部又は一部の割礼、切除又は縫合に同意すること

2 かかる割礼、切除及び縫合は、当該行為が次に掲げる場合には、本条の規定に違反しない。

(a) 当該行為が施される者の健康にとって必要であり、施術地において、開業医として許可を受けた者によって行われる場合

(b) 陣痛中又は出産直後の者に対し、当該陣痛又は出産に関する医学的目的で、施術地において、開業医若しくは助産師又は開業医若しくは助産師になるための訓練中の者として許可を受けた者によって行われる場合

3 本条第2項(a)の適用に当たっては、かかる行為が信仰から施される者又は習慣若しくは儀式として施される者に対する影響を考慮してはならない。

女性器切除罪は、E級重罪である。

### 第130.90条（禁制薬物により性犯罪を促進する罪）

次に掲げる行為をした者は、禁制薬物により性犯罪を促進する罪で有罪とする。

1 故意かつ違法に、禁制薬物又は入手するのに処方箋が必要な調合薬、合成薬、混合薬若しくは薬物を所持し、かつ、他人に対し、その同意がないのに、本章に規定する重罪を構成する行為を当該他人に行う意図を有して、かかる禁制薬物又は入手するのに処方箋が必要な調合薬、合成薬、混合薬若しくは薬物を投与し；かつ

2 本章に規定する重罪を構成する行為を実行する、又は実行に着手すること  
禁制薬物により性犯罪を促進する罪は、D級重罪である。

### 第130.91条（性的動機による重罪）

- 1 自己の性欲を満たすことのみを目的として、又はそれを重要な目的として、特定犯罪を行ったときは、性的動機による重罪を犯したこととする。
- 2 「特定犯罪」とは、次に掲げる規定の重罪のことをいう：第120.05条に規定する第二級暴行罪、第120.10条に規定する第一級暴行罪、第120.06条に規定する第二級集団暴行罪、第120.07条に規定する第一級集団暴行罪、第120.60条に規定する第一級ストーカー行為罪、第121.12条に規定する第二級窒息罪、第121.13条に規定する第一級窒息罪、第125.15条第1項に規定する第二級故殺罪、第125.20条に規定する第一級故殺罪、第125.25条に規定する第二級謀殺罪、第125.26条に規定する加重謀殺罪、第125.27条に規定する第一級謀殺罪、第135.20条に規定する第二級拐取罪、第135.25条に規定する第一級拐取罪、第140.20条に規定する第三級不法侵入罪、第140.25条に規定する第二級不法侵入罪、第140.30条に規定する第一級不法侵入罪、第150.15条に規定する第二級放火罪、第150.20条に規定する第一級放火罪、第160.05条に規定する第三級強盗罪、第160.10条に規定する第二級強盗罪、第160.15条に規定する第一級強盗罪、第230.30条に規定する第二級売春促進罪、第230.32条に規定する第一級売春促進罪、第230.33条に規定する売春強要罪、第230.34条aに規定する児童性的取引罪、第235.22条に規定する第一級対未成年者わいせつ物頒布罪、第263.05条に規定する性的興行児童使役罪、第263.10条に規定する児童わいせつ性的興行主催罪、第263.15条に規定する児童性的興行主催罪又はこれら犯罪の未遂罪若しくは共謀罪

### 第130.95条（捕食的性的暴行罪）

彼又は彼女が、本章に規定する、第一級強姦罪、第一級犯罪的性的行為罪、第一級加重性的虐待罪又は第一級対児童連続性的行為罪を犯し、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、捕食的性的暴行罪で有罪とする。

- 1 犯罪の実行中又はその場から逃走する際、彼又は彼女が
  - (a) 犯罪の被害者に対して重大な身体的傷害を与えた場合；又は
  - (b) 危険な道具を用いる若しくは直ちに使う旨脅迫した場合
- 2 彼又は彼女が、被害者に加えて更に1人以上の者に対し、本章に規定する第一級強姦罪、第一級犯罪的性的行為罪、第一級加重性的虐待罪若しくは第一級対児童連続性的行為罪を構成する行為を行った場合；又は
- 3 彼又は彼女が、本章に規定する重罪、本編第225.25条に規定する近親相姦罪若しくは本編第263.05条に規定する性的興行児童使役罪により、過去に有罪宣告を受けてい

た場合

捕食的性的暴行罪は、AⅡ級重罪である。

#### **第130.96条（捕食的対児童性的暴行罪）**

18歳以上の者が、本章に規定する、第一級強姦罪、第一級犯罪的性的行為罪、第一級加重性的虐待罪又は第一級対児童連続性的行為罪を犯した場合で、かつ、被害者が13歳未満である場合には、捕食的対児童性的暴行罪で有罪とする。

捕食的対児童性的暴行罪は、AⅡ級重罪である。

#### **第255.25条（第三級近親相姦罪）**

姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者と婚姻し、又は性交、口淫若しくは肛門性交をした者は、第三級近親相姦罪で有罪とする。

第三級近親相姦罪は、E級重罪である。

#### **第255.26条（第二級近親相姦罪）**

姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者に対し、第130.30条に規定する第二級強姦罪、第130.45条に規定する第二級犯罪的性的行為罪を行った者は、第二級近親相姦罪とする。

第二級近親相姦罪は、D級重罪である。

#### **第255.27条（第一級近親相姦罪）**

姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者に対し、第130.35条第3項又は同条第4項に規定する第一級強姦罪、第130.50条第3項又は同条第4項に規定する第一級犯罪的性的行為罪を行った者は、第一級近親相姦罪で有罪とする。

第一級近親相姦罪は、B級重罪である。

## ○ 刑事訴訟法

### 第30.10条（公訴の時宜，時効期間）

- 1 刑事の手續は，本条の以下の各項に規定する時効期間内に開始されなければならない。
- 2 第3項に規定する場合を除き
  - (a) A級重罪，刑法第130.35条に規定する第一級強姦罪，刑法第130.50条に規定する若しくは規定していた罪，刑法第130.70条に規定する第一級加重性的虐待罪，刑法第130.75条に規定する第一級対児童連続性的行為罪又は刑法第255.27条に規定する第一級近親相姦罪の公訴は，いつでも開始することができる。
  - (a-1) 刑法第130.30条第2項に規定する第二級強姦罪，刑法第130.45条第2項に規定する第二級犯罪的性的行為罪，刑法第255.26条に規定する第二級近親相姦罪（犯された犯罪が刑法第130.30条第2項に規定する第二級強姦罪又は刑法第130.45条第2項に規定する第二級犯罪的性的行為罪の場合）の公訴は，その行為から20年以内又はその罪が最初に法執行機関に報告されてから10年以内のいずれか早い時点までに開始されなければならない。
  - (a-2) 刑法第130.25条第1項又は同条第3項に規定する第三級強姦罪，刑法第130.40条第1項又は同条第3項に規定する第三級犯罪的性的行為罪の公訴は，その行為から10年以内に開始されなければならない。
  - (b) その他重罪の公訴は，その行為から5年以内に開始されなければならない。
  - (c) 軽罪の公訴は，その行為から2年以内に開始されなければならない。
  - (d) （略）
- 3 第2項の規定にかかわらず，刑事の手續の開始のための時効期間は，下記に示される場合においては下記のとおり延長される。
  - (a)～(d) （略）
  - (e) 刑法第130.80条に規定する第二級対児童連続性的行為罪の公訴は，最も直近の性的行為の遂行の5年以内に開始されればよい。
  - (f) 本条第2項(a)に規定される性犯罪を除き，18歳未満の児童に対して行われた刑法第130条に規定する性犯罪，18歳未満の児童に対して行われた刑法第255.27条，第255.26条及び第255.25条に規定する第一級，第二級及び第三級近親相姦罪又は刑法第263.05条に規定する性的活動における児童の悪用の罪に関する公訴については，時効期間は，当該児童が23歳に達するか又はその罪が法執行当局若しくは州の児童虐待若しくは児童酷使に関する州中央登録に報告されるまでのいずれか早い時点まで進

行を開始しない。

(g) (略)

4 (略)

○ 刑事法

第1編 犯罪及び刑罰

第9章 性的暴行を含む人に対する犯罪及び公序良俗に対する犯罪

第1節 強姦，誘拐，子供に対する性的虐待及び誘惑

第261条

(a) 強姦は、以下のいずれかの場合において、行為者の配偶者を除く被害者に対してなされる性交をいう。

(1) 被害者が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いている場合であって，かつ，そのことにつき，行為者が知っている，又は，合理的に知っているべき場合。この場合，ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の存在にかかわらず，検察官は，犯罪の要件として，当該精神障害，発達障害又は身体的障害により，当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(2) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反してなされる場合

(3) 被害者が，中毒性薬物，麻酔性薬物その他禁制薬物により，抵抗できなくされた場合であって，かつ，行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合

(4) 被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識である場合であって，かつ，行為者がそのことを知っている場合。本項において用いられている「当該行為の性質につき無意識である」というのは，当該被害者が次に掲げるいずれかの状況にあるために，抵抗ができないことを意味する。

(A) 意識を失っていた又は睡眠中であった

(B) 当該行為が行われていることに気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかった

(C) 行為者の欺罔により，行為の重要な特性につき，気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかった

(D) 当該性交には，職業的な目的がないのに，これがあるかのように装って，行為者がその旨虚偽の説明をしたために，行為の重要な特性につき，気付いていなか

った、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

- (5) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合
  - (6) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合。本項において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。
  - (7) 被害者又は第三者を拘禁、逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合。本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇用された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。
- (b) 本条において用いられている「強制」とは、通常的感受性をもった合理的な人物に対し、そうされなければ行わないであろう行為を強要させるに足りる、又は、そうされなければ同意しないであろう行為に同意させるに足りる、威力、暴力、危険又は報復の直接的若しくは暗示的脅迫を意味する。この場合、被害者の年齢及び行為者との関係を含む全ての事情が、「強制」の存在を判断する考慮要素となる。
- (c) 本条において用いられている「脅迫」とは、他者に対して傷害を与える意図を示すあらゆる脅し、宣告又は行為を意味する。

## 第261.5条

- (a) 不法な性交とは、被害者が未成年の場合に、行為者の配偶者を除く被害者に対してなされる性交をいう。本条において、「未成年」とは18歳未満の者をいい、「成人」とは18歳以上の者をいう。
- (b) 行為者よりも3年以下の範囲で年長又は年少の未成年を相手に、不法な性交を行った者は、軽罪で有罪とする。
- (c) 行為者よりも3年を超える年少の未成年を相手に、不法な性交を行った者は、軽罪又は重罪のいずれかで有罪とし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑又は第1170条(h)に基づく拘禁刑で処罰される。
- (d) 21歳以上の行為者が、16歳未満の未成年を相手に、不法な性交を行った場合には、



軽罪又は重罪のいずれかで有罪とし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑又は第1170条(h)に基づく2年、3年若しくは4年の拘禁刑で処罰される。

(e) (略)

### 第261.6条

第261条、第262条、第286条、第287条、第289条又は改正前の第288条aの犯罪について、同意が争われた場合には、その「同意」とは、自由意思に基づく、行為又は態度による積極的な協力を意味することとする。その場合、当該被害者は、自由にかつ任意に行動できることを要し、また、関連する行為ややり取りの特性について知識を有していることを要する。

第261条、第262条、第286条、第287条、第289条又は改正前の第288a条の犯罪について、同意が争われている場合に、現在若しくは以前に交際関係又は婚姻関係があったとしても、そのことにより、同意があったとみなされることはない。

本条の規定は、同意の争点に関する証拠能力及び挙証責任に何らの影響をも及ぼさないものとする。

### 第261.7条

第261条、第262条、第286条、第287条、第289条又は改正前の第288a条の犯罪について、同意が争われている場合に、被害者が、被告人に対し、コンドームその他の避妊具を用いることを示唆、要求その他の方法で伝えたという証拠については、更なる同意に関する証拠がない限り、それのみでは、同意があったとするには不十分である。

### 第262条

(a) 被害者が行為者の配偶者である場合には、以下のいずれかの状況において、性交が行われたときに、強姦となる。

- (1) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反してなされる場合
- (2) 被害者が、中毒性薬物、麻醉性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知るべきであった場合
- (3) 被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識である場合であって、かつ、行為者がそのことを知っている場合。本項において用いられている「当該行為の性質につき無意識である」というのは、当該被害者が次に掲げるいずれかの状況にあるために、抵抗することができないことを意味する。

- (A) 意識を失っていた又は睡眠中であった
- (B) 当該行為が行われていることに気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかった
- (C) 行為者の欺罔により，行為の重要な特性につき，気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかった
- (4) 被害者又は第三者に対し，将来，報復する旨脅迫することにより，当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって，かつ，行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合。本項において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは，拐取する，誣告して投獄する又は極度の痛み，重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。
- (5) 被害者又は第三者を拘禁，逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより，当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって，かつ，当該被害者が，行為者が公務員であると合理的に信じた場合。本項において用いられている「公務員」とは，当該地位により，拘禁，逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇用された者を意味する。この場合，当該行為者が，真にかかる公務員であるか否かは問わない。
- (b) 本条において用いられている「強制」とは，通常的感受性をもった合理的な人物に対し，そうされなければ行わないであろう行為を強要させるに足りる，又は，そうされなければ同意しないであろう行為に同意させるに足りる，威力，暴力，危険又は報復の直接的若しくは暗示的脅迫を意味する。この場合，被害者の年齢及び行為者との関係を含む全ての事情が，「強制」の存在を判断する考慮要素となる。
- (c) 本条において用いられている「脅迫」とは，他者に対して傷害を与える意図を示すあらゆる脅し，宣告又は行為を意味する。
- (d) (略)

## 第263条

強姦罪の本質は，被害者の人格と感情を踏みにじることにある。いかなる性的挿入も，それがどれほど軽微なものであっても，当該犯罪を成立させるのに十分である。

## 第264条

- (a) 本条(c)の場合を除き，第261条及び第262条の強姦罪を犯した者は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (b) 本条で科される刑に加え，裁判官は，第261条又は第262条に違反した者に対し，当

該罰金による歳入が第1463.23条の規定に従って支出されるように、70ドル以下の罰金を併科することができる。ただし、裁判官は、被告人の支払い能力を考慮しなければならず、また、本項により科され得る罰金を支払う能力がないことをもって、当該被告人の保護観察を否定してはならない。

- (c) (1) 14歳未満の子供に対して第261条(a)(2)の強姦を犯した者は、州刑務所において、9年、11年又は13年の拘禁刑に処する。
- (2) 14歳以上の未成年者に対して第261条(a)(2)の強姦を犯した者は、州刑務所において、7年、9年又は11年の拘禁刑に処する。
- (3) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定に基づく訴追を妨げない。

### 第264.1条

- (a) 第264条の規定にかかわらず、被告人が、威力又は暴行により被害者の意思に反して、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幫助し教唆することによって、第261条、第262条又は第289条に規定する行為を行った場合には、正式起訴又は略式起訴によって訴追されねばならず、その事実が、陪審裁判において陪審員により認定され、裁判官裁判において裁判所により認定され、又は、当該被告人が事実を認めたときは、州刑務所において、5年、7年又は9年の拘禁刑に処する。
- (b) (1) 14歳未満の子供に対して本条(a)の罪を犯した者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。
- (2) 14歳以上の未成年者に対して本条(a)の罪を犯した者は、州刑務所において、7年、9年又は11年の拘禁刑に処する。
- (3) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定に基づく訴追を妨げない。

### 第269条

- (a) 14歳未満で、かつ、自己よりも7年以上年少の被害者に対し、次に掲げる犯罪のいずれかを犯した者は、子供に対する加重性的暴行により有罪とする。
  - (1) 第261条(a)(2)又は(6)の強姦罪
  - (2) 共同しての第264.1条の強姦罪又は性的挿入罪
  - (3) 第286条(c)(2)若しくは(3)又は(d)の肛門性交罪
  - (4) 第287条又は改正前の第288a条(c)(2)若しくは(3)又は(d)の口淫罪
  - (5) 第289条(a)の性的挿入罪
- (b) 本条に違反した者は、重罪で有罪となり、州刑務所において、15年以上終身までの拘禁刑に処する。

(c) 複数の犯罪が、第667.6条(d)が規定するように、別個の被害者に対するものを含むとき、又は、複数の場面における同一の被害者に対するものを含むときは、裁判所は、本条に基づいて有罪宣告を受けた各犯罪につき、連続的に刑を科さなければならない。

## 第5節 重婚、近親相姦及び自然に反する犯罪

### 第286条

- (a) 肛門性交は、一方当事者の陰茎と他方当事者の肛門との接触により構成される性行為である。性的挿入がいかにか軽微であっても、肛門性交罪を成立させるのに十分である。
- (b) (1) 第288条の場合を除き、18歳未満の者との肛門性交に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。
- (2) 第288条の場合を除き、16歳未満の者との肛門性交に参加した21歳超の者は、重罪で有罪とする。
- (c) (1) 14歳未満でかつ自己よりも10歳超年少の者との肛門性交に参加した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (2) (A) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、被害者の意思に反して肛門性交した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (B) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、被害者の意思に反して、14歳未満の被害者と肛門性交した者は、州刑務所において、9年、11年又は13年の拘禁刑に処する。
- (C) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、被害者の意思に反して、14歳以上の未成年の被害者と肛門性交した者は、州刑務所において、7年、9年又は11年の拘禁刑に処する。
- (D) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。
- (3) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して肛門性交が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していた場合には、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (d) (1) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐

怖を用いて、当該被害者の意思に反し、肛門性交を行った場合、又は、被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して肛門性交が行われ、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していた場合において、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幫助し教唆することによって、肛門性交を行った者は、州刑務所において、5年、7年又は9年の拘禁刑に処する。

(2) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幫助し教唆することによって、14歳未満の者と肛門性交を行った者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。

(3) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幫助し教唆することによって、14歳以上の未成年者と肛門性交を行った者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。

(4) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。

(e) 第4504条に規定する州刑務所又は第6031.4条に規定する地方留置施設に拘禁中の者との肛門性交に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。

(f) 被害者が被害時に当該行為の特性を意識していない場合において、そのことを行為者が知りながら、肛門性交したときは、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合の「当該行為の特性を意識していない」というのは、被害者が次に掲げるいずれかの状況にあるために、抵抗することができないことを意味する。

(1) 意識を失っていた又は睡眠中であった

(2) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(3) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(4) 当該肛門性交には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(g) 本条(h)に規定する場合を除き、被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合において、肛門性交をした当該行為者

は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(h) 被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いており、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合で、被告人及び被害者の双方が、精神障害者の介護・治療のための州病院又は郡精神衛生局長により承認された精神障害者の介護・治療のための公的若しくは私的施設に收容されているときに、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(i) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合において、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(j) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(k) 被害者又は第三者を拘禁、逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合において、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇用された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。

(l) 本条(c)及び(d)において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。

(m) 本条で科される刑に加え，裁判官は，本条に違反した者に対し，当該罰金による歳入が第1463.23条の規定に従って支出されるように，70ドル以下の罰金を併科することができる。ただし，裁判官は，被告人の支払い能力を考慮しなければならず，また，本項により科され得る罰金を支払う能力がないことをもって，当該被告人の保護観察を否定してはならない。

## 第287条

- (a) 口淫とは，一方の口と他方の性器又は肛門とが結合する行為である。
- (b) (1) 第288条に規定する場合を除き，18歳未満の者との口淫に参加した者は，州刑務所又は郡刑務所において，1年以下の拘禁刑に処する。
- (2) 第288条に規定する場合を除き，16歳未満の者との口淫に参加した21歳超の者は，重罪で有罪とする。
- (c) (1) 14歳未満でかつ自己よりも10年超年少の者との口淫に参加した者は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (2) (A) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して口淫した者は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (B) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して，14歳未満の者と口淫した者は，州刑務所において，8年，10年又は12年の拘禁刑に処する。
- (C) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して，14歳以上の未成年者と口淫した者は，州刑務所において，6年，8年又は10年の拘禁刑に処する。
- (D) 本項の規定は，第269条，第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。
- (3) 被害者又は第三者に対し，将来，報復する旨脅迫することにより，当該被害者の意思に反して口淫が行われた場合であって，かつ，行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していた場合には，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (d) (1) 自発的に他人と共同して，自ら又はその他人を幫助し教唆することによって，口淫を行った場合において，(A)威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して行われたとき，(B)被害者又は第三者に対し，将来，報復する旨脅迫するこ

とにより、当該被害者の意思に反して口淫が行われたときであって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していたとき、又は、(C)被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いており、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべきときには、州刑務所において、5年、7年又は9年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の任命にかかわらず、検察官は、パラグラフ(3)で規定する犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(2) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幫助し教唆することによって、14歳未満の者と口淫を行った者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。

(3) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幫助し教唆することによって、14歳以上の未成年者と口淫を行った者は、州刑務所において、8年、10年又は12年の拘禁刑に処する。

(4) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。

(e) 第4504条に規定する州刑務所又は第6031.4条に規定する地方留置施設に拘禁中の者との口淫に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。

(f) 被害者が被害時に当該行為の特性を意識していない場合において、そのことを行為者が知りながら、口淫したときは、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合の「当該行為の特性を意識していない」というのは、被害者が次に掲げるいずれかの状況にあるために、抵抗することができないことを意味する。

(1) 意識を失っていた又は睡眠中であつた

(2) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(3) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(4) 当該口淫には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった



(g) 本条(h)に規定する場合を除き、被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(h) 被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いており、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合で、被告人及び被害者の双方が、精神障害者の介護・治療のための州病院又は郡精神衛生局長により承認された精神障害者の介護・治療のための公的若しくは私的施設に収容されているときに、口淫をした当該行為者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(i) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(j) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(k) 被害者又は第三者を拘禁、逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇用された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。

(l) 本条(c)及び(d)において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取

する，誣告して投獄する又は極度の痛み，重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。

- (m) 本条で科される刑に加え，裁判官は，本条に違反した者に対し，当該罰金による歳入が第1463.23条の規定に従って支出されるように，70ドル以下の罰金を併科することができる。ただし，裁判官は，被告人の支払い能力を考慮しなければならず，また，本項により科され得る罰金を支払う能力がないことをもって，当該被告人の保護観察を否定してはならない。

## 第288条

- (a) 本条(i)で規定される場合を除き，14歳未満の子供に対し，行為者又は当該子供の肉欲，情欲若しくは性的欲望を刺激し，求め又は満足させる目的で，意図的かつ淫らに，わいせつ又は淫らな行為（第1部で規定された他の犯罪を構成する行為を含む。）をした者は，重罪で有罪とし，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (b) (1) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，本条(a)に規定する行為を行った者は，重罪で有罪とし，州刑務所において，5年，8年又は10年の拘禁刑に処する。
- (2) 保護管理者が，保護管理されている者に対し，本条(a)に規定する目的で，威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，本条(a)に規定する行為を行った場合には，重罪で有罪とし，州刑務所において，5年，8年又は10年の拘禁刑に処する。
- (c) (1) 被害者が14歳又は15歳の子供に対し，当該子供よりも10年以上年長の者が，本条(a)に規定する目的で，同項に規定する行為を行った場合には，公共犯罪で有罪とし，州刑務所において，1年，2年若しくは3年の，又は，郡刑務所において，1年以下の拘禁刑に処する。当該行為者が当該子供よりも10年以上年長かどうかは，当該行為者の生年月日と当該子供の生年月日の差をもって決することとする。
- (2) 保護管理者が，保護管理されている者に対し，本条(a)に規定する目的で，同項に規定する行為を行った場合には，公共犯罪で有罪とし，州刑務所において，1年，2年若しくは3年の，又は，郡刑務所において，1年以下の拘禁刑に処する。
- (d) 本条又は第288.5条に基づく逮捕又は訴追に当たっては，治安官吏，地方検事及び裁判官は，被害者の子供又は保護管理されている者のニーズを考慮しなければならず，また，訴訟手続に参加することによって生じる，被害者の子供に対する精神的傷害を防ぐために，又は，保護管理されている者に対する精神的傷害を防ぐために，現在の財源の範囲内で必要かつ憲法上許されるあらゆることをしなければならない。

(e) 本条(a)又は(b)を犯した者に対する有罪宣告に当たり、裁判所は、被告人に対し、刑罰又は罰金に加えて、1000ドル以下の付加的罰金を支払うよう命ずることができる。裁判所は、その金額を定めるに当たっては、犯罪の深刻さ及び重大さ、犯情、被告人が当該犯罪から経済的利益を得たかどうか、当該犯罪による被害者の経済的損失の程度（ただし、それらだけには限定されない。）を含む関連要素を考慮しなければならない。本条に基づき科され、徴収される罰金は、被害者・証人支援基金に預けられ、第13837条に基づく、児童の性的搾取及び児童の性的虐待被害者相談センター及び防止プログラムに対する資金提供に利用され得る。

裁判所が、本項に基づいて、罰金を命ずる場合には、当該罰金の徴収の行政的費用は、支払われる合計金額の2パーセントを超えない範囲で、郡の支出と利益のために、郡の公庫に支払われることができる。

(f) 本条(b)(2)及び(c)(2)においては、以下の定義が適用される。

(1) 「保護管理者」とは、次に掲げる公的又は私的施設のいずれかが高齢者又は被保護管理者に対する介護を提供する場合の、当該施設の所有者、経営者、管理者、従業員、独立契約者、代理人又はボランティアをいう。

(A)～(P)【略。なお、(F)児童養護施設等が含まれる。】

(2) (略)

(3) 「保護管理されている者」とは、その者が自立して生活しているかにかかわらず、通常の活動を行うための若しくは自己の権利を保護するための能力が制限される身体的又は精神的損傷を有する者をいい、身体障害若しくは発達障害を有する者又は高齢によりその肉体的若しくは精神的能力が相当程度減退している者を含む（ただし、これらの者に限定されない。）。（以下、略）

(g) 本条(b)(2)及び(c)(2)の規定は、これら公的又は私的施設で働く所有者、経営者、管理者、従業員、独立契約者、代理人又はボランティアが、本条(b)(2)及び(c)(2)に規定する行為を自ら行う、又は、共謀、幫助、教唆若しくは促進した場合にのみ適用する。

(h) 本条(b)(2)及び(c)(2)の規定は、保護管理者が、当該保護管理されている者の配偶者である又はそれと同等の家族関係にある場合には適用しない。

(i) (1) 本条(a)により有罪宣告を受けた者は、当該被告人が被害者に対して直接的に身体的傷害を負わせた場合には、州刑務所において、仮釈放の可能性のある終身刑に処する。

(2) 本項により科される刑は、当該被告人が被害者に対して直接的に身体的傷害を負わせたことを自白する又は証明されない限り適用しない。

- (3) 本項で用いられている「身体的傷害」は、当該犯行を行うのに必要な範囲を超える有形力を行使したために生じた重大な身体的傷害をいう。

#### 第288.5条

- (a) 未成年の子供と同居している、又は、子供に反復的に接近する者が、3か月以上の期間にわたり、当該行為の時点で14歳未満の子供と、3回以上、第1203.066条(b)に規定する重大な性行為【下記訳注参照】を行った場合、又は、当該行為の時点で14歳未満の子供と、3回以上、第288条に規定するわいせつ又は淫らな行為を行った場合は、児童に対する継続的性的虐待の罪で有罪とし、州刑務所において、6年、12年又は16年の拘禁刑に処する。

【訳注：第1203.066条(b)「重大な性行為」とは、被害者若しくは行為者の膣又は直腸に対する、被害者若しくは行為者の陰茎又は異物の挿入、口淫又は被害者若しくは行為者のいずれかの自慰行為をいう。】

- (b) 本条に基づいて有罪宣告を行う場合には、陪審は、事実認定に当たり、要件とされている回数の行為が行われたことについてのみ全員一致で合意すれば足り、どの行為によって要件とされている回数が満たされるのかについては合意する必要はない。
- (c) 同一の被害者に対する別個の、当該行為の時点で14歳未満の子供と行った、第1203.066条(b)に規定する重大な性行為又は第288条に規定するわいせつ又は淫らな行為については、当該別個の犯罪が、本条に基づく起訴の対象となっている期間外に行われたものでない限り、又は、当該別個の犯罪が択一的に起訴されているのでない限り、本条に基づく起訴と同一手続において起訴することはできない。2人以上の被害者が関係し、各被害者につき、別個の訴因として起訴し得る場合を除き、被告人は、本条に基づいては、1個のみの訴因で起訴される。

#### 第288.7条

- (a) 10歳以下の子供と性交又は肛門性交した18歳以上の者は、重罪で有罪とし、州刑務所において、25年から終身までの拘禁刑に処する。
- (b) 10歳以下の子供と、第289条に規定する口淫又は性的挿入を行った18歳以上の者は、重罪で有罪とし、州刑務所において、15年から終身までの拘禁刑に処する。

#### 第289条

- (a) (1) (A) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して、性的挿入をした者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(B) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して，14歳未満の者に性的挿入をした者は，州刑務所において，8年，10年又は12年の拘禁刑に処する。

(C) 威力，暴行，強制，脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該被害者の意思に反して，14歳以上の未成年者に性的挿入をした者は，州刑務所において，6年，8年又は10年の拘禁刑に処する。

(D) 本項の規定は，第269条，第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。

(2) 被害者又は第三者に対し，将来，報復する旨脅迫することにより，当該被害者の意思に反して性的挿入が行われた場合であって，かつ，行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していた場合には，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。

(b) 本条(c)に規定する場合を除き，被害者が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いている場合であって，かつ，そのことにつき，行為者が知っている，又は，合理的に知っているべき場合において，性的挿入をした当該行為者は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合，ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の任命にかかわらず，検察官は，犯罪の要件として，当該精神障害，発達障害又は身体的障害により，当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(c) 被害者が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いており，かつ，そのことにつき，行為者が知っている，又は，合理的に知っているべき場合で，被告人及び被害者の双方が，精神障害者の介護・治療のための州病院又は郡精神衛生局長により承認された精神障害者の介護・治療のための公的若しくは私的施設に収容されているときに，性的挿入をした当該行為者は，州刑務所又は郡刑務所において，1年以下の拘禁刑に処する。この場合，ランターマン・ペトリス・ショート法（福祉及び施設法第5部の（第5000条から始まる）第1編）の規定による保護者の存在にかかわらず，検察官は，犯罪の要件として，当該精神障害，発達障害又は身体的障害により，当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

(d) 被害者が被害時に当該行為の特性を意識していない場合において，そのことを行為者が知りながら，性的挿入をしたときは，州刑務所において，3年，6年又は8年の

拘禁刑に処する。この場合の「当該行為の特性を意識していない」というのは、被害者が次に掲げるいずれかの状況にあるために、抵抗することができないことを意味する。

(1) 意識を失っていた又は睡眠中であった

(2) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(3) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(4) 当該性的挿入には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

(e) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合において、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(f) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(g) 被害者又は第三者を拘禁、逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合において、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇用された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。

(h) 第288条に規定している場合を除き、18歳未満の者との性的挿入に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。

(i) 第288条に規定している場合を除き、16歳未満の者との性的挿入に参加した21歳超の者は、重罪により有罪とする。

(j) 14歳未満でかつ自己よりも10年超年少の者との性的挿入に参加した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

(k) 本条において用いられている

(1) 「性的挿入」とは、それがいかに軽微であっても、性的興奮、性的満足又は虐待の目的で、異物、物質、器具若しくは装置又は不明の物体を、他人の性器若しくは肛門に挿入する、又は、他人をして被告人の若しくは他人の性器若しくは肛門に挿入させる行為をいう。

(2) 「異物、物質、器具若しくは装置」には、性器以外の肉体の一部も含まれる。

(3) 「不明の物体」には、挿入された物が、陰茎なのか、異物、物質、器具又は装置なのか、肉体の他の部分なのかが不明である場合の、異物、物質、器具及び装置並びに陰茎を含む肉体の一部が含まれる。

(l) 本条(a)において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。

(m) 本条において用いられている「被害者」には、被告人が被告人若しくは第三者の性器若しくは肛門への挿入行為を行わしめた者、又は、その性器若しくは肛門に被告人若しくは第三者が挿入した者であって、その他の点では被害者として本条の要件を満たす者も含まれる。

## 第15章 諸罪

### 第2節 その他の罪

#### 第647条

本条(b)(5)又は(k)に定める場合を除き、次に掲げる行為に及んだ者は、軽罪である治安紊乱行為で有罪となる。

(a)～(h) (略)

(i) 所有者又は居住者との間に明白な又は適法な用件がないのに、いつであるかを問わず、他人の私有地を徘徊し、うろつき、又はさまよいながら、現住建造物又は構造物のドア又は窓からのぞき見た者。

(j)(1) 内部にいる1人又は複数人のプライバシーを侵害することを意図して、潜望鏡、望遠鏡、双眼鏡、カメラ、映画用カメラ、VTR一体型ビデオカメラ、携帯電話、電子機器、無人航空機を含むがこれらに限定されないあらゆる手段によって、寝室、浴室、更衣室、試着室、化粧室、日焼け用ブースの内部、又は使用者がプライバシーを合理的に期待できる領域の内部を、穴又は開口部を通してのぞき、又は別の方法で見た者。本項は、通貨又は他の流通証券を計算するために使用される民間企業の領域には適用されない。

- (2) 身体又は下着を見る目的で、隠匿されたVTR一体型ビデオカメラ、映画用カメラ、又はあらゆる種類の写真カメラを使用して、識別可能な他人を、衣服の下から又は衣服越しに、その者の同意又は認識なく、ひそかに、録画し、フィルム撮影し、写真撮影し、又は電子的方法により記録した場合であって、自らの色欲、情欲、又は性的欲望を喚起し、これらの欲望に訴え、又は満足させるとともに、プライバシーを合理的に期待できる状況下にある他人のプライバシーを侵害する意図を有していた場合。本項において、「識別可能な」とは、特定が可能であること又は認識され得ることをいい、被害者自身を含む誰かが、被害者であると特定又は認識可能であることを意味する。実際に、被害者の素性が明らかになる必要はない。
- (3) (A) 隠匿されたVTR一体型カメラ、映画用カメラ、又はあらゆる種類の写真カメラを使用して、寝室、浴室、更衣室、試着室、化粧室、日焼け用ブースの内部、又はプライバシーの合理的期待を有するその他の領域内にいる、衣服の全部又は一部を脱いだ状態にあるかもしれない識別可能な他人を、その身体又は下着を見る目的で、その者のプライバシーを侵害する意図をもって、その者の同意又は認識なく、ひそかに、録画し、フィルム撮影し、写真撮影し、又は電子的方法により記録した者。本項において、「識別可能な」とは、特定が可能であること又は認識され得ることをいい、被害者自身を含む誰かが、被害者であると特定又は認識可能であることを意味する。実際に被害者の素性が明らかになる必要はない。
- (B) 次に掲げる場合のいずれについても、本項で定める罪に対する抗弁とならない。
- (i) 被告人が、被害者の同居人、家主、借用者、共同借用者、雇用者、従業員、ビジネスパートナー、同僚又はこれらの代理人であること。
- (ii) 被害者が衣服の全部又は一部を脱いでいなかったこと。
- (4) (A) 識別可能な他人の1か所若しくは複数箇所の秘部の画像、描かれた者が性交、肛門性交、口腔性交若しくは性的挿入を行っている画像、描かれた者自身の又は他人がかかわる自慰行為の画像を、描かれた者らの内密にされるとの同意又は理解がある状況下において、故意に流布し、かつ、画像の流布者が、当該画像の流布が深刻な精神的苦痛をもたらすことを知り又は知るべきであったといえ、実際に、描かれた者がそのような精神的苦痛を被った場合。
- (B) 行為者が個人的に画像を流布し、流布するよう手配し、格別に依頼し、又は意図的に他人が流布するようにさせた場合には、(A)に掲げる故意の流布に当たる。
- (C) この項において「秘部」とは、性器、肛門のあらゆる部分を意味し、女性の場合は、衣服で覆われていないか、衣服を通して透けて見える、乳輪から下の胸部のあらゆる部分を含む。



(D) 次に掲げる場合には、(A)に定める画像を流布させる行為は本項の違反ではない。

(i) 流布が違法行為の通報の過程で行われる場合。

(ii) 流布が召喚令状に従って又は法的手続に利用される裁判所の命令に従って行われる場合。

(iii) 流布が適法な公的手続の過程で行われる場合。

(5) この規定は、より重い処罰を定める法の規定に基づく処罰を妨げない。

(k)(1) (j)の2回目以降の違反については、郡刑務所における1年以下の拘禁刑若しくは2000ドル以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する。

(2) (j)の違反の被害者が犯罪行為の当時未成年であった場合には、その違反については、1年以下の拘禁刑若しくは2000ドル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

(l) (略)

## 第2編 刑事手続

### 第3章 刑事手続に関する特則

#### 第2節 刑事訴訟の開始時期

#### 第799条

(a) 死刑、無期拘禁刑若しくは終身刑（仮釈放なし）に当たる罪又は公金の横領罪に関する起訴は、いつでも開始することができる。

(b) (1) 第261条(a)(1), (2), (3), (4), (6)若しくは(7), 第262条(a)(1), (2), (3), (4)若しくは(5), 第264.1条, 第286条(c)(2)若しくは(3), (d), (f), (g), (i)若しくは(k), 第287条又は改正前の第288a条(c)(2)若しくは(3), (d), (f), (g), (i)若しくは(k), 第288条(a)（第1203.066条(b)で定義された本質的な性的行為を含む）, 第288条(b), 第288.5条並びに第289条(a), (b), (d), (e)若しくは(g)に規定する重罪に関する起訴は、いつでも開始することができる。

(2) (略)

(c) (略)

#### 第800条

第799条を除き、8年以上の州刑務所での拘禁刑に当たる罪又は第1170条(h)に従って8年以上の拘禁刑に当たる罪に関する起訴は、犯罪行為から6年以内に開始されなければならない。

## 第801条

第799条及び第800条を除き，州刑務所での拘禁刑又は第1170条(h)に従って拘禁刑に当たる罪に関する起訴は，犯罪行為から3年以内に開始されなければならない。

### 第801.1条

(a) (1) 本章に規定するその他の時効に関する規定にかかわらず，不明の物体による挿入に関する1991年法第293章によって制定された第261条，第286条，第287条，第288条，第288.5条，第289条，改正前の第288a条又は第289.5条に規定する重罪に関する起訴は，被害者が18歳未満である時に行われたとされる場合には，被害者の40歳の誕生日前であればいつでも開始することができる。

(2) (略)

(b) (略)

## 第803条

(a)～(e) (略)

(f) (1) 本章に規定するその他の時効に関する規定にかかわらず，第799条(b)が適用されないとき，不明の物体による挿入に関する1991年法第293章によって制定された第261条，第286条，第287条，第288条，第288.5条，第289条，改正前の第288a条又は第289.5条に規定する罪の被害者で，かつ，18歳未満の時に被害に遭った者によるカリフォルニア法執行当局に対する申告の日から1年以内であれば，刑事告訴を申し立てることができる。

(2) 本項は，以下の全てを満たす場合に限って適用する。

(A) 第800条，第801条，第801.1条に規定する時効のうち遅いものが完成したとき。

(B) 相互的でない自慰行為を除く，第1203.066条(b)に規定する本質的な性的行為(※1)を伴う犯罪であること。

(C) 被害者の申立てを補強する独立した証拠があること。被害者が申告時において21歳以上の者である場合には，その独立した証拠は，明白かつ確信的に被害者の申立てを補強するものでなければならない。

(3) (略)

(4) (略)

(g) (1) 本章に規定するその他の時効に関する規定にかかわらず，下記の二つの条件を満たす場合，犯人の身元がDNA型鑑定によって決定的に特定された日の1年以内に

刑事告訴を申し立てることができる。

(A) 犯罪が第290条(c)に規定するものであること（※2）。

(B) 犯罪が2001年1月1日以前に行われ、かつ、その犯罪に関連して収集された生物学的証拠が2004年1月1日前までにDNA型鑑定に付されたか、又は、犯罪が2001年1月1日以降に行われ、かつ、その犯罪に関連して収集された生物学的証拠がその犯罪が行われた日から2年以内にDNA型鑑定に付されたものであること。

(2) 本項において、DNAとは、デオキシリボ核酸を意味する。

(h)～(m) (略)

※1 第1203.066条(b)は、刑の執行猶予の禁止等に関する規定であり、「『本質的な性的行為』とは、他方の陰茎若しくは物による被害者若しくは行為者の膣若しくは直腸への挿入、口淫又は被害者若しくは行為者の自慰行為を意味する。」と規定されている。

※2 第290条は、性犯罪者登録法と称される規定であり、同条(c)は、その対象犯罪として、強姦、その他、肛門性交（第286条）、14歳未満の児童に対するわいせつ行為（第288条）、口淫（第287条、改正前の第288a条）、異物等挿入（第289条）に規定する行為等が掲記されている。

○ 2003年性犯罪法

**第1条（レイプ）**

- (1) 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
  - (a) Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入したこと、
  - (b) Bが挿入に同意していなかったこと、かつ
  - (c) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- (2) Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。
- (3) 第75条と第76条は、本条の罪に適用する。
- (4) 本条の罪で正式起訴により有罪判決を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

**第2条（挿入による暴行）**

- (1) 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
  - (a) Aが身体の一部又は物を他人Bの膣、肛門に故意に挿入したこと、
  - (b) 挿入が性的であること、
  - (c) Bが挿入に同意していなかったこと、かつ
  - (d) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- (2) Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。
- (3) 第75条と第76条は、本条の罪に適用する。
- (4) 本条の罪で正式起訴により有罪判決を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

**第3条（性的暴行）**

- (1) 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
  - (a) Aが他人Bの身体に故意に接触したこと、
  - (b) 接触が性的であること、
  - (c) Bが接触に同意していなかったこと、かつ
  - (d) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- (2) Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。

- (3) 第75条と第76条は、本条の罪に適用する。
- (4) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
  - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処せられる。

#### 第4条（同意なく性的行為をさせる罪）

- (1) 以下の要件を満たす場合には、Aに本条の罪が成立する。
  - (a) Aが故意に他人Bに行為をさせたこと、
  - (b) その行為が性的であること、
  - (c) Bがその行為に同意していなかったこと、かつ
  - (d) AはBが同意していると合理的に信じていないこと
- (2) Bが同意していると信じたことが合理的かどうかは、Bが同意しているか確認するためにAがとったあらゆる手段を含む全事情を考慮して決める。
- (3) 第75条と第76条は、本条の罪に適用する。
- (4) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、性的行為が
  - (a) Bの肛門又は膣への挿入、
  - (b) Bの口への陰茎の挿入、
  - (c) 肛門又は膣へのBの身体の一部又はBによるその他の物の挿入、又は
  - (d) 口へのBの陰茎の挿入のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑に処せられる。
- (5) 本条第4項が適用される場合を除いて、本条の罪で有罪判決を受けた者は、
  - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処せられる。

#### 第5条（13歳未満の児童に対するレイプ）

- (1) 人が
  - (a) 故意に陰茎を他人の膣、肛門又は口に挿入し、かつ
  - (b) その他人が13歳未満である場合は、本条の罪が成立する。
- (2) 本条の罪で正式起訴により有罪判決を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

## 第6条（13歳未満の児童に対する挿入による暴行）

### (1) 人が

- (a) 故意にその身体の一部又は物を他人の膣、肛門に挿入し、
  - (b) その挿入が性的であり、かつ
  - (c) その他人が13歳未満である
- 場合は、本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪で正式起訴により有罪判決を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。

## 第7条（13歳未満の児童に対する性的暴行）

### (1) 人が

- (a) 他人の身体に故意に接触し、
  - (b) その接触が性的であり、かつ
  - (c) その他人が13歳未満である
- 場合は、本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

- (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑
- に処せられる。

## 第8条（13歳未満の児童に性的行為をさせ、又は唆す罪）

### (1) 人が

- (a) 故意に他人Bに行為をさせ、又は唆し、
  - (b) その行為が性的であり、かつ
  - (c) Bが13歳未満である
- 場合は、本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、性的行為が

- (a) Bの肛門又は膣への挿入、
- (b) Bの口への陰茎の挿入、
- (c) 肛門又は膣へのBの身体の一部又はBによる物の挿入、又は
- (d) 口へのBの陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑に処せられる。

(3) 本条第2項が適用される場合を除いて、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

- (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑に処せられる。

### 第9条（16歳未満の児童と性的活動を行う罪）

(1) 18歳以上の者（A）が

(a) 他人（B）の身体に故意に接触し、

(b) その接触が性的であり、かつ

(c) (i) Bが16歳未満であり、AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていなかったか、又は

(ii) Bが13歳未満である

場合は、Aに本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、性的接触が

(a) Bの肛門又は膣へのAの身体の一部又は物の挿入、

(b) Bの口へのAの陰茎の挿入、

(c) Aの肛門又は膣へのBの身体の一部の挿入、又は

(d) Aの口へのBの陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑に処せられる。

(3) 本条第2項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑

に処せられる。

### 第13条（18歳未満の者が第9条ないし第12条に該当する行為をする罪）

(1) 18歳未満の者が、もしその者が18歳であれば第9条ないし第12条のいずれかの罪に該当する行為をした場合は、本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、5年以下の拘禁刑

に処せられる。

### 第15条（性的グルーミング等の後に児童と会う行為）（※1）

(1) 以下の要件を満たす場合には、18歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。

(a) Aが、事前に1回以上、他人（B）と会い、又は連絡を取った後、（※2）

- (i) Aが、故意にBと会い、
  - (ii) Aが、Bと会う意図で、場所の如何を問わず移動し、若しくは場所の如何を問わずBと会う準備をし、又は
  - (iii) Bが、場所の如何を問わずAと会う意図で移動した
- (b) Aが、Bに対し、又はBについて、自己による関係犯罪 (relevant offences) の遂行を伴う何らかの行為を、(a)(i)から(iii)に規定する、場所の如何を問わずに会っている間又は会った後に行うことを意図したとき
- (c) Bが16歳未満であり、かつ
- (d) AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていないこと
- (2) 第1項において、
- (a) 「AがBと会い、又は連絡を取った」とは、Aが、場所の如何を問わずBと会ったこと、又は発信若しくは受信の場所の如何を問わず、何らかの方法でBと連絡を取ったことをいう。
  - (b) 「関係犯罪」(relevant offences)とは、次の各号に掲げる罪又は行為のいずれかをいう。
    - (i) この部に規定された犯罪(※3)
    - (ii) (削除)
    - (iii) イングランド及びウェールズ以外の場所でなされる何らかの行為であって、(i)に規定する罪には当たらないが、イングランド又はウェールズで行われたとすれば(i)に規定する罪に当たると思料されるもの
- (3) (削除)
- (4) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
- (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑
- に処せられる。

※1 「2003年性犯罪法」に関するイギリス内務省による説明用注記 (Explanatory Note) (2015年刑事司法及び裁判所法等による改正前のもの)

[26] 第15条は、18歳以上の者 (A) が、16歳未満の児童と、少なくとも事前に2回以上 (注: 2015年刑事司法及び裁判所法第36条により改正 (後記 (※2) 参照)) 会い、又は連絡を取った後、場所の如何を問わず、当該児童と故意に会い、又は会う意図を持って移動し、かつ、会っている間又は会った後に、当該児童に対して関係犯罪を遂行する意図を有していた場合に、これを罪とするものである。Aが、当該児童が16歳以上であると合理的に信じていた場合には、



犯罪は成立しない。

[27] 本条は、成人（A）が、例えば、面会、電話による会話、インターネットでの連絡などを通じて児童との接触を成立させ、当該児童に対する関係犯罪を遂行する目的で、当該児童と会えるよう、当該児童の信用や信頼を得る場合を捕捉することを企図したものである。犯罪のきっかけとなる当該児童と会う前の一連の行為は、Aが当該児童と会ったときに行いたい性的行為について会話を交わし、又はポルノ画像を送るなどの明白な性的内容を含み得る。しかし、事前に会ったり連絡を取ったりすることが、明白な性的内容を含む必要はなく、例えば、単に当該児童に水泳のレッスンをしたり、友達を通じて偶然会ったりすることでもよい。

[28] 本罪は、先行する連絡の後に、Aが、児童に対する関係犯罪を遂行する意図で、当該児童に会い、又は当該児童に会うために移動したときに成立する。意図した犯罪が実際に発生する必要はない。

[29] Aの犯罪を遂行する意図についての証拠は、Aが当該児童と会う前の両者の連絡内容から獲得され得るし、その他の事情、例えば、Aが、縄、コンドーム及び潤滑剤を持って、児童と会うために移動したこと等から獲得し得る。

[30] 第2項(a)は、先行するAの当該児童との面会又は連絡が、場所の如何を問わず行われ得ることを定める。これは、例えば、Aが、海外から児童に対して電子メールを送信したり、Aと当該児童が国際電話で話したり、Aが当該児童と海外で会うことを含む。会うための移動自体は、少なくともその一部がイングランド、ウェールズ、北アイルランド（注：2008年性犯罪令（北アイルランドに係る付随的改正）により「北アイルランド」は第15条第2項(b)(iii)から削除された。）の一部で行われなければならない。

※2 「2015年刑事司法及び裁判所法」に関するイギリス司法省による説明用注記（Explanatory Note）

[370] 第36条（注：2015年刑事司法及び裁判所法）は、2003年性犯罪法第15条の「グルーミング」の罪を改正するものである。同罪は、現在、児童と少なくとも2回連絡を取った後、性犯罪に及ぶために当該児童と会い、又は会う準備をした者に対して適用される。本条は、被告人が事前に当該児童と会い、又は連絡を取っていなければならない回数を減らし、1回会った、又は連絡を取っただけで足りることとするものである。

※3 2003年性犯罪法第1部（注：第1条ないし第79条）に規定された罪を意味し、例えば、第1条（レイプ）などを含む。

## 第15A条（児童との性的コミュニケーション）（※4）

- (1) 以下の要件を満たす場合には、18歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。
- (a) Aが、性的満足を得る目的で、故意に他人（B）と連絡を取り、
  - (b) 当該連絡が性的なものであり、又はBに対して（Aに対するものであれ、又は他の者に対するものであれ）性的な連絡をするよう促すことを意図したものであり、かつ
  - (c) Bが16歳未満であり、AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていないこと
- (2) 本条において、次のいずれかに掲げる場合、当該連絡は、性的なものとする。
- (a) そのいずれかの部分が性的活動に関係するとき、又は
  - (b) 合理的な人間が、あらゆる者の意図の如何にかかわらず、どのような場合にでも、当該連絡のいずれかの部分が性的なものと考えるとき
- (a)にいう「性的活動」とは、合理的な人間が、あらゆる者の意図の如何にかかわらず、どのような場合にでも、性的なものとする活動をいう。
- (3) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
- (a) 略式起訴の場合は、12月以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑
- に処せられる。

※4 「2015年重大犯罪法」に関するイギリス内務省による説明用注記（Explanatory Note）

[370] 本条（注：2015年重大犯罪法第67条）は、2003年性犯罪法に、新たに、児童との性的コミュニケーションの罪を定める第15A条を追加するものである。本罪は、性的満足を得る目的で、成人が、16歳未満の児童（ただし、当該成人が16歳以上であると合理的に信じていなかった者）と故意に（例えば、電子メール、テキストメッセージ、書面又は口頭により）連絡を取る行為について、当該連絡が、性的なものであり、又は当該児童に対して性的な連絡をするよう促すことを意図したものである場合に、これを犯罪化するものである（新たな第15A条第1項又は第2項）。本罪により捕捉されるであろうシナリオは、（招待自体が性的なものであるか否かにかかわらず）性的なコミュニケーションに児童を招待することだけでなく、チャットルームで児童と性的な会話を交わしたり、明白な性的メッセージを送信することを含む。本罪は、例えば、児童と成人との間の、通常の社会的又は教育的な相互のやりとり又は若年者相互の連絡を犯罪化しないことを確実にするよう企図されている。「性的満足」の用語は、児童のいる場で性的活動に及ぶこと及び児童に性的行為を見せることをそれぞれ禁じる2003年性犯罪法第11条（注：児童の面前で性的行為を行う罪）及び第12条（注：児童に対し性的行為を見せる罪）の犯罪の文脈で既に使用されている。第12条に関する判例法からすると、この用語が、被告人が、直ち

に性的な満足を得、若しくは長期的期間にわたる計画の一環として性的満足を得るため、又はその両方のために、関連する連絡を取った場合について、いずれも成功裏に訴追することを支えることは明白である。また、判例法は、性的満足が、性的喜びや耽溺がとり得る数え切れないほどの形態をとり得ると述べ、この用語が広範な意味を有することを確認している。児童との性的コミュニケーションの罪における性的満足について、裁判所が同様の解釈を行うことが期待されている。

## 第16条（信頼される立場を悪用して18歳未満の児童と性的活動を行う罪）

### (1) 18歳以上の者（A）が

(a) 故意に他人（B）に接触し、

(b) その接触が性的であり、

(c) AがBとの関係で信頼される立場にあり、

(d) 本条第2項が適用される場合、AがBとの関係で信頼される立場にいる根拠となる事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待でき、かつ

(e) (i) Bが18歳未満であり、AにおいてBが18歳以上であると合理的に信じていなかった、又は

(ii) Bが13歳未満である

場合には、Aに本条の罪が成立する。

### (2) 本項は、

(a) Aが第21条第2項ないし第5項のいずれかに規定する事情を理由としてBから信頼される立場にあり、かつ

(b) Aがそれら以外の事情を理由として信頼される立場にいるのではない場合に適用する。

(3) 本条の罪に関する訴訟手続において、Bが18歳未満であったと証明された場合、被告人は、Bが18歳以上だと合理的に信じていたかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、Bが18歳以上であると合理的に信じていなかったものとみなす。

### (4) 本条の罪に関する訴訟手続において

(a) 被告人が第21条第2項ないし第5項のいずれかに規定する事情を理由としてBとの関係で信頼される立場にあったと証明され、かつ

(b) それら以外の事情を理由として信頼される立場にあったと証明されない

場合は、被告人は、Bとの関係で信頼される立場にあった理由となった事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証

拠を提出しない限り、前記事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

(5) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、5年以下の拘禁刑

に処せられる。

## 第21条（信頼される立場の意義）

(1) 第16条ないし第19条に関し、Aは、

(a) 以下のいずれかの項に該当するか、又は

(b) 国務大臣が定める命令で規定するいずれかの条件を満たす場合は、Bとの関係で信頼される立場にある。

(2) 本項は、Aが裁判所の命令その他法律により施設に拘置された18歳未満の者を世話ししており、Bがその施設に拘置されている場合に適用する。

(3) 本項は、Aが

(a) Children Act 1989第22C条第6項又は Social Services and Well-being (Wales) Act 2014第81条第6項のいずれかの機関により宿泊及び管理が提供されているか、又は

(b) Children Act 1989第59条第1項によりボランティア団体から宿泊が提供されている住居その他の場所に住む18歳未満の者を世話ししており、Bが当該住居等の住人であり、宿泊及び管理、又は宿泊の提供を受けている場合に適用する。

(4) 本項は、Aが

(a) 病院

(b) ウェールズにおいては、民間診療所

(c) ケアホーム

(d) コミュニティ・ホーム、ボランティア・ホーム又はチルドレンズ・ホーム

(e) Children Act 1989第82条第5項に基づいて提供された住居

(f) 削除

(g) ウェールズにおいて、ケアホームサービスが提供されている場所

(h) ウェールズにおいて、安全な宿泊サービスが提供されている建物

のいずれかの施設に入所し保護を受けている18歳未満の者を世話ししており、Bが当該施設で入所し保護を受けている場合に適用する。

(5) 本項は、Aが、教育機関で教育を受けている18歳未満の者を世話しており、Aは当該教育機関で教育を受けていないが、Bは当該教育機関で教育を受けている場合に適用する。

(6)～(13) (略)

## 第22条（信頼される立場の意義：解釈）

(1) 以下の規定は第21条のために適用する。

(2) 本条第3項の前提として、人が18歳未満の者を世話するとは、18歳未満の者を定期的に世話、訓練、監督に携わり、又は単独での世話に携わることをいう。

(3) 人（A）が他人（B）を個人的に世話するとは、

(a) Aが定期的にBの世話、訓練又は監督に携わり、かつ

(b) そのように携わっている間に、Aが誰にも監督されずに定期的にBと接触する（直接会うか又はその他の方法によるかを問わない）

場合をいう。

(4) 人が教育機関で教育を受けるとは、

(a) その人が、当該教育機関の生徒又は学生として登録され、又は入学している場合、又は

(b) その人が登録又は入学している他の教育機関の手配により、ある教育機関において教育を受けている場合

に適用する。

(5), (6) (略)

## 第23条（配偶者と同性婚者の例外）

(1) AのBに対する行為が第16条ないし第19条の罪に該当し得る場合でも、犯行時

(a) Bが16歳以上であり、かつ

(b) AとBが合法的に結婚しているか又は同性婚している

場合は、Aにそれらの罪は成立しない。

(2) 第16条ないし第19条の罪の訴訟手続において、行為当時AとBが合法的に結婚していたこと又は同性婚していたことの立証責任は被告人にある。

## 第24条（先行する性的関係の例外）

(1) AのBに対する行為が第16条ないし第19条の罪に該当し得る場合でも、Aが「信頼される立場」になる直前にAとBとの間に性的関係が存在した場合はそれらの罪は成

立しない。

- (2) 第1項は、その当時AとBとの性行為が違法であった場合は適用しない。
- (3) 第16条ないし第19条の罪の訴訟手続において、当時そのような関係があったことの立証責任は被告人にある。

## 第25条（一定の親族関係にある18歳未満の児童と性的活動を行う罪）

- (1) 人（A）が
  - (a) 故意に他人（B）に接触し、
  - (b) その接触が性的であり、
  - (c) AとBが第27条で定める関係にあり、
  - (d) AにおいてBとの関係が第27条で定める関係にあることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得、かつ
  - (e) (i) Bが18歳未満であり、Aにおいて、Bが18歳以上であると合理的に信じていなかったか、又は
    - (ii) Bが13歳未満である場合は、Aに本条の罪が成立する。
- (2) 本条の罪に関する訴訟手続において、被害者が18歳未満であったと証明された場合、被告人は、被害者が18歳以上だと合理的に信じていたかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、被害者が18歳以上であると合理的に信じていなかったものとみなす。
- (3) 本条の罪に関する訴訟手続において、被告人が被害者と第27条で定める関係にあったと証明された場合は、被告人は、被害者と第27条で定める関係にあったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、被害者と第27条で定める関係にあったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。
- (4) 本条の罪で有罪判決を受けた者で犯行時18歳以上であった者は、
  - (a) 第6項が適用される場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑
  - (b) それ以外の場合は、
    - (i) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
    - (ii) 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑に処せられる。
- (5) 第4項が適用されない場合は、本条の罪で有罪判決を受けた者は、
  - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、5年以下の拘禁刑に処せられる。

(6) 本項は、接触が

(a) Bの膣又は肛門へのAの身体の一部又は物の挿入

(b) Bの口へのAの陰茎の挿入

(c) Aの膣又は肛門へのBの身体の一部の挿入、又は

(d) Aの口へのBの陰茎の挿入

を伴う場合に適用する。

## 第27条（親族関係の意義）

(1) AとBの関係は、

(a) 本条第2項ないし第4項のいずれかに該当するか、又は

(b) Adoption Act 1976 第39条又はAdoption and Children Act 2002第67条（養子縁組によって与えられた地位）であることを別とすれば、本条第2項ないし第4項のいずれか一つに該当する

場合は、本条に規定する親族関係にある。

(2) AとBの関係は、

(a) 一方が他方の親、祖父母、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おば若しくはおじであるか、又は

(b) AがBの里親であるか、又は過去に里親であった場合は、本項に該当する。

(3) AとBの関係は、AとBが同一世帯に住んでおり若しくは住んでいたことがあり、又は、Aが定期的にBの世話、訓練、監督に携わり若しくは携わったことがあり若しくは単独でBの世話をしており若しくは世話をしていたことがあり、かつ

(a) 一方が他方の継親であるか若しくは継親であったか、

(b) AとBがいところであるか、

(c) 一方が他方の継兄弟若しくは継姉妹であるか若しくはそのような関係であったか、又は

(d) 一方の親若しくは現在若しくは過去の里親が、他方の里親であるか若しくは里親であった

場合は、本項に該当する。

(4) AとBの関係は、

(a) AとBが同一世帯に住んでおり、かつ

(b) Aが定期的にBの世話，訓練，監督に携わり，又は単独でBの世話をしている場合は，本項に該当する。

(5) 本条に関し

(a) 「おば」は，その人の親の姉妹又は半血姉妹をいい，「おじ」は，それに対応する意味である。

(b) 「いところ」は，おじ又はおばの子を意味する。

(c) 人は，

(i) Children Act 1989第22C条第6項(a)又は(b)（地方自治体によるあっせん）に基づいて託された者である場合，

(i a) 同法第59条第1項(a)（ボランティア組織によるあっせん）に基づいて子どもを託された者である場合，

(i b) Social Services and Well-being (Wales) Act 2014第81条第6項(a)又は(b)（地方自治体によるあっせん）に基づいて託された者である場合，

(ii) 同法第66条第1項(b)で定義されている意味で，個人的に子どもを養育している者である場合

は，子どもの里親である。

(d) 異性であろうと同性であろうと，持続的な家族関係の中で配偶者として同居している場合は，一方は他方の配偶者である。

(e) 継親は，親の配偶者を含み，継兄弟及び継姉妹は，親の配偶者の子を含む。

### 第28条（配偶者と同性婚者の例外）

(1) AのBに対する行為が第25条又は第26条の罪に該当し得る場合でも，行為当時

(a) Bが16歳以上であり，かつ

(b) AとBが合法的に結婚しているか又は同性婚している場合は，Aにそれらの罪は成立しない。

(2) 第25条又は第26条の罪の訴訟手続において，行為当時AとBが合法的に結婚していたこと又は同性婚していたことの立証責任は被告人にある。

### 第29条（先行する性的関係の例外）

(1) AのBに対する行為が第25条又は第26条の罪に該当し得る場合でも，

(a) AとBの関係が第27条2項に定める関係に含まれず，

(b) Adoption Act 1976 第39条又はAdoption and Children Act 2002 第67条が適用されないならば，同項に定める関係に含まれず，かつ，



(c) AとBが第27条で定める親族関係になる直前に、AとBとの間に性的関係が存在した

場合はそれらの罪は成立しない。

(2) 第1項は、第1項(c)が言及する時点においてAとBとの性行為が違法であった場合は適用しない。

(3) 第25条又は第26条の罪の訴訟手続において、第1項(a)ないし(c)に定める事項の立証責任は被告人にある。

### 第30条（精神障害が原因で拒絶できない者と性的活動を行う罪）

(1) 人（A）が

(a) 他人（B）の身体に故意に接触し、

(b) その接触が性的であり、

(c) Bにおいてその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で拒絶できず、かつ

(d) Aにおいて、Bが精神障害を有していること及びその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由でBがおそらく拒絶できないことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た

場合は、Aに本条の罪が成立する。

(2) Bが「拒絶できない」とは、

(a) 当該接触の性質若しくは当該接触をすることによって生じる予見可能な結果についての十分な理解を欠いているか又はその他の理由により、接触に同意するか否かを選択する能力を欠いている場合、又は

(b) そのような選択について被告人と意思疎通できない場合をいう。

(3) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、接触が

(a) Bの肛門又は膣へのAの身体の一部又は物の挿入、

(b) Bの口へのAの陰茎の挿入、

(c) Aの肛門又は膣へのBの身体の一部の挿入、又は

(d) Aの口へのBの陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑に処せられる。

(4) 第3項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑

に処せられる。

### 第34条（精神障害者を誘引，脅迫又は欺罔して性的活動を行う罪）

(1) 人（A）が

- (a) 他人（B）の同意に基づいて故意にBに接触し，
- (b) その接触が性的であり，
- (c) AがBを誘引，脅迫又は欺罔して前記同意を得たものであり，
- (d) Bが精神障害を有しており，かつ
- (e) Aにおいて，Bが精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た

場合は，Aに本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪で有罪判決を受けた者は，接触が

- (a) Bの肛門又は膣へのAの身体の一部又は物の挿入，
- (b) Bの口へのAの陰茎の挿入，
- (c) Aの肛門又は膣へのBの身体の一部の挿入，又は
- (d) Aの口へのBの陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は，正式起訴により最高で終身刑に処せられる。

(3) 第2項が適用される場合を除き，本条の罪で有罪判決を受けた者は，

- (a) 略式起訴の場合は，6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
- (b) 正式起訴の場合は，14年以下の拘禁刑

に処せられる。

### 第38条（ケアワーカーが精神障害者と性的活動を行う罪）

(1) 人（A）が

- (a) 故意に他人（B）に接触し，
- (b) その接触が性的であり，
- (c) Bが精神障害を有しており，
- (d) Aにおいて，Bが精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得，かつ
- (e) Aが第42条に規定する方法でBのケアに携わっていた

場合は，Aに本条の罪が成立する。

(2) 本条の罪の訴訟手続において，被害者が精神障害を有していたことが証明された場

合は，AにおいてBが精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合

理的に期待し得たか否かに関し、問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、AはBが精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

(3) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、接触が

- (a) Bの肛門又は膣へのAの身体の一部又は物の挿入、
- (b) Bの口へのAの陰茎の挿入、
- (c) Aの肛門又は膣へのBの身体の一部の挿入、又は
- (d) Aの口へのBの陰茎の挿入

のいずれかを伴う場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑に処せられる。

(4) 第3項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、

- (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
- (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑

に処せられる。

#### 第42条（ケアワーカーの意義）

(1) 第38条ないし第41条に関し、本条第2項ないし第4項のいずれかに該当する場合は、Aは本条にいう「他人Bのケアに携わっている者」に当たる。

(2) 本項は、

- (a) Bがケアホーム、コミュニティ・ホーム、ボランティア・ホーム、チルドレンズ・ホーム又はウェールズにおいて安全な宿泊サービスが提供されている建物に宿泊して保護されており、かつ
- (b) Aがこれらの施設で雇用中に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う

場合に適用する。

(3) 本項は、Bが

- (a) ナショナル・ヘルス・サービス系列組織又は民間医療機関、
- (b) 民間病院、又は
- (c) ウェールズにおいては民間診療所

から医療サービスを受ける患者であり、Aがこれらの医療機関において雇用中に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合に適用する。

(4) 本項は、Aが

- (a) 雇用中であろうとなかろうと、Bの精神障害に関連してBの世話、補助、サービスを提供する者であり、

(b) そのような者として定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性がある場合に適用する。

(5), (6) (略)

#### **第43条（配偶者と同性婚者の例外）**

(1) AのBに対する行為が第38条ないし第41条の罪に該当し得る場合でも、行為当時

(a) Bが16歳以上であり、かつ

(b) AとBが合法的に結婚しているか又は同性婚している

場合は、Aにそれらの罪は成立しない。

(2) 第38条ないし第41条の罪の訴訟手続において、行為当時AとBが合法的に結婚していたこと又は同性婚していたことの立証責任は被告人にある。

#### **第44条（先行する性的関係の例外）**

(1) AのBに対する行為が第38条ないし第41条の罪に該当し得る場合でも、Aが第42条で定める方法でBの世話を携わる直前にAとBとの間に性的関係が存在した場合はそれらの罪は成立しない。

(2) 第1項は、その当時AとBとの性行為が違法であった場合は適用しない。

(3) 第38条ないし第41条の罪の訴訟手続において、当時そのような関係があったことの立証責任は被告人にある。

#### **第61条（故意による薬物の投与）**

(1) 以下の要件を満たし、Bに対し、故意に薬物を投与し又は薬物を摂取させた者には本条の罪が成立する。

(a) Bが同意していないことを知っていること、かつ

(b) Bを含む性的活動に誰でも従事することを可能とするために、Bを麻痺又は圧倒する故意があること

(2) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑

に処せられる。

#### **第62条（性犯罪を犯す意図での犯罪）**

(1) 関連性犯罪を犯す意図で犯罪を行った者には、本条の罪が成立する。

- (2) 本条において、「関連性犯罪」とは、本編の罪（それら罪の幫助，教唆，相談又は周旋を含む）を意味する。
- (3) 誘拐又は不法監禁の罪である場合で、本条の罪で正式起訴により有罪判決を受けた者は、最高で終身刑に処せられる。
- (4) 本条第3項が適用される場合を除き、本条の罪で有罪判決を受けた者は、
  - (a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処せられる。

#### 第64条（成人の親類との性交：挿入）

- (1) 以下の要件を満たす場合には、第3A項に従い、16歳以上の者（A）に本条の罪が成立する。
  - (a) Aが身体の一部又は物を他人の膣又は肛門に故意に挿入したこと、又は、陰茎を他人の口に故意に挿入したこと、
  - (b) 挿入が性的であること、
  - (c) 他人（B）が18歳以上であること、
  - (d) Aは本条第2項に規定する形でBと関係していること、かつ
  - (e) Aはそのような形でBと関係していることを知っているか又は知っていたと合理的に期待できること
- (2) AがBに関係している形とは、親、祖父母、子ども、孫、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おじ、おば、甥又は姪である。
- (3) 本条第2項において、
  - (za) 「親」には、養親を含む。
  - (zb) 「子ども」には、Adoption and Children Act 2002第1編第4章の意味での養子を含む。
  - (a) 「おじ」は、その人の親の兄弟をいい、「おば」は、それに対応する意味である。
  - (b) 「甥」は、その人の兄弟又は姉妹の子どもをいい、「姪」は、それに対応する意味である。
- (3A) 本条第3項(zb)によってAがBの子どもとしてBと関係している事件に本条第1項が適用される場合には、Aが18歳以上でない限り、Aに本条の罪は成立しない。
- (4) 本条の罪に関する訴訟手続において、被告人がいずれかの形で他人に関係していると証明された場合、被告人は、そうであったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、その

形で関係していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

(5) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑

に処せられる。

(6) (略)

### 第65条 (成人の親類との性交：挿入への同意)

(1) 以下の要件を満たす場合には、第3A項に従い、16歳以上の者(A)に本条の罪が成立する。

(a) 他人(B)がBの身体の一部又は物をAの膣又は肛門に挿入し、又はBの陰茎をAの口に挿入したこと、

(b) Aはその挿入に同意していること、

(c) 挿入が性的であること、

(d) Bが18歳以上であること、

(e) Aは本条第2項に規定する形でBと関係していること、かつ

(f) Aはそのような形でBと関係していることを知っているか又は知っていたと合理的に期待できること

(2) AがBと関係している形とは、親、祖父母、子ども、孫、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おじ、おば、甥又は姪である。

(3) 本条第2項において、

(za) 「親」には、養親を含む。

(zb) 「子ども」には、Adoption and Children Act 2002第1編第4章の意味での養子を含む。

(a) 「おじ」は、その人の親の兄弟をいい、「おば」は、それに対応する意味である。

(b) 「甥」は、その人の兄弟又は姉妹の子どもをいい、「姪」は、それに対応する意味である。

(3A) 本条第3項(zb)によってAがBの子どもとしてBと関係している事件に本条第1項が適用される場合には、Aが18歳以上でない限り、Aに本条の罪は成立しない。

(4) 本条の罪に関する訴訟手続において、被告人がいずれかの形で他人と関係していると証明された場合、被告人は、そうであったことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たかどうかに関し問題提起するに十分な証拠を提出しない限り、その

形で関係していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得たものとみなす。

(5) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑

に処せられる。

(6) (略)

## 第67条（窃視）

(1) 人が

(a) 性的満足を得る目的で、他人の私的行為を観察し、かつ

(b) 当該他人が性的満足のために観察されることに同意していないことを知っていた場合は、本条の罪が成立する。

(2) 人が

(a) 第三者（B）が私的行為に及ぶ様子を、他人が性的満足を得る目的で観察することができるようになる意図で、機器を操作し、かつ

(b) 当該意図で機器を操作することにBが同意していないことを知っていた場合は、本条の罪が成立する。

(3) 人が

(a) 他人（B）が私的行為に及ぶ様子を記録し、

(b) 当該行為が、自己又は第三者が性的満足を得る目的で、Bの私的行為を観察する意図の下で行われたものであり、かつ

(c) 当該意図で記録することにBが同意していないことを知っていた場合は、本条の罪が成立する。

(4) 自己又は第三者が第1項に規定する罪を犯すことができるようになる意図で、機器を設置し、構造物若しくはその一部を構築又は改造した場合は、本条の罪が成立する。

(5) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、

(a) 略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

(b) 正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑

に処せられる。

## 第67A条（窃視：追加の犯罪）

(1) 人（A）が

- (a) 他人（B）の着衣の下で機器を操作し、
  - (b) A又は他人（C）が、第三項に規定する目的で、状況に照らして本来見ることができない
    - (i) Bの性器若しくは臀部（露わになっていようと下着で覆われていようと）、又は
    - (ii) Bの性器若しくは臀部を覆う下着を観察することを可能にする意図で当該行為に及び、かつ
  - (c) (i) Bの同意なく、かつ
    - (ii) Bが同意していると合理的に信じることなく当該行為に及んだ場合には、本条の罪が成立する。
- (2) 人（A）が
- (a) 他人（B）の着衣の下で画像を記録し、
  - (b) その画像が、状況に照らして本来見ることができない
    - (i) Bの性器若しくは臀部（露わになっていようと下着で覆われていようと）、又は
    - (ii) Bの性器若しくは臀部を覆う下着を写したものであり、
  - (c) A又は他人（C）が、第三項に規定する目的で、当該画像を見るであろうとの意図の下、行ったものであり、
  - (d) (i) Bの同意なく、かつ
    - (ii) Bが同意していると合理的に信じることなく当該行為に及んだ場合には、本条の罪が成立する。
- (3) 第1項又は第2項に規定する目的は
- (i) 性的満足を得る目的（A又はCにとって）
  - (ii) Bに対し、恥をかかせ、不安にさせ、又は心痛を与える目的である。
- (4) 本条の罪で有罪判決を受けた者は、
- (a) 略式起訴の場合は、12月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
  - (b) 正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑に処せられる。
- (5) (略)

## 第68条（窃視：解釈）



- (1) 第67条において、人が、状況上、プライバシーが与えられることが合理的に期待される場所において
- (a) 性器、臀部若しくは胸部を露出し、又はこれらが下着のみで覆われており、
  - (b) トイレを使用しており、又は
  - (c) 通常公共の場では行われぬ種類の性的行為を行っている
- 場合には、その者は、私的行為に及んでいるものとする。
- (1A) 第67条又は第67A条に規定する「機器を操作する」行為には、情を知らない第三者による起動を可能とし又は起動を確保する行為が含まれる。
- (2) 第67条に規定する「構造物」には、テント、車両、船舶その他一時的な又は移動可能な構造物を含むものとする。

#### 第74条（「同意」の意義）

第1部に関し、「同意」とは、人が同意することを選択し、かつ、その選択をする自由と能力があることをいう。

#### 第75条（同意に関する証拠上の推定）

- (1) 本条が適用される罪の訴訟手続において、もし
- (a) 被告人が「関連行為」を行ったこと、
  - (b) 本条第2項に規定するいずれかの事情が存在したこと、かつ
  - (c) 被告人がその事情の存在を知っていたこと
- が証明された場合は、被害者が同意していたことを問題提起するだけの十分な証拠を提出しない限り、被害者が関連行為に同意していなかったものとみなし、被告人が合理的に信じていたことを問題提起するだけの十分な証拠を提出しない限り、被告人は被害者の同意があると合理的に信じていなかったものとみなす。
- (2) 「事情」とは、
- (a) 何人が、関連行為が行われた時又はその直前に、被害者に暴力を用い又は同人をして同人に即時の暴力が用いられるだろうと畏怖させたこと、
  - (b) 何人が、関連行為が行われた時又はその直前に、被害者をして、第三者に暴力が用いられていると畏怖させ又は即時の暴力が第三者に用いられるだろうと畏怖させたこと、
  - (c) 関連行為が行われた時に、被害者が不法に監禁され、かつ、被告人は不法に監禁されていなかったこと、
  - (d) 関連行為が行われた時に、被害者が睡眠中又はその他意識がない状態であったこ

と、

(e) 関連行為が行われた時に、被害者がその身体障害により、同意するか否かについて被告人と意思疎通を図ることができなかったこと、

(f) 何人が、関連行為が行われた時に、被害者の同意なく、その意識を麻痺させ又は征服することが可能な物質を同人に投与し又は摂取させたことである。

(3) 本条第2項(a)及び(b)の場合、「関連行為が行われる直前」とは、その行為が連続する一連の性的活動の一部であるときには、最初の性的活動が行われる直前をいう。

### 第76条（同意に関する結論的推定）

(1) 本条が適用される罪の訴訟手続において、もし被告人が「関連行為」を行ったこと及び本条第2項に規定するいずれかの事情が存在したことが証明された場合は、

(a) 被害者は、関連行為に同意しておらず、かつ

(b) 被告人は、被害者が関連行為に同意していたと信じていなかったものと決定的にみなす。

(2) 「事情」とは、

(a) 被告人が、関連行為の性質又は目的について故意に被害者を騙したこと、

(b) 被告人が、被害者の知っている人物になりすまして関連行為に同意するように説得してその気にさせたことである。

### 第77条（第75条及び第76条の「関連行為」の意義）

第75条と第76条が適用される罪に関し、第75条と第76条における「関連行為」及び「被害者」の意義は、以下のとおりである。

罪名	関連行為
第1条（レイプ）	被告人が故意に自己の陰茎を他人（被害者）の膣、肛門又は口に挿入すること
第2条（挿入による暴行）	被告人が、故意に自己の体の一部又はその他の物を他人（被害者）の膣又は肛門に挿入し、その挿入が性的であること
第3条（性的暴行）	被告人が、故意に他人（被害者）に接触し、その接触が性的であること

第4条（同意なく性的活動に従事させる罪）

被告人が、故意に他人（被害者）を活動に従事させ、その活動が性的であること

### 第78条（「性的」の意義）

第1部において（但し第15A条及び第71条を除く）、挿入、接触又はその他いかなる行為は、合理的な人間であれば

(a) 当該行為がなされた状況若しくは目的が何であろうと、行為の性質が性的である、又は

(b) 当該行為の性質が性的である可能性があり、かつ、行為がなされた状況若しくは目的若しくはその両方が性的である

と考えるであろう場合は、当該行為は「性的」である。

### 第79条（第1部の通則）

(1) 以下の各項は、第1部に適用する。

(2) 「挿入」とは、入れてから出すまでの連続する行為をいう。

(3) 「体の一部」とは、外科手術（特に性転換手術）によって作られた部分を含む。

(4) 「画像」とは、動画又は静止画を意味し、いかなる方法によって作られた画像も含み、文脈が許す場合は三次元画像も含む。

(5) 「人の画像」とは、架空の人物の画像も含む。

(6) 「精神障害」とは、the Mental Health Act 1983第1条により定義されているのと同じ意味である。

(7) 「見ること（それがどのように表現されようとも）」とは、直接又は画像を通じて見ることである。

(8) 「接触」とは、

(a) 身体のいかなる部分によって、

(b) その他いかなる物によって、

(c) いかなる物を通して

触ることを含み、特に「挿入」に当たる接触も含まれる。

(9) 「膣」とは、外陰部を含む。

(10) 動物に関し、「膣又は肛門」とは、それに類似するいかなる部分も含む。

## ○ 1999年少年司法及び刑事証拠法

### 第16条（年齢又は障害を理由とする証人の支援の適格）

- (1) 本章において、刑事手続における証人（被告人を除く。）は、次に掲げる場合に、本条による支援の適格を有するものとする。
  - (a) 審問の時点において18歳未満であるとき、又は
  - (b) 本条第2項に該当する事由により、証人が提供する証拠の質が減殺され得ると裁判所が思料するとき
- (2) 本項の事由は、次に掲げるものである。
  - (a) 証人が
    - (i) 1983年精神保健法における意味での精神障害を有するとき
    - (ii) 知能又は社会生活機能に重大な障害を負っているとき
  - (b) 証人が身体障害を有している、又は身体的異常による影響を受けているとき
- (3) 本条第1項(a)における「審問の時点」とは、証人に関し、第19条(2)項のための決定を裁判所が下す時点を意味する。（※5）
- (4) 証人が本条第1項(b)に該当するか否かを決定するに当たり、裁判所は、証人が表明したあらゆる意見を考慮しなければならない。
- (5) 本章において、証人の証拠の質とは、完全性、一貫性及び正確性の点での質である。そして、「一貫性」とは、証人に対する質問に対応した、個別的にも総合的にも理解できる回答を行うための証拠提供能力をいう。

※5 第19条第2項は、証人が第16条又は第17条による支援の適格を有するか否かを裁判所が決定するに当たり、裁判所に対し、証人との関係で利用可能なあらゆる特別措置（又はその組合せ）によって、当該証言の質を改善し得るか否かを決定しなければならないこと等を定めるものである。

### 第17条（証言に対する不安や苦痛を理由とする証人の支援の適格）

- (1) 本章において、刑事手続における証人（被告人を除く。）は、当該手続における証言に関連する証人側の不安又は苦痛といった理由により、当該証人が提供する証拠の質が減殺されると裁判所が思料した場合に、本項による支援の適格を有するものとする。
- (2) 証人が本条第1項に該当するか否かを決定するに当たり、裁判所は、特に、次に掲げる事由を考慮しなければならない。
  - (a) 当該手続に関連する犯罪の性質及びその状況
  - (b) 証人の年齢

- (c) 関連するものとして、次に掲げる事由が裁判所にとって明らかであるか
  - (i) 証人の社会的・文化的背景や民族的起源
  - (ii) 証人の家庭内・職場内の環境
  - (iii) 証人のあらゆる宗教的信条・政治的主張
- (d) 以下の者の証人に対する振る舞い
  - (i) 被告人
  - (ii) 被告人の家族又は関係者
  - (iii) その他手続上、被告人又は証人となり得る者
- (3) 当該問題を判断するに当たり、裁判所は、証人が表明した意見を追加的に考慮しなければならない。
- (4) 性犯罪又は2015年現代奴隷法1条若しくは2条の罪の被害者が、これらの罪（又はこれらの罪及びその他の罪）に関する手続の証人である場合には、当該証人が裁判所に本項に基づく適格を望まない旨を告げた場合を除き、本項により、当該手続に関連する支援の適格を有するものとする。
- (5) 関連犯罪（又は関連犯罪及びその他の犯罪）に関する手続の証人は、証人が裁判所に本項に基づく適格を望まない旨を告げた場合を除き、本項により、当該手続に関連する支援の適格を有するものとする。
- (6) 別表1Aに規定するものを本条第5項における関連犯罪とする。（※6）
- (7) 国務大臣は、命令により、別表1Aを改正することができる。

※6 別表1Aには、第17条に係る「関連犯罪」が列挙されており、例えば、人の死を引き起こすために銃火器や刃物が使用されたとされる殺人事件等の犯罪が列挙されている。

## 第18条（適格証人に対して利用可能な特別措置）

- (1) 本章において、
  - (a) 第23条から第30条までの各規定による特別措置命令によって講じられ得る対策は、第16条により支援の適格が認められる証人に関して利用可能な特別措置であり、かつ、
  - (b) 第23条から第28条までの各規定による特別措置命令によって講じられ得る対策は、第17条により支援の適格が認められる証人に関して利用可能な特別措置である。  
ただし、本項は、本条第2項の規定の適用を妨げない。（※7）
- (2)～(5) （略）

※7 第18条第2項は、裁判所が、一定の場合には、国務大臣から通知を受けるまで、特別措置を認めることができないこと等を定めるものである。

## 第27条（主尋問としての録音・録画された証拠）

- (1) 特別措置命令は、証人の聴取の録音・録画記録が、当該証人の主尋問としての証拠として許容されることを定めることができる。
- (2) ただし、特別措置命令は、裁判所が、事案の全事情を考慮した上で、司法の利益の観点から録音・録画記録又はその一部を証拠として許容すべきではないとの意見に至った場合には、本条に基づき録音・録画記録又はその一部を証拠として許容する旨を定めることができない。
- (3) 本条第2項に関して、録音・録画記録の一部が、本条の下、証拠として許容されるべきではないかを検討するに当たり、裁判所は、その一部を証拠とすることにより生じ得る被告人に対するあらゆる偏見より、録音・録画された聴取の全部又は実質的に全部を示すことの望ましさが上回るか否かを検討しなければならない。
- (4) 特別措置命令が本条に基づき録音・録画記録を証拠として許容することを定めた場合において、次のいずれかに掲げる場合には、裁判所は、それにもかかわらず、当該記録を証拠として許容しないことを事後的に命ずることができる。
  - (a) 裁判所にとって以下のように思われるとき
    - (i) （通常の方法によるものか特別措置命令に基づくものかを問わず）証人に対して反対尋問を実施できないであろう場合であり、かつ
    - (ii) 当該証人に対する反対尋問が必要ないと見込まれるとの合意が手続の当事者間において成立していない場合
  - (b) 録音・録画記録が作成された状況の開示を求める刑事訴訟規則のいずれかが、裁判所を満足させるほどに遵守されていなかったとき
- (5) 本条により録音・録画記録を証拠として許容するときは、
  - (a) 次に掲げるいずれかの場合を除き、当該記録を証拠として提出する当事者によって、当該証人が召喚されなければならない。
    - (i) その証人の反対尋問に関する証拠が、第28条に基づき許容される記録を用いて提供されることを特別措置命令が定めた場合
    - (ii) 手続の当事者間において本条第4項(a)(ii)に定める合意がなされているとき
  - (b) 証人は、裁判所の見解によればその証人の記録された尋問によって扱われる問題に関し、裁判所の許可を得ることなく、当該記録以外の方法により、主尋問としての証拠を提出することができない。

- (6) 本条第2項の規定に従って録音・録画記録の一部のみが本条により許容される旨を特別措置命令が定めた場合には、本条第4項及び第5項における録音・録画記録又は記録された証言とは、証拠として許容された部分の記録又は証言を指す。
- (7) 裁判所は、司法の利益にかなうと思料する場合は、本条第5項(b)の許可を与えることができ、かつ、次のいずれかによりこれを行うことができる。
- (a) 当該手続の一方当事者による申立て
  - (b) 裁判所の職権
- (8) (削除)
- (9) 裁判所は、本条第5項(b)の許可を与える際、証人が問題となっている当該証拠をライブリンク方式で提供するよう命ずることができる。
- (9A) 裁判所は、本条第9項に従ってライブリンク方式で証拠を提供するよう命じる場合には、特別措置命令において、第24条第1A項に基づいてこれを実施することができる旨の条件を当該命令に付すこともできる。(※8)
- (10) (略)
- (11) 本条は、本条以外の方法で許容されるあらゆる録音・録画記録の許容性に影響を及ぼさない。

※8 第24条第1A項は、証人がライブリンク方式で証言する間に、証人に対する付添いを認める規定である。

## 第28条（録音・録画による反対尋問又は再尋問）

- (1) 特別措置命令が、第27条に基づき証人の主尋問としての証拠として録音・録画記録を許容する旨を定めた場合、当該命令は、次に掲げるものも定めることができる。
- (a) 当該証人のいかなる反対尋問や再尋問も、録音・録画すること、かつ
  - (b) 反対尋問又は再尋問と関係する限り、そのような録音・録画記録を、それぞれ、反対尋問又は再尋問における証人の証拠として許容すること
- (2) そのような記録は、刑事訴訟規則又は当該命令が定めた者が在席し、被告人が在席しない場で作成されなければならない、他方、次に掲げる状況の下で作成されなければならない。
- (a) 裁判官若しくは控訴院裁判官（又はその両者）及び当該手続で活動している法的代理人が、尋問を見聞し、録音・録画記録が作成される場に現在する者らと意思疎通を図ることができる、かつ
  - (b) 被告人が、当該尋問を見聞し、自身のために活動する法的代理人との意思疎通を

図ることができること

- (3) 2名以上の法的代理人が手続の一方当事者のために活動している場合において、本条第2項(a)及び(b)の要件が、関連する全期間において少なくともそれらの代理人のうち1名に関して充足されている場合には、それらの要件は、法的代理人らとの関係で充足されるものとみなす。
- (4) 特別措置命令が、本条に基づき録音・録画記録を証拠として許容すると定めた場合において、裁判所は、それにもかかわらず、本条第2項、刑事訴訟規則又は当該命令の要件が、裁判所を満足させるほどに遵守されていなかった場合には、当該記録を証拠として許容しない旨を事後的に命じることができる。
- (5) 本条第1項に従って証人の尋問の録音・録画記録が作成された場合において、裁判所が、当該証人の後の反対尋問又は再尋問に関し、本条第1項(a)及び(b)において言及された条件を付す旨の追加の特別措置命令を出さない限り、(第27条又は本条において許容された記録による場合であれ、当該記録以外のものであれ、)当該証人に対して、その手続において当該証人から提供されたあらゆる証拠との関係で、後に反対尋問又は再尋問を実施することができない。
- (6) 裁判所は、次の各号の一を認めた場合にのみ、追加の命令を出すことができる。
  - (a) 本条第1項による元の録音・録画記録の作成以降、当事者がそれまでに合理的な注意を払っても確かめることができなかった事柄に気づき、当該当事者が、提案された反対尋問を望むこと
  - (b) その他のいかなる理由であれ追加的命令を出すことが司法の利益にかなうこと
- (7) 本条は、(被告人が反対尋問を行うことができる場合において)被告人自身による証人に対する反対尋問との関係で適用されるものと解してはならない。



## ○ 刑法典

\* 以下各条文の括弧内の条見出しは、法文にはないが、便宜上付したものである。

### 第2部 人に対する重罪及び軽罪

#### 第2編 人に対する侵害

#### 第2章 人の身体的・精神的完全性に対する侵害

#### 第3節 強姦、近親相姦及びその他の性的攻撃

#### 第222-22条（性的攻撃）

- 1 暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴って実行し、又は法に規定する場合において、成人が未成年者に対して実行する性的侵害は全て、性的攻撃とする。
- 2 強姦及び他の性的攻撃は、攻撃者と被害者との関係性のいかんを問わず（攻撃者及び被害者が婚姻関係にある場合を含む。）、本節に規定する状況下で被害者に実行された場合に構成される。
- 3 フランス国民又は共和国領土内に通常居住する者が、外国において、未成年者に対し、性的攻撃を実行した場合、第113-6条第2項の規定にかかわらず、フランス刑法法規を適用し、第113-8条第2文は適用されない。

#### 第222-22-1条（強制・不意打ち）

- 1 第222-22条第1項に規定する強制は、身体的強制か精神的強制かを問わない。
- 2 犯罪が未成年者に対して実行された場合においては、被害者と犯人との間の年齢差、犯人が被害者に対して有する法律上又は事実上の権限を考慮し、本条第1項に規定する精神的強制又は第222-22条第1項に規定する不意打ちの存在が認定され得る。この場合における事実上の権限は、未成年の被害者と犯人との有意な年齢差によって形成され得る。
- 3 犯罪が15歳未満の未成年者に対して実行された場合において、精神的強制又は不意打ちは、これらの行為に関して必要な弁別能力を有しない被害者の脆弱さにつけ込むことによって形成される。

#### 第222-22-2条（性的攻撃：第三者による性的侵害の場合）

- 1 暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって、第三者による性的侵害を被り、又はかか

る侵害をその者自身に行わせることを人に強いる行為もまた、性的攻撃とする。

2 前項の行為は、被らせた性的侵害の性質及びその状況に従い、第222-23条ないし第222-30条に規定する刑と同一の刑で罰する。

3 本条に掲げる軽罪の未遂は、既遂の場合と同一の刑で罰する。

### 第222-22-3条

強姦及び性的攻撃は、次に掲げる者によって実行された場合、近親相姦によるものとする。

一 尊属者

二 兄弟姉妹、おじ、おば、大おじ、大おば、甥又は姪

三 第1号及び第2号に掲げる者の一の配偶者若しくは内縁関係にある者又は民事連帯協約により第1号及び第2号に掲げる者の一の相手方となった者であって、被害者に対し法律上又は事実上の権限を有する者

### 第222-23条（強姦）

1 他人又は犯人の身体に対し、暴行、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行する、性質のいかんを問わないあらゆる性的挿入行為又はあらゆる口淫行為は、強姦とする。

2 強姦は、15年の拘禁刑で罰する。

### 第222-23-1条

1 第222-23条に規定する場合のほか、成人が15歳未満の未成年者に対して実行する、又は当該未成年者が犯人に対して実行する、性質のいかんを問わないあらゆる性的挿入行為又はあらゆる口淫行為もまた、成人と未成年者との間の年齢差が5歳以上であるときは、強姦を構成する。

2 本条第1項に規定する年齢差に係る要件は、行為が報酬と引換えに、報酬の約束の下、現物利益を提供し、又はかかる利益の約束の下で実行されたときは、これを適用しない。

### 第222-23-2条

第222-23条に規定する場合のほか、成人が未成年者に対して実行する、又は当該未成年者が犯人に対して実行する、性質のいかんを問わないあらゆる性的挿入行為又はあらゆる口淫行為は、成人が尊属者又は未成年者に対して法律上又は事実上の権限を有する第222-22-3条に掲げる他のあらゆる者であるときは、近親相姦による強姦を構成する。

## 第222-23-3条

第222-23-1条及び第222-23-2条に掲げる強姦は、20年の拘禁刑で罰する。

## 第222-24条（加重的強姦）

第222-23条に規定する強姦は、次に掲げる場合、20年の拘禁刑で罰する。

- 一 身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらしたとき
- 二 15歳未満の未成年者に対して実行したとき
- 三 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 三の二 経済的又は社会的地位が不安定であるため著しく脆弱又は依存した状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 四 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 五 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 六 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 七 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 八 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 九 削除
- 十 他の被害者に対する1件または数件の他の強姦と競合して実行したとき
- 十一 被害者の配偶者若しくは内縁関係にある者又は民事連帯協約により被害者の相手となった者が実行したとき
- 十二 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき
- 十三 売春行為に従事する者（臨時に売春する場合を含む。）に対し、売春時に実行したとき
- 十四 犯時、未成年者がその場に居合わせ、かつ犯罪を目撃した場合
- 十五 被害者に対し、その者が気付かないうちに、その弁別能力又は行動制御能力を減退させるため、物質を服用させたとき

## 第222-25条（強姦致死）

- 1 第222-23条, 第222-23-1条及び第222-23-2条に規定する強姦によって被害者を死亡させた場合は, 30年の拘禁刑で罰する。
- 2 保安期間に関する第132-23条第1項及び第2項は, 本罪に適用する。

#### **第222-26条 (拷問・野蛮行為を伴う強姦)**

- 1 第222-23条, 第222-23-1条及び第222-23-2条に規定する強姦の実行行為の前後又は最中に拷問又は野蛮行為を行った場合, 無期拘禁刑で罰する。
- 2 保安期間に関する第132-23条第1項及び第2項は, 本罪に適用する。

#### **第222-27条 (強姦以外の性的攻撃)**

強姦以外の性的攻撃は, 5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑で罰する。

#### **第222-28条 (加重的性的攻撃)**

第222-27条に規定する犯罪は, 次に掲げる場合, 7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑で罰する。

- 一 傷害, 障害又は8日間を超える就労不能状態をもたらしたとき
- 二 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 三 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 五 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 六 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 七 被害者の配偶者若しくは内縁関係にある者又は民事連帯協約により被害者の相手となった者が実行したとき
- 八 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき
- 九 売春行為に従事する者(臨時に売春する場合を含む。)に対し, 売春時に実行したとき
- 十 犯時, 未成年者がその場に居合わせ, かつ犯罪を目撃した場合
- 十一 被害者に対し, その者が気付かないうちに, その弁別能力又は行動制御能力を減退させるため, 物質を服用させたとき

### 第222-29条（弱者に対する強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥、妊娠又は経済的若しくは社会的地位の不安定さによって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行した場合、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑で罰する。

### 第222-29-1条（未成年者に対する強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、15歳未満の未成年者に対して暴行、強制、脅迫若しくは不意打ちをもって実行した場合、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑で罰する。

### 第222-29-2条

- 1 第222-29-1条に規定する場合のほか、成人が15歳未満の未成年者に対して実行する強姦以外のあらゆる性的侵害もまた、成人と未成年者との年齢差が5歳以上であるときは、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑で罰する性的攻撃を構成する。
- 2 本条第1項に規定する年齢差に係る要件は、行為が報酬と引換えに、報酬の約束の下、現物利益を提供し、又はかかる利益の約束の下で実行されたときは、これを適用しない。

### 第222-29-3条

第222-29-1条に規定する場合のほか、成人が未成年者に対して実行する強姦以外のあらゆる性的侵害は、成人が尊属者又は未成年者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する第222-22-3条に掲げる他のあらゆる者であるときは、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑で罰する近親相姦による性的攻撃を構成する。

### 第222-30条（弱者に対する加重性的攻撃）

第222-29条に規定する犯罪は、次に掲げる場合、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑で罰する。

- 一 傷害又は障害をもたらしたとき
- 二 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 三 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 五 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき

## 六 削除

七 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

八 被害者に対し、その者が気付かないうちに、その弁別能力又は行動制御能力を減退させるため、物質を服用させたとき

### 第222-30-1条（強姦等の実行のために物質を服用させる行為）

- 1 強姦又は性的攻撃を実行するため、被害者に対し、その弁別能力又は行動制御能力を減退させ、犯罪の実行を気付かれないようにするための物質を服用させた者は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑で罰する。
- 2 前項に規定する行為が、15歳未満の未成年者又は著しく脆弱な状態にある者に対してなされた場合、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑で罰する。

### 第222-30-2条

- 1 人に対し、その者が性的攻撃（国内領土外におけるものを含む。）を行うために、何らかの贈与、贈物又は利益の提供若しくは約束をさせ、又はこれらを提案する行為は、当該攻撃が実行されず、また、その未遂にも至らなかったときは、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑で罰する。
- 2 前項の場合において、性的攻撃が未成年者に対して実行されることとなっていたときは、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑で罰する。

### 第222-31条（未遂罪）

第222-27条ないし第222-30-1条に規定する軽罪の未遂は、既遂と同一の刑で罰する。

### 第222-31-1条

削除

### 第222-31-2条（近親相姦の場合の親権の剥奪等）

- 1 近親相姦の性質を有する強姦又は性的攻撃が、未成年者に対し、その親権を有する者によって実行された場合、判決裁判所は、民法第378条及び第379-1条の適用により、同親権の全部若しくは一部の剥奪又は同親権の行使の剥奪について宣告しなければならない。
- 2 前項の場合、判決裁判所は、被害者の未成年兄弟姉妹に対する親権の剥奪又は同親

権の行使の剝奪に関しても、裁定することができる。

- 3 前第1項において、重罪院に訴追が係属した場合、重罪院は、参審員の同席なしに、前記裁定をする。

## 第222-33条（セクシャル・ハラスメント）

- I 1 性的若しくは性差別的な意味を含む発言又は言動であつて、品位を落とし若しくは侮辱的なものであるが故に人の尊厳を害するもの、又は人に対して威圧的、敵対的、若しくは侮辱的な状況を作成するものを反復してする行為をセクシャル・ハラスメントとする。
- 2 次に掲げる場合も、セクシャル・ハラスメントとする。
- 一 これらの発言又は言動が、同一被害者に対し、共謀の上、又は一人の扇動により、複数人によってなされた場合。各々では反復してなされなかった場合も、同様とする。
  - 二 これらの発言又は言動が、同一被害者に対し、既に反復してなされていることを把握している複数人によって、引き続きなされた場合。共謀がない場合も、同様とする。
- II 自己若しくは第三者のため、実質的に若しくは明らかに、性的行為を行うことを目的としてなされた重大な圧力を行使する行為は、すべてセクシャル・ハラスメントとみなす。かかる行為が反復してなされなかった場合も、同様とする。
- III 1 第I項及び第II項に規定する行為は、2年の拘禁刑及び3万ユーロの罰金刑で罰する。
- 2 これらの行為は、次に掲げる場合、3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑で罰する。
- 一 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
  - 二 15歳未満の未成年者に対して実行したとき
  - 三 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
  - 四 経済的又は社会的地位が不安定であるため著しく脆弱又は依存した状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
  - 五 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
  - 六 オンラインの公共通信サービスを使用したとき、又はデジタル媒体若しくは電子媒体を介して行ったとき

七 犯時，未成年者がその場に居合わせ，かつ犯罪を目撃した場合

八 尊属者又は被害者に対して法律上又は事実上の権限を有する全ての者が実行したとき

## 第7章 未成年者及び家族に対する侵害

### 第5節 未成年者を危険にさらさせる行為

#### 第2目 未成年者に対して実行する性犯罪

#### 第227-22-1条

- 1 成人が，15歳未満の未成年者又はそのような外観を呈する者に対し，電子通信手段を用いて性的な提案をする行為は，2年の拘禁刑及び3万ユーロの罰金刑で罰する。
- 2 前記提案をした者がその者と会った場合，刑は5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑とする。

#### 第227-22-2条

- 1 強姦又は他の性的攻撃の場合のほか，成人において，電子通信手段により，未成年者に対し，あらゆる性的行為を，その者自身若しくは第三者に対し，又は第三者とともに実行するよう唆す行為は，7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑で罰する。当該教唆がその効果を生じなかった場合も，同様とする。
- 2 前項の行為が15歳未満の未成年者に対して実行された場合，刑は10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑とする。前項の行為が組織的集団により実行された場合，刑は10年の拘禁刑及び100万ユーロの罰金刑とする。

#### 第227-25条（未成年者に対する性的侵害）

本編第2章第3節に規定する強姦又は性的攻撃の場合のほか，成人において，15歳未満の未成年者に対し性的侵害を行う行為は，7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑で罰する。

#### 第227-26条（尊属等による未成年者に対する性的侵害）

第227-25条に規定する犯罪は，次に掲げる場合，10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑で罰する。

- 一 被害者に対して法律上又は事実上の権限を有する成人が実行したとき
- 二 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき



三 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき

四 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき

五 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

### 第227-27条（15歳以上の未成年者に対する性的侵害）

本編第2章第3節に規定する強姦又は性的攻撃の場合のほか、15歳以上の未成年者に対する性的侵害は、次に掲げる場合、5年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑で罰する。

- 一 被害者に対して法律上又は事実上の権限を有するあらゆる成人が実行したとき
- 二 職務上付託された権限を有する成人がこれを濫用して実行したとき

### 第227-27-2条（未遂罪）

第227-25条、第227-26条及び第227-27条に規定する軽罪の未遂は、既遂と同一の刑で罰する。

### 第227-27-2-1条（近親相姦）

第227-25条ないし第227-27条に規定する犯罪は、次に掲げる者が未成年者に対して実行した場合、近親相姦とする。

- 一 尊属者
- 二 兄弟姉妹、おじ、おば、大おじ、大おば、甥又は姪
- 三 第1号及び第2号に掲げる者の一の配偶者若しくは内縁関係にある者又は民事連帯協約により第1号及び第2号に掲げる者の一の相手方となった者であって、被害者に対し法律上又は事実上の権限を有する者

### 第227-27-3条（未成年者に対する近親間の姦淫等）

- 1 未成年者に対する親権を有する者が当該未成年者に対し近親相姦の性質を有する性的侵害を実行した場合、判決裁判所は、民法第378条及び第379-1条の適用により、同親権の全部若しくは一部の剝奪又は同親権の行使の剝奪について宣告しなければならない。
- 2 前項の場合、判決裁判所は、被害者の未成年兄弟姉妹に対する親権の剝奪又は同親権の行使の剝奪に関しても、裁定することができる。

3 前第1項において、重罪院に訴追が係属した場合、重罪院は、参審員の同席なしに、前記裁定をする。

### **第227-28-3条**

未成年者に対し、第225-5条ないし第225-11条、第227-22条、第227-23条及び第227-25条ないし第227-28条に規定する重罪又は軽罪のうちの1個の犯罪を実行するため、その者に対し、何らかの贈与若しくは利益を与え、約束し、又は提案した行為は、当該犯罪が実行されず、また、未遂に至らずとも罰せられる。その場合の刑は、当該犯罪が軽罪のときは3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑とし、当該犯罪が重罪の場合は7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑とする。

## ○ 刑事訴訟法典

### 第7条

- 1 重罪に関する公訴権は，その重罪が犯された日から起算して満20年を経過したときに，時効によって消滅する。
- 2 (略)
- 3 本法典第706-47条に掲げる重罪（※）が未成年者に対して実行された場合，公訴権は，当該未成年者が成年に達した時から起算して満30年を経過したときに，時効によって消滅する。ただし，強姦に関して，この期間が経過する前に，同一人が他の未成年者に対して新たな強姦，性的攻撃又は性的侵害を実行したときは，この強姦の時効期間は，事案に応じ，新たな犯罪の時効完成日までこれを延長する。
- 4 (略)

### 第8条

- 1 軽罪に関する公訴権は，その軽罪が犯された日から起算して満6年を経過したときに，時効によって消滅する。
- 2 本法典第706-47条に掲げる軽罪（※）が未成年者に対して実行された場合，刑法第222-29-1条及び第227-26条に規定する場合を除き，公訴権は，当該未成年者が成年に達した時から起算して満10年を経過したときに，時効によって消滅する。
- 3 同法典第222-12条，第222-29-1条及び第227-26条に掲げる軽罪が未成年者に対して実行された場合，公訴権は，当該未成年者が成年に達した時から起算して満20年を経過したときに，時効によって消滅する。
- 4 ただし，未成年者に対して実行された性的攻撃又は性的侵害に関して，本条第2項及び第3項に規定する期間が経過する前に，同一人が他の未成年者に対して性的攻撃又は性的侵害を実行したときは，最初の犯罪の時効期間は，事案に応じ，新たな犯罪の時効完成日までこれを延長する。
- 5, 6 (略)

※ 第706-47条に掲げる重罪及び軽罪とは，刑法典第222-23条ないし第222-26条に規定する強姦の重罪（刑事訴訟法典第706-47条第3号），第222-27条ないし第222-33条に規定する性的攻撃の軽罪（同条第4号），第227-22-1条に規定する成人が15歳未満の未成年者又はそのような外観を呈する者に対し，電子通信手段を用いて性的な提案を行う行為の軽罪（同条第9号），第227-25条ないし第227-27-2条に規定する性的侵害の軽罪（同条第13号），第227-28-3条に規定する未成年者に対する重

罪又は軽罪の実行を誘引する軽罪（同条第14号）等である。

## ○ 刑法

### 総則

#### 第1章 刑罰法規

##### 第2節 用語

#### 第11条（人及び物の概念）

1 （略）

2 （略）

3 本項を指定する規定に定める表現物とは、文書、録音媒体及び録画媒体、データ記録媒体、図画並びにその他の媒体において表現されたものであり、又は記録媒体によらずとも情報通信技術を用いて送付されるものを指す。

#### 第3章 行為の法的効果

##### 第7節 没収

#### 第74条（正犯者及び共犯者における生成客体、供用客体及び行為対象の没収）

1 故意の犯罪によって生じ（生成客体）、又はその遂行若しくは予備のために用いられ、若しくは用いられる予定であった客体（供用客体）は、没収することができる。

2 犯罪行為が関係した客体（行為対象）は、特別の規定により没収される。

3 没収は、客体が、裁判の時点で正犯者若しくは共犯者に属し、又は帰属するときのみ許容される。特別の規定により第1項のほかにも没収が指示され、又は許容されるときも同様とする。

#### 第74条a（他の者における生成客体、供用客体、行為対象の没収）

法律が本条を指示する場合には、客体は、第74条第3項にかかわらず、次に掲げるときも没収することができる。裁判の時点で客体が属し、又は帰属する者が、

一 客体が供用客体として用いられたこと、若しくは行為対象となったことに少なくとも軽率に寄与し、又は、

二 没収を許容したであろう状況を知りながら、非難すべき方法で客体を得たとき

## 第5章 時効

### 第1節 訴追の時効

#### 第78条（時効期間）

- 1 （略）
- 2 第211条（謀殺）に定める重罪は，時効にかからない。
- 3 訴追が時効にかかるときは，時効期間は，
  - 一 無期自由刑が定められている罪については30年，
  - 二 長期10年を超える自由刑が定められている罪については20年，
  - 三 長期5年を超え10年以下の自由刑が定められている罪については10年，
  - 四 長期1年を超え5年以下の自由刑が定められている罪については5年，
  - 五 その他の罪については3年とする。
- 4 （略）

#### 第78条 a（開始）

時効は，犯行が終了すると同時に進行を始める。構成要件に属する結果が後に初めて生じたときは，この時点で時効が進行を始める。

#### 第78条 b（停止）

- 1 時効は，次に掲げる場合において，停止する。
  - 一 第174条から第174条 c まで，第176条から第178条まで，第182条，第184条 b 第2項と併せて適用される場合も含めた同条第1項第1文第3号，第225条，第226条 a 及び第237条（※）に定める犯罪行為について，被害者が満30歳に達するまで
  - 二 （略）
- 2～6 （略）

※ 第225条は保護責任者による虐待処罰規定，第226条aは女性器損傷に関する罪，第237条は結婚強要に関する罪。

## 各則

### 第12章 家族内の身分関係，婚姻及び家族に対する犯罪行為

### 第173条（親族との性交）

- 1 血族である卑属と性交をした者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 2 血族である尊属と性交をした者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する；親族関係が消滅した場合も同様とする。血族である兄弟姉妹間で性交をした場合も、同一の刑に処する。
- 3 卑属及び兄弟姉妹が行為時に18歳未満であったときは、本条によっては罰しない。

## 第13章 性的自己決定に対する犯罪行為

### 第174条（被保護者に対する性的虐待）

- 1 一 教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられている18歳未満の者に対して
  - 二 職業教育上、職務上若しくは労働上の関係において劣位する18歳未満の者に対して、職業教育上、職務上若しくは労働上の関係と結び付いた依存関係を濫用して、又は、
  - 三 行為者の血縁上若しくは法律上の直系卑属、若しくは行為者の配偶者、行為者の生活パートナーにある者、若しくは行為者が婚姻類似若しくは生活パートナー類似の生活を共に営んでいる者の直系卑属で、18歳未満の者に対して
- 性的行為を行い、又はこれらの者に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

第1文の要件の下で、被保護者が第三者に対する、若しくはその前での性的行為を行うように、又は第三者による被保護者に対する性的行為を行わせるように被保護者を決意させた者も、同様とする。

- 2 18歳未満の者の教育、職業教育又は生活上の世話を委ねられた者が、そのための施設において、次に掲げる行為をしたときは、3月以上5年以下の自由刑に処する。
  - 一 その施設と教育、職業教育若しくは生活上の世話のための法的関係にある16歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくはその者に自己に対する性的行為を行わせたとき、又は、
  - 二 その地位を利用して、その施設と教育、職業教育若しくは生活上の世話のための法的関係にある18歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくはその者に自己に対する性的行為を行わせたとき

第1文の要件の下で、被保護者が第三者に対する、若しくはその前での性的行為を行うように、又は第三者による被保護者に対する性的行為を行わせるように被保

護者を決意させた者も、同様とする。

- 3 第1項又は第2項の要件の下で、次に掲げる各号の行為により、自己又は被保護者を性的に興奮させるために
  - 一 被保護者の前で性的行為を行った者、又は、
  - 二 被保護者が自己の前で性的行為を行うように決意させた者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 4 本条の罪の未遂は、罰する。
- 5 第1項第1文第1号、第2項第1文第1号又は第1項第1文第1号若しくは第2項第1文第1号と結び付いて適用される第3項の場合において、裁判所は、犯罪の不法が軽微なときは、この規定による刑を免除することができる。

#### **第174条 a（被拘禁者、被収容者又は施設内の病人及び要援助者に対する性的虐待）**

- 1 教育、職業教育、監督又は世話が行為者に委ねられている、被拘禁者又は官庁の命令による被収容者に対して、自己の地位を濫用して、性的行為を行い、又はこの被拘禁者若しくは被収容者に自己に対する性的行為を行わせ、又は被拘禁者若しくは被収容者に対し、第三者に対して性的行為を行うこと若しくは第三者による性的行為を甘受することを決意させた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 2 病者又は要援助者のための施設に入所しており、その監督又は世話が行為者に委ねられている者に対して、この者の疾患若しくは援助の必要性を利用して、この者に性的行為を行い、又はこの者に自己に対する性的行為を行わせ、又はこの者に第三者に対して性的行為を行うこと若しくは第三者による性的行為を甘受することを決意させることにより、この者を虐待した者も、前項と同一の刑に処する。
- 3 本条の罪の未遂は、罰する。

#### **第174条 b（公務上の地位を利用した性的虐待）**

- 1 刑事手続、自由を剥奪する改善及び保安の処分を命じる手続又は官庁による収容を命じる手続への関与を任じられた公務担当者が、手続に基づく依存関係を濫用して、手続対象者に対して性的行為を行い、又はその者に自己に対する性的行為を行わせたときは、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 2 本条の罪の未遂は、罰する。

#### **第174条 c（相談、治療又は世話を行う関係を利用した性的虐待）**

- 1 相談、治療又は世話を行う関係を濫用して、依存症を含む精神若しくは心の疾患若



しくは障害を理由に、又は身体的な疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行い、又はその者に自己に対する性的行為を行わせ、又は、その者に第三者に対して性的行為を行うこと若しくは第三者による性的行為を甘受することを決意させた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

- 2 治療を行う関係を濫用して、心理療法による治療が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行い、又はその者に自己に対する性的行為を行わせ、又はその者に第三者に対して性的行為を行うこと若しくは第三者による性的行為を甘受することを決意させた者も、前項と同一の刑に処する。
- 3 本条の罪の未遂は、罰する。

#### **第176条（児童の性的虐待）**

- 1 次に掲げる者は、1年以上の自由刑に処する。
  - 一 14歳未満の者（児童）に対して性的行為を行い、又は児童に自己に対する性的行為を行わせた者
  - 二 児童が第三者に対して性的行為を行うように、又は児童が第三者に児童自身に対する性的行為を行わせるように、この児童を決意させた者
  - 三 第1号又は第2号に規定する行為のために、児童を提供し、若しくは斡旋することを約束した者
- 2 第1項第1号の場合において、性的行為について行為者と児童との間に同意があり、かつ、年齢のみならず発達段階又は成熟度に関する相違が僅少である場合には、行為者が性的自己決定に関する児童の能力の欠如を利用した場合を除き、裁判官は、行為者を同号に基づいて処罰しないことができる。

#### **第176条 a（児童との身体的接触のない児童の性的虐待）**

- 1 次に掲げる者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。
  - 一 児童の前で性的行為を行い、又は児童の前で第三者に自己に対する性的行為を行わせた者
  - 二 児童が性的行為を行うことを児童に決意させた者であって、行為が第176条第1項第1号又は第2号によって処罰対象とされていないとき
  - 三 ポルノ表現物（第11条第3項）又は相応の言辞によって児童に働きかけた者
- 2 第1項に定める犯行のために児童を提供し、若しくは斡旋の約束をし、又はこれらの行為をすることを他の者と共謀した者も、同様とする。

- 3 第1項第1号及び第2号の罪の未遂は、罰する。第1項第3号の罪については、犯行の既遂が専ら、行為者が自己の働きかけが児童に対するものであると誤信したために失敗した場合にのみ、その未遂を罰する。

#### 第176条 b（児童の性的虐待予備）

- 1 次に掲げる目的のため、児童に対して表現物（第11条第3項）によって働きかけた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 一 児童をして、行為者に対し、若しくは行為者の前で性的行為を行わせ、第三者に対し、若しくは第三者の前で性的行為を行わせ、又は行為者若しくは第三者による児童に対する性的行為を行わせるため
  - 二 第184条 b 第1項第1文第3号又は同条第3項に規定する犯行を行うため
- 2 第1項に規定する罪のために、児童を提供し、若しくは斡旋することを約束し、又はこれらの行為をするよう他の者と約束した者も、同様とする。
- 3 第1項の罪については、犯行の既遂が専ら、行為者が自己の働きかけが児童に対するものであると誤信したために失敗した場合にのみ、その未遂を罰する。

#### 第176条 c（児童の加重性的虐待）

- 1 第176条第1項第1号及び第2号の場合において、
- 一 行為者がこれらの犯罪行為を理由に5年以内に確定力ある有罪判決を言い渡されていたとき、
  - 二 行為者が18歳以上であり、かつ、
    - a) 児童と性交し、若しくは身体への挿入と結び付く性交類似行為を、児童に対して行い、若しくは児童によって行為者に対して行わせたとき、若しくは
    - b) 第三者と性交することを児童に決意させ、若しくは身体への挿入と結び付く性交類似行為を、第三者に対して行い、若しくは第三者に行わせることを児童に決意させたとき
  - 三 犯行が数人により共同して遂行されたとき、又は、
  - 四 行為者が犯行により、児童に対して重い健康障害の危険若しくは身体的若しくは精神的な発達への著しい障害の危険を生じさせたとき
- は、2年以上の自由刑に処する。
- 2 第176条第1項第1号若しくは第2号、第176条 a 第1項第1号若しくは第2号、又は同条第3項第1文の場合において、正犯又はその他の関与者として、犯行を第184条 b 第1項又は第2項の頒布をするためのポルノ表現物（第11条第3項）に描出する目

的で遂行した者も、同様とする。

- 3 第176条第1項第1号又は第2号の場合において、犯行の際に児童を身体的に著しく虐待し、又は犯行により児童に対して死亡の危険を生じさせた者は、5年以上の自由刑に処する。
- 4 第1項第1号に掲げる期間には、行為者が官庁の命令に基づいて施設に收容されていた期間は算入されない。第1項第1号の場合において、外国で有罪判決を下された行為がドイツ刑法によれば第176条第1項第1号又は第2号に規定する罪に当たるときは、国内において有罪判決を言い渡されたものとみなす。

#### **第176条 d（児童の性的虐待致死）**

行為者が、性的虐待（第176条から第176条 c まで）により、少なくとも軽率に児童の死亡を引き起こしたときは、刑は無期自由刑又は10年以上の自由刑とする。

#### **第176条 e（児童の性的虐待の手引きの頒布及び所持）**

- 1 第176条から第176条 d までに掲げる違法な行為の手引きとして役立つことに適し、かつ、これらの行為を遂行する他の者の決意を促進し、若しくは引き起こし得る表現物（第11条第3項）を頒布し、又は公然と陳列した者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 2 第176条から第176条 d までに掲げる違法な行為を遂行する他の者の決意を促進し、若しくは引き起こすために、
  - 一 第176条から第176条 d までに掲げる違法な行為の手引きとして役立つことに適した表現物を頒布し、若しくは公然と陳列した者、又は
  - 二 公然と、若しくは集会において、第176条から第176条 d に掲げる違法な行為の手引きを与えた者も、前項と同一の刑に処する。
- 3 第1項に掲げる表現物を読み出し、所持し、他の者に認識可能にし、又は他の者に所持させた者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 4 第3項は、次に掲げることを適法に充足することに専ら資する行為については、適用しない：
  - 一 国家的任務
  - 二 管轄を有する国家機関との取決めによって生じる任務、又は
  - 三 職務上若しくは職業上の義務
- 5 第1項及び第3項は、

- 一 他の者に認識可能にし，公然と陳列し，頒布し，又は他の者に所持させた表現物が，現実の事象を描写し，又は児童若しくは青少年の画像を使用して製造された児童ポルノではなく，かつ，
- 二 事態の解明が，他の手段によってはその見込みがないか，著しく困難であるようなときは，刑事捜査手続の枠内での職務上の行為には適用しない。

6 第3項に定める犯罪行為に関係する客体は，没収する。第74条 a を適用する。

### 第177条（性的侵害，性的強要，強姦）

- 1 他の者の認識可能な意思に反して，この者に対して性的行為を行い，若しくはこの者に性的行為を行わせ，又はこの者に第三者に対する，若しくは第三者による性的行為を行い，若しくは甘受するように決意させた者は，6月以上5年以下の自由刑に処する。
- 2 他の者に対して性的行為を行い，若しくはこの者に性的行為を行わせ，又はこの者に第三者に対する，若しくは第三者による性的行為を行い，若しくは甘受するように決意させた者も，次の各号に該当する場合には，前項と同一の刑に処する。
  - 一 行為者が，その者が反対意思を形成又は表明することができない状況を利用したとき，
  - 二 行為者が，その者の同意を得た場合を除き，その者が身体的又は精神的な状態に基づき意思の形成又は表明が著しく限定されている状況を利用したとき，
  - 三 行為者が，驚愕の瞬間を利用したとき，
  - 四 行為者が，抵抗した場合には被害者に相当の害悪が生じる恐れがある状況を利用したとき，
  - 五 行為者が，相当の害悪を加える旨の脅迫により，その者に性的行為を行い，又は甘受することを強要したとき
- 3 前2項の罪の未遂は，罰する。
- 4 意思形成又は意思表示の能力の欠如が被害者の疾患又は障害に基づくときは，1年以上の自由刑に処する。
- 5 行為者が
  - 一 被害者に対して暴行を用い，
  - 二 被害者に対して身体若しくは生命に対する現在の危険による脅迫を行い，又は，
  - 三 被害者が保護のない状態で行為者の影響下に委ねられている状況を利用したときは，1年以上の自由刑に処する。

- 6 特に重い事案では、2年以上の自由刑に処する。特に重い事案は、原則として
- 一 行為者が、被害者と性交をし、若しくは被害者に性交をさせ、若しくは身体への挿入と結び付く場合は取り分けそうであるが、被害者を特に辱める性交類似行為を、被害者に対して行い、若しくは被害者に対して行わせたとき（強姦）、又は、
  - 二 犯行が数人により共同して遂行されたとき
- に認められる。
- 7 行為者が
- 一 凶器若しくはその他危険な道具を携帯し、
  - 二 その他、暴行若しくは暴行を加える旨の脅迫により、他の者の抵抗を阻止若しくは制圧するために、道具若しくは手段を携帯し、又は、
  - 三 被害者に重い健康障害の危険を生じさせたとき
- は、3年以上の自由刑に処する。
- 8 行為者が
- 一 行為の際に凶器若しくはその他危険な道具を使用し、又は、
  - 二 被害者を
    - a) 犯行の際に身体的に著しく虐待し、若しくは
    - b) 犯行により死亡の危険を生じさせたとき
- は、5年以上の自由刑に処する。
- 9 第1項及び第2項の比較的軽い事案では、3月以上3年以下の自由刑に、第4項及び第5項の比較的軽い事案では、6月以上10年以下の自由刑に、第7項及び第8項の比較的軽い事案では、1年以上10年以下の自由刑に処する。

#### **第178条（性的侵害致死、性的強要致死及び強姦致死）**

行為者が、性的侵害、性的強要又は強姦（第177条）により、少なくとも軽率に被害者の死亡を引き起こしたときは、刑は無期自由刑又は10年以上の自由刑とする。

#### **第180条（未成年者の性的行為の助長）**

- 1 第三者に対する、若しくはその前での16歳未満の者の性的行為又は16歳未満の者に対する第三者の性的行為を
- 一 斡旋することにより、又は
  - 二 機会を与え、若しくは作り出すことにより
- 助長した者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。その者に配慮の権限を持つ者が行為を行ったときは、第1文第2号は適用しないものとする。ただし、配慮権者が

助長することにより教育義務に著しく違反したときは、この限りでない。

- 2 対価により、18歳未満の者が第三者に対して、若しくはその前で性的行為を行うように、若しくは18歳未満の者が自身に対する性的行為を第三者に行わせるように、その者を決意させた者又は斡旋することによりこれらの行為を助長した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 3 第2項の場合において、未遂は罰する。

### 第182条（青少年の性的虐待）

- 1 強制状態を利用して
  - 一 18歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくはその者に行為者に対する性的行為を行わせ、又は、
  - 二 18歳未満の者が第三者に対して性的行為を行うように、若しくは18歳未満の者が自身に対する性的行為を第三者に行わせるように、その者を決意させ、  
これにより、18歳未満の者を虐待した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 2 18歳以上の者が、対価により、18歳未満の者に対して性的行為を行い、又はその者に行為者に対する性的行為を行わせることにより、その者を虐待したときも、前項と同一の刑に処する。
- 3 21歳以上の者が
  - 一 16歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくはその者に行為者に対する性的行為を行わせ、又は
  - 二 16歳未満の者が第三者に対して性的行為を行うように、若しくは16歳未満の者が自身に対する性的行為を第三者に行わせるように、その者を決意させ、  
その際に行為者に対する被害者の性的自己決定能力の欠如を利用することにより、16歳未満の者を虐待したときは、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 4 本条の罪の未遂は、罰する。
- 5 第3項の場合において、犯行は、告訴に基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追について特別な公の利益があるために刑事訴追機関が職権による介入を必要と考えるときは、この限りでない。
- 6 第1項から第3項までの場合において、犯行の対象となった者の態度を考慮し、犯罪の不法が軽微なときは、裁判所は、これらの規定に定める刑を免除することができる。

### 第184条 b（児童ポルノ表現内容の頒布、取得及び所持）

- 1 次に掲げる者は、1年以上10年以下の自由刑に処する。
  - 一 児童ポルノ表現物を頒布し若しくは公然陳列した者；ポルノ表現物（第11条第3項）は、
    - a) 14歳未満の者（児童）の、その者に対する、若しくはその者の前での性的行為
    - b) 全身若しくは身体の一部に衣服を着けていない児童の、興奮させる形で性を強調するポーズでの描写、又は、
    - c) 児童の衣服を着けていない性器若しくは臀部の性的に興奮させる描写を対象とするときは、児童ポルノである。
  - 二 現実の、若しくは現実に近い事象を描写した児童ポルノ表現物に他の者をアクセスさせ、若しくはこれを他の者に所持させることを企行した者
  - 三 現実の事象を描写した児童ポルノ表現物を製造した者、又は、
  - 四 児童ポルノ表現物を第1号若しくは第2号の意味において使用するため、若しくは他の者にこれらの使用を可能とするために、児童ポルノ表現物を製造し、調達し、交付し、保管し、提供し、広告し、若しくはその輸入若しくは輸出を企行した者であって、犯行が第3号によって処罰対象とされないとき第1項第1文第1号及び第4号の場合において、児童ポルノ表現物が現実の事象若しくは現実に近い事象を描写したものではないときは、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 2 行為者が、第1項第1文の場合において、営業として、又はこれらの犯行の継続的遂行のために結び付いた集団の構成員として行為を行い、かつ、表現物が第1項第1文第1号、第2号及び第4号の場合において、現実又は現実に近い事象を描写したものであるときは、2年以上の自由刑に処する。
- 3 現実の、又は現実に近い事象を描写する児童ポルノ表現物を呼び出し又は所持するに至ることを企行し、又はこれらの表現物を所持する者は、1年以上5年以下の自由刑に処する。
- 4 第1項第1文第1号と併せて適用される第1項第2文の罪の場合において、未遂は罰する。
- 5 第1項第1文第2号及び第3項は、次に掲げることを適法に充足することに専ら資する行為については、適用しない：
  - 一 国家的任務
  - 二 管轄を有する国家機関との取決めによって生じる任務、又は、
  - 三 職務上若しくは職業上の義務
- 6 第1項第1文第1号、第2号及び第4号並びに第2文は、

一 行為が、現実の事象を描写しておらず児童又は青少年の画像を使用して製造されてもいない児童ポルノ表現物に関連し、かつ、

二 事態の解明が、他の手段によってはその見込みがないか、又は著しく困難であるような

ときは、刑法上の捜査手続の枠内での職務上の行為に対しては、適用しない。

7 第1項第1文第2号若しくは第3号又は第3項に定める犯罪行為に関係する客体は、没収する。第74条 a を適用する。

#### **第184条 h (定義)**

この法律において、

- 1 性的行為とは、各規定で保護されている法益に照らして一定の重大性を有する行為のみをいう。
- 2 他の者の前での性的行為とは、事象を知覚する他の者の前で行われる行為のみをいう。

#### **第184条 i (性的嫌がらせ)**

- 1 性的特徴を有する態様で人の身体に接触し、これにより嫌がらせをした者は、その犯行に本章の他の規定においてより重い刑が定められていないときは、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 2 特に重い事案では、3月以上5年以下の自由刑に処する。特に重い事案は、原則として、犯行が数人により共同して遂行されたときに認められる。
- 3 犯行は、刑事訴追機関が刑事訴追について特別な公の利益があるために職権による介入が必要と考えるときを除き、告訴に基づいてのみ訴追される。

#### **第184条 j (集団に基づく犯行)**

人的集団が他の者に対する犯罪行為を遂行するためにこの者を苦境に置いた場合には、この集団に参加することで犯罪行為を促進した者は、その集団の参加者の一人によって第177条又は第184条 i の犯罪行為が行われ、かつ、その犯行に他の規定においてより重い刑が定められていないときは、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

#### **第184条 k (録画による性的領域の侵害)**

1 次に掲げる者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

一 意図的に、又は確定的認識をもって、第三者の視界から守られている他者の性器、



臀部，女性の胸部若しくはこれらを覆う下着の録画を権限なく製造し，若しくは中継した者，

二 前号の行為により製造された録画を使用し，若しくは第三者の知り得る状態に置いた者，又は，

三 正当に製造された第1号に掲げる種類の録画を，権限がないことを確定的に認識しながら，第三者の知り得る状態に置いた者

2 第1項の行為は，刑事訴追機関が刑事訴追について特別な公の利益があるために職権による介入が必要と考えるときを除き，告訴に基づいてのみ訴追される。

3 第1項は，著しく優越する正当な利益を守るために行われた行為，特に芸術若しくは学問，研究若しくは教育，目下の事象若しくは歴史的な事象の報道又は類似の目的に資する行為には適用しない。

4 正犯者又は共犯者の使用した録画媒体，撮影機材又はその他技術的手段は，没収することができる。第74条aを適用する。

## 第15章 私的な生活領域及び秘密領域の侵害

### 第201条a（録画による高度に私的な生活領域及び人格権の侵害）

1 次に掲げる者は，2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

一 住居若しくは中が見られないように特に保護された空間にいる他の者の録画を権限なく製造し，若しくは中継し，これにより高度に私的なその生活領域を侵害した者，

二 他の者が無力な状態にあることを見せる録画を権限なく製造し，若しくは中継し，これにより被撮影者の高度に私的な生活領域を侵害した者，

三 ひどく不快な方法で死者を見せることになる録画を権限なく製造し，若しくは中継した者

四 第1号から第3号までに定める行為により製造された録画を使用し，若しくは第三者の知り得る状態に置いた者，又は，

五 権限に基づいて製造された第1号から第3号までに規定された種類の録画を，権限がないことを確定的に認識しながら，第三者の知り得る状態に置き，第1号及び第2号の場合にはこれにより被撮影者の高度に私的な生活領域を侵害した者

2 権限なく，被撮影者の評価を著しく毀損するのに適した他の者の録画を，第三者の知り得る状態に置いた者も，前項と同一の刑に処する。同一の要件の下で死者の録画を製造した者も，同様とする。

- 3 18歳未満の他の者の裸を内容とする録画を，
  - 一 第三者に対価により取得させるために製造し，若しくは提供し，又は，
  - 二 対価により自ら取得し，若しくは第三者に取得させた者は，2年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 4 第1項第5号又は第6号が併せて適用される場合も含めた第1項第2号ないし第4号並びに第2項及び第3項は，著しく優越する正当な利益を守るために行われた行為，特に，美術若しくは学問，研究若しくは教育，現下の事象若しくは歴史的事象の報道又は類似の目的に資する行為には適用しない。
- 5 正犯者又は共犯者の使用した録画媒体及び録画機材又はその他技術的手段は，没収することができる。第74条 a を適用する。

○ 刑法

**第297条（強姦）**

暴行又は脅迫により，人を強姦した者は，3年以上の有期懲役に処する。

**第297条の2（類似強姦）**

暴行又は脅迫により，人に対し，口腔，肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れ，又は性器，肛門に指等の身体（性器は除く）の一部又は道具を入れる行為をした者は，2年以上の有期懲役に処する。

**第298条（強制わいせつ）**

暴行又は脅迫により，人に対し，わいせつな行為をした者は，10年以下の懲役又は150万ウォン以下の罰金に処する。

**第299条（準強姦，準強制わいせつ）**

人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して，姦淫又はわいせつな行為をした者は，第297条，第297条の2及び第298条の例による。

**第300条（未遂犯）**

第297条，第297条の2，第298条及び第299条の未遂犯は処罰する。

**第301条（強姦等傷害・致傷）**

第297条，第297条の2及び第298条から第300条までの罪を犯した者が，人を傷害し，又は負傷させたときは，無期又は5年以上の懲役に処する。

**第301条の2（強姦等殺人・致死）**

第297条，第297条の2及び第298条から第300条までの罪を犯した者が，人を殺害したときは，死刑又は無期懲役に処する。死亡させたときは，無期又は10年以上の懲役に処する。

**第302条（未成年者等に対する姦淫）**

未成年者又は心神微弱者に対し、偽計又は威力により、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5年以下の懲役に処する。

### 第303条（業務上威力等による姦淫）

- 1 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、7年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、10年以下の懲役に処する。

### 第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ行為）

- 1 13歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした者は、第297条、第297条の2、第298条、第301条又は第301条の2の例による。
- 2 13歳以上16歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした19歳以上の者は、第297条、第297条の2、第298条、第301条又は第301条の2の例による。

### 第305条の2（常習犯）

常習として、第297条、第297条の2、第298条から第300条まで、第302条、第303条又は第305条の罪を犯した者は、その罪に定めた刑の2分の1まで加重する。

### 第339条（強盗強姦）

強盗が人を強姦したときは、無期又は10年以上の懲役に処する。

### 第340条（海上強盗）

- 1 多衆の威力により、海上で船舶を強取し、船舶内に侵入して、他人の財物を強取した者は、無期又は7年以上の懲役に処する。
- 2 第1項の罪を犯した者が、人を傷害し、又は負傷させたときは、無期又は10年以上の懲役に処する。
- 3 第1項の罪を犯した者が、人を殺害又は死亡させ、又は強姦したときは、死刑又は無期懲役に処する。

### 第342条（未遂犯）

第329条ないし第341条の未遂犯は処罰する。

## ○ 刑事訴訟法

### 第249条（公訴時効の期間）

- 1 公訴時効は、次の期間の経過によって完成する。
  - 一 死刑に該当する犯罪は、25年
  - 二 無期懲役又は無期禁錮に該当する犯罪は、15年
  - 三 長期10年以上の懲役又は禁錮に該当する犯罪は、10年
  - 四 長期10年未満の懲役又は禁錮に該当する犯罪は、7年
  - 五 長期5年未満の懲役又は禁錮，長期10年以上の資格停止又は罰金に該当する犯罪は、5年
  - 六 長期5年以上の資格停止に該当する犯罪は、3年
  - 七 長期5年未満の資格停止，拘留，科料又は没収に該当する犯罪は、1年
- 2 （略）

### 第252条（時効の起算点）

- 1 時効は、犯罪行為の終了したときから進行する。
- 2 （略）

## ○ 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法(特例法)

### 第1条 (目的)

本法は、性暴力犯罪の処罰及びその手続に関する特例を規定することにより、性暴力犯罪の被害者の生命と身体の安全を保障し、健康な社会秩序の確立に尽くすことを目的とする。

### 第2条 (定義)

- 1 本法の「性暴力犯罪」とは、次の各号のいずれか一つに該当する罪をいう。
  - 一 「刑法」第2編第22章性風俗に関する罪中、第242条(淫行媒介)、第243条(淫画頒布等)、第244条(淫画製造等)及び第245条(公然淫乱)の罪
  - 二 (略)
  - 三 「刑法」第2編第32章強姦とわいせつの罪中、第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)、第299条(準強姦、準強制わいせつ)、第300条(未遂犯)、第301条(強姦等傷害・致傷)、第301条の2(強姦等殺人・致死)、第302条(未成年者等に対する姦淫)、第303条(業務上威力等による姦淫)及び第305条(未成年者に対する姦淫、わいせつ行為)の罪
  - 四 「刑法」第339条(強盗強姦)の罪及び第342条(第339条の未遂犯に限る)の罪
  - 五 本法第3条(特殊強盗強姦等)から第15条(未遂犯)までの罪
- 2 第1項各号の犯罪として、他の法律により加重処罰される罪は、性暴力犯罪とみなす。

### 第3条 (特殊強盗強姦等)

- 1 「刑法」第319条第1項(住居侵入)、第330条(夜間住居侵入窃盗)、第331条(特殊窃盗)又は第342条(未遂犯。但し、第330条及び第331条の未遂犯に限る)の罪を犯した者が、同法第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)及び第299条(準強姦、準強制わいせつ)の罪を犯した場合は、無期懲役又は7年以上の懲役に処する(※1)
- 2 「刑法」第334条(特殊強盗)又は第342条(未遂犯。但し、第334条の未遂犯に限る)の罪を犯した者が、同法第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)及び第299条(準強姦、準強制わいせつ)の罪を犯した場合は、死刑、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。(※2)

※1 第319条（住居侵入，退去拒絶）

1 人の住居，管理する建造物，船舶，航空機又は占有する房室に侵入した者は，3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

2 （略）

第330条（夜間住居侵入窃盗）

夜間に，人の住居，看守する邸宅，建造物，船舶又は占有する房室に侵入して，他人の財物を窃取した者は，10年以下の懲役に処する。

第331条（特殊窃盗）

1 夜間に，門戸又は障壁その他の建造物の一部を損壊して，前条の場所に侵入して，他人の財物を窃取した者は，1年以上10年以下の懲役に処する。

2 凶器を携帯し，又は2人以上が合同して他人の財物を窃取した者も，前項の刑と同様とする。

※2 第333条（強盗）

暴行又は脅迫により，他人の財物を強取し，若しくはその他の財産上の利益を取得し，又は第三者にこれを取得させた者は，3年以上の有期懲役に処する。

第334条（特殊強盗）

1 夜間に，人の住居，管理する建造物，船舶，航空機又は占有する房室に侵入して，第333条の罪を犯した者は，無期又は5年以上の懲役に処する。

2 凶器を携帯し，又は2人以上が合同して前条の罪を犯した者も，前項の刑と同様とする。

第4条（特殊強姦等）

1 凶器その他の危険な物を携帯し，又は2人以上が合同して「刑法」第297条（強姦）の罪を犯した者は，無期懲役又は7年以上の懲役に処する。

2 第1項の方法で，「刑法」第298条（強制わいせつ）の罪を犯した者は，5年以上の有期懲役に処する。

3 第1項の方法で，「刑法」第299条（準強姦，準強制わいせつ）の罪を犯した者は，第1項又は第2項の例により処罰する。

第5条（親族関係による強姦等）

1 親族関係にある者が，暴行又は脅迫により，人を強姦した場合は，7年以上の有期懲役に処する。

2 親族関係にある者が，暴行又は脅迫により，人に対し，わいせつな行為をした場合

は、5年以上の有期懲役に処する。

- 3 親族関係にある者が、人に対し、「刑法」第299条（準強姦，準強制わいせつ）の罪を犯した場合は、第1項又は第2項の例により処罰する。
- 4 第1項から第3項までの親族の範囲は、4親等以内の血族・姻族と同居の親族とする。
- 5 第1項から第3項までの親族は、事実上の関係による親族を含む。

#### **第6条（障害者に対する強姦・強制わいせつ等）**

- 1 身体的又は精神的な障害がある人に対し、「刑法」第297条（強姦）の罪を犯した者は、無期懲役又は7年以上の懲役に処する。
- 2 身体的又は精神的な障害がある人に対し、暴行・脅迫により、次の各号のいずれか一つに該当する行為をした者は、5年以上の有期懲役に処する。
  - 一 口腔・肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れる行為
  - 二 性器・肛門に指等の身体（性器は除く）の一部や道具を入れる行為
- 3 身体的又は精神的な障害がある人に対し、「刑法」第298条（強制わいせつ）の罪を犯した者は、3年以上の有期懲役又は3000万ウォン以上5000万ウォン以下の罰金に処する。
- 4 身体的又は精神的な障害により、抗拒不能又は抗拒困難な状態にあることを利用して、人を姦淫し、又はわいせつな行為をした者は、第1項から第3項までの例により処罰する。
- 5 偽計又は威力により、身体的又は精神的な障害がある人を姦淫した者は、5年以上の有期懲役に処する。
- 6 偽計又は威力により、身体的又は精神的な障害がある人にわいせつな行為をした者は、1年以上の有期懲役又は1000万ウォン以上3000万ウォン以下の罰金に処する。
- 7 障害者の保護，教育等を目的とする施設の長又は従事者が，保護，監督の対象である障害者に対し，第1項から第6項までの罪を犯した場合は，その罪に定めた刑の2分の1まで加重する。

#### **第7条（13歳未満の未成年者に対する強姦，強制わいせつ等）**

- 1 13歳未満の人に対し、「刑法」第297条（強姦）の罪を犯した者は、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。
- 2 13歳未満の人に対し、暴行・脅迫により、次の各号のいずれか一つに該当する行為をした者は、7年以上の有期懲役に処する。



- 一 口腔・肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れる行為
  - 二 性器・肛門に指等の身体（性器は除く）の一部や道具を入れる行為
- 3 13歳未満の人に対し、「刑法」第298条（強制わいせつ）の罪を犯した者は、5年以上の有期懲役に処する。
- 4 13歳未満の人に対し、「刑法」第299条（準強姦，準強制わいせつ）の罪を犯した者は、第1項から第3項までの例により処罰する。
- 5 偽計又は威力により、13歳未満の人を姦淫し、又はわいせつな行為をした者は、第1項から第3項までの例により処罰する。

### 第8条（強姦等傷害・致傷）

- 1 第3条第1項，第4条，第6条，第7条又は第15条（第3条第1項，第4条，第6条又は第7条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を傷害し，又は負傷させたときは，無期懲役又は10年以上の懲役に処する。
- 2 第5条又は第15条（第5条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を傷害し，又は負傷させたときは，無期懲役又は7年以上の懲役に処する。

### 第9条（強姦等殺人・致死）

- 1 第3条から第7条まで，第15条（第3条から第7条までの未遂犯に限る）の罪又は「刑法」第297条（強姦），第297条の2（類似強姦）及び第298条（強制わいせつ）から第300条（未遂犯）までの罪を犯した者が，他人を殺害したときは，死刑又は無期懲役に処する。
- 2 第4条，第5条又は第15条（第4条又は第5条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を死亡させたときは，無期懲役又は10年以上の懲役に処する。
- 3 第6条，第7条又は第15条（第6条又は第7条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を死亡させたときは，死刑，無期懲役又は10年以上の懲役に処する。

### 第10条（業務上威力等によるわいせつ行為）

- 1 業務，雇用その他の関係により，自らの保護，監督を受ける人に対し，偽計又は威力により，わいせつな行為をした者は，3年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 法律により拘禁された人を監護する者が，その人に対し，わいせつな行為をしたときは，5年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処する。

## 第12条（性的目的による多衆利用場侵入行為）

自己の性的欲望を満足させる目的で、トイレ、沐浴場・沐浴室又は発汗室、母乳授乳施設、脱衣場等の不特定多数の者が利用する多衆利用場に侵入したり、同場において、退去の要求を受けて応じない者は、1年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処する。

## 第14条（カメラ等を利用した撮影）

- 1 カメラその他これに類する機能を備えた機械装置を用いて性的欲望又は羞恥心を誘発することができる人の身体を撮影対象者の意思に反して撮影した者は、7年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 第1項の規定による撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を頒布・販売・賃貸・提供又は公然と展示・上映（以下「頒布等」という。）した者、又は第1項の撮影が撮影当時は撮影対象者の意思に反しない場合（自分の身体を直接撮影した場合を含む。）においても、事後にその撮影物又は複製物を撮影対象者の意思に反して頒布等をした者は、7年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。
- 3 営利を目的に撮影対象者の意思に反して「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網（以下「情報通信網」という。）を利用して第2項の罪を犯した者は、3年以上の有期懲役に処する。
- 4 第1項又は第2項の撮影物又は複製物を所持・購入・貯蔵又は視聴した者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。
- 5 常習として第1項から第3項までの罪を犯したときは、その罪に定める刑の2分の1まで加重する。

## 第14条の2（虚偽の映像物等の頒布等）

- 1 頒布等をする目的で人の顔・身体又は音声を対象とした撮影物・映像物又は音声物（以下この条において「映像物等」という。）を映像物等の対象者の意思に反して性的欲望又は羞恥心を誘発することができる形態に編集・合成又は加工（以下この条において「編集等」という。）した者は、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 第1項による編集物・合成物・加工物（以下この項において「編集物等」という。）又は複製物（複製物の複製物を含む。以下この項において同じ。）の頒布等をした者又は第1項の編集等をする当時には、映像物等の対象者の意思に反しない場合におい

ても、事後にその編集物等又は複製物を映像物等の対象者の意思に反して頒布等をした者は、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。

- 3 営利を目的として映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して第2項の罪を犯した者は、7年以下の懲役に処する。
- 4 常習として第1項から第3項までの罪を犯したときは、その罪に定める刑の2分の1まで加重する。

### 第14条の3（撮影物等を利用した脅迫・強要）

- 1 性的欲望又は羞恥心を誘発しうる撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む）を用いて人を脅迫した者は、1年以上の有期懲役に処する。
- 2 第1項の規定による脅迫によって人の権利の行使を妨害し、又は義務のないことをさせた者は、3年以上の有期懲役に処する。
- 3 常習として第1項及び第2項の罪を犯した場合には、その罪に定められた刑の2分の1まで加重する。

### 第15条（未遂犯）

第3条から第9条まで及び第14条、第14条の2及び第14条の3の未遂犯は処罰する。

### 第21条（公訴時効に関する特例）

- 1 未成年者に対する性暴力犯罪の公訴時効は、「刑事訴訟法」第252条第1項及び「軍事裁判所法」第294条第1項にかかわらず、当該性暴力犯罪で被害にあった未成年者が成年に達した日から進行する。
- 2 第2条第1項第3号及び第4号の罪と第3条から第9条までの罪は、DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効が10年延長される。
- 3 13歳未満の人及び身体的又は精神的な障害がある人に対し、次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。
  - 一 「刑法」第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦、準強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）、第301条の2（強姦等殺人・致死）又は第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ行為）の罪
  - 二 第6条第2項、第7条第2項・第5項、第8条又は第9条の罪
  - 三 「児童・青少年の性保護に関する法律」第9条又は第10条の罪
- 4 次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249

条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。

- 一 「刑法」第301条の2（強姦等殺人・致死）の罪（強姦等殺人に限る）
- 二 第9条第1項の罪
- 三 「児童・青少年の性保護に関する法律」第10条第1項の罪
- 四 「軍刑法」第92条の8の罪（強姦等殺人に限る）

### 第30条（映像物の撮影・保存等）

- 1 性暴力犯罪の被害者が19歳未満であり、又は身体的若しくは精神的障害により事物を弁別し、若しくは意思を決定する能力が微弱な場合には、被害者の陳述内容と調査過程をビデオ録画機等映像物録画装置により撮影・保存しなければならない。
- 2 第1項の規定による映像物の録画は、被害者又は法定代理人がこれを望まない意思を表示した場合には、撮影をしてはならない。ただし、加害者が親権者の一方である場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による映像物の録画は、調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を録画しなければならない。録画が完了したときは、遅滞なく、その原本を被害者又は弁護士の前で封印し、被害者をして記名捺印又は署名させなければならない。
- 4 検事又は司法警察官は、被害者が第1項の録画場所に到着した時刻、録画を始めて終えた時刻その他録画過程の進行経過を確認するために必要な事項を調書又は別の書面に記録した後、捜査記録に編綴しなければならない。
- 5 検事又は司法警察官は、被害者又は法定代理人が申請する場合には、映像物の撮影過程において作成した調書の写しを申請人に発給し、又は映像物を再生して視聴させなければならない。
- 6 第1項の規定により撮影した映像物に収録された被害者の陳述は、公判準備期日又は公判期日において、被害者や調査過程に同席していた信頼関係にある人又は陳述助力人の陳述により、その成立の真正が認められた場合に証拠とすることができる。
- 7 何人も、第1項の規定により撮影した映像物を、捜査及び裁判の用途以外の目的で使用してはならない。

## ○ 児童・青少年の性保護に関する法律(児童・青少年法)

### 第1条 (目的)

本法は、児童・青少年対象性犯罪の処罰と手続に関する特例を規定し、被害児童・青少年のための救済及び支援手続を用意し、児童・青少年対象性犯罪者を体系的に管理することにより、児童・青少年を性犯罪から保護し、児童・青少年が健康な社会構成員として成長することができるようにすることを目的とする。

### 第2条 (定義)

本法で使う用語の意味は、次のとおりである。

- 一 「児童・青少年」とは、19歳未満の者をいう。但し、19歳に到達する年度の1月1日を迎えた者は除く。
- 二 「児童・青少年対象性犯罪」とは、次の各目のいずれか一つに該当する罪をいう。
  - カ 第7条、第7条の2、第8条、第8条の2、第9条から第15条まで及び第15条の2の罪
  - ナ 児童・青少年に対する「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第3条から第15条までの罪
  - タ 児童・青少年に対する「刑法」第297条、第297条の2及び第298条から第301条まで、第301条の2、第302条、第303条、第305条、第339条の罪及び第342条（第339条の未遂犯に限る）の罪
  - ラ 児童・青少年に対する「児童福祉法」第17条第2号の罪
- 三～九 (略)

### 第7条 (児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ等)

- 1 暴行又は脅迫により、児童・青少年を強姦した者は、無期懲役又は5年以上の有期懲役に処する。
- 2 児童・青少年に対し、暴行、脅迫により、次の各号のいずれか一つに該当する行為をした者は、5年以上の有期懲役に処する。
  - 一 口腔・肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れる行為
  - 二 性器・肛門に指等の身体（性器は除く）の一部や道具を入れる行為
- 3 児童・青少年に対し、「刑法」第298条の罪を犯した者は、2年以上の有期懲役又は1000万ウォン以上3000万ウォン以下の罰金に処する。
- 4 児童・青少年に対し、「刑法」第299条の罪を犯した者は、第1項から第3項までの

例による。

- 5 偽計又は威力により、児童・青少年を姦淫し、又は児童・青少年に対し、わいせつな行為をした者は、第1項から第3項までの例による。
- 6 第1項から第5項までの未遂犯は処罰する。

#### **第7条の2（予備，陰謀）**

第7条の罪を犯す目的により、予備又は陰謀した人は、3年以下の懲役に処する。

#### **第8条（障害者である児童・青少年に対する姦淫等）**

- 1 19歳以上の者が、13歳以上の障害児童・青少年（「障害者福祉法」第2条第1項による障害者として、身体的又は精神的な障害により、事物を弁別し、又は意思決定をする能力が微弱な児童・青少年をいう。以下この条において同じ）を姦淫し、又は13歳以上の障害児童・青少年をして、他人を姦淫するようにした場合は、3年以上の有期懲役に処する。
- 2 19歳以上の者が、13歳以上の障害児童・青少年にわいせつな行為をした場合、又は13歳以上の障害児童・青少年をして、他人にわいせつな行為をするようにした場合は、10年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。

#### **第8条の2（13歳以上16歳未満の児童・青少年に対する姦淫等）**

- 1 19歳以上の者が、13歳以上16歳未満の児童・青少年（第8条による障害児童・青少年であって16歳未満の者を除く。以下この条において同じ）の窮迫した状態を利用して当該児童・青少年を姦淫し、又は当該児童・青少年をして、他人を姦淫するようにした場合は、3年以上の有期懲役に処する。
- 2 19歳以上の者が、13歳以上16歳未満の児童・青少年の窮迫した状態を利用して、当該児童・青少年にわいせつな行為をした場合、又は当該児童・青少年をして、他人にわいせつな行為をするようにした場合は、10年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。

#### **第9条（強姦等傷害・致傷）**

第7条の罪を犯した者が、他人を傷害し、又は負傷させたときは、無期懲役又は7年以上の懲役に処する。

#### **第10条（強姦等殺人・致死）**

- 1 第7条の罪を犯した者が、他人を殺害したときは、死刑又は無期懲役に処する。
- 2 第7条の罪を犯した者が、他人を死亡させたときは、死刑、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。

## 第20条（公訴時効に関する特例）

- 1 児童・青少年対象性犯罪の公訴時効は、「刑事訴訟法」第252条第1項にかかわらず、当該性犯罪で被害にあった児童・青少年が成年に達した日から進行する。
- 2 第7条の罪は、DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効が10年延長される。
- 3 13歳未満の人及び身体的又は精神的な障害がある人に対し、次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。
  - 一 「刑法」第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦、準強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）、第301条の2（強姦等殺人・致死）又は第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ行為）の罪
  - 二 第9条及び第10条の罪
  - 三 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第6条第2項、第7条第2項・第5項、第8条又は第9条の罪
- 4 次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。
  - 一 「刑法」第301条の2（強姦等殺人・致死）の罪（強姦等殺人に限る）
  - 二 第10条第1項及び第11条第1項の罪
  - 三 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第9条第1項の罪

## 第26条（映像物の撮影・保存等）

- 1 児童・青少年対象性犯罪被害者の陳述内容と調査過程は、ビデオ録画機等映像物録画装置により撮影・保存しなければならない。
- 2 第1項の規定による映像物の録画は、被害者又は法定代理人がこれを望まない意思を表示したときは、撮影をしてはならない。ただし、加害者が親権者の一方である場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による映像物の録画は、調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を録画しなければならない。録画が完了したときは、遅滞なく、その原本を被害者

又は弁護士の前で封印し、被害者に記名捺印又は署名させなければならない。

- 4 検事又は司法警察官は、被害者が第1項の録画場所に到着した時刻、録画を開始し、  
終えた時刻その他録画過程の進行経過を確認するために必要な事項を調書又は別の書  
面に記録した後、捜査記録に編綴しなければならない。
- 5 検事又は司法警察官は、被害者又は法定代理人が申請する場合には、映像物の撮影  
過程において作成した調書の写しを申請人に交付し、又は映像物を再生して視聴させ  
なければならない。
- 6 第1項から第4項までの手続に従って撮影した映像物に収録された被害者の陳述は、  
公判準備期日又は公判期日に被害者又は調査過程に同席していた信頼関係にある者の  
陳述により、その成立の真正が認められたときは、証拠とすることができる。
- 7 何人も、第1項の規定により撮影した映像物を、捜査及び裁判の用途以外の目的で  
使用してはならない。



## ○ 刑事法

## 第20章 性犯罪（24. 7. 1998/563）

## 第1条（レイプ）（27. 6. 2014/509）

- 1 人に対し、暴力を行使し、又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって、人に性交を強要した者は、レイプとして1年以上6年以下の拘禁刑に処する。
- 2 意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛、又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人と性交した者も、レイプとして処罰する。
- 3 脅迫が軽微であること、又は犯行に関するその他の要因に鑑みて全体として評価した場合に、レイプが第1項又は第2項に規定する行為よりも重大性に乏しい場合には、4月以上4年以下の拘禁刑に処する。第1項に規定する脅迫以外の方法によって相手に性交を強要した者も同様の刑に処する。レイプにおいて暴力が行使された場合には、本項の規定は適用されない。
- 4 未遂は、罰する。

## 第2条（悪質なレイプ）（27. 6. 2014/509）

- 1 レイプにおいて、
  - (1) 人に重篤な傷害、重篤な疾病若しくは生命の危険に関わる状況が生じた場合
  - (2) 複数の者が犯行に及んだ場合、若しくは特に有意な精神的若しくは身体的苦痛が生じた場合
  - (3) 被害者が18歳未満の児童の場合
  - (4) 犯行が特に残虐、残酷若しくは屈辱的な方法で行われた場合、又は
  - (5) 銃砲、刀剣類若しくは人の生命に危険の及ぶ道具を使用した場合その他重大な暴力で脅迫した場合に、全体を評価した上でレイプが悪質な場合には、悪質なレイプとして2年以上10年以下の拘禁刑に処する。
- 2 未遂は、罰する。

## 第3条（27. 6. 2014/509）

第3条は法律27. 6. 2014/509により廃止された。

#### 第4条（性的行為の強要）（24. 7. 1998/563）

- 1 暴力又は脅迫によって、第1条に規定する行為以外の性的行為を行い、又は当該行為の対象とされることを人に強要し、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した者は、性的行為の強要として罰金刑又は3年以下の拘禁刑に処する。
- 2 意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛、又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人に第1項の性的行為を行わせ、又は当該行為の対象とし、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した者も、性的行為の強要として処罰する。（13. 5. 2011/495）
- 3 未遂は、罰する。

#### 第5条（性的虐待）（24. 7. 1998/563）

- 1 自己の地位を利用して、次に掲げる者に対し、性交若しくは性的自己決定権を本質的に侵害する行為をするよう、又はそのような性的行為の対象となるよう誘引した者は、性的虐待として罰金刑又は4年以下の拘禁刑に処する。
  - (1) 18歳未満の者であって、学校その他の機関において、行為者の権限又は監督下にあるか、それと同等の従属関係にある者
  - (2) 18歳未満の者であって、その未熟さ及びその者と行為者との間の年齢差のため、性行動に関する自己決定能力が行為者よりも本質的に低い者であり、行為者がその未熟さに乗じたことが明白な場合
  - (3) 病院その他の施設で治療を受けており、疾病、障害その他の虚弱によって、自己防衛又は意思の形成若しくは表明をする能力が本質的に低下している者（27. 6. 2014/509）
  - (4) 行為者に特に依存する者であり、行為者がその依存性に乗じたことが明白な場合
- 2 第2項は法律 13. 5. 2011/495により廃止された。
- 3 未遂は、罰する。

#### 第5a条（性的嫌がらせ）（27. 6. 2014/509）

接触によって、相手の性的自己決定権を侵害すると認められる性的行為を行った者は、当該行為について本章に罰則が定められていない場合には、性的嫌がらせとして罰金刑又は6月以下の拘禁刑に処する。

## 第6条（児童性的虐待）（20. 5. 2011/540）

- 1 接触その他の方法で、16歳未満の児童に対し、その者の発達を阻害する可能性のある性的行為を行い、又は当該行為を行わせた者は、児童性的虐待として4月以上6年以下の拘禁刑に処する。（12. 4. 2019/486）
- 2 全体を評価したときに、第7条第1項に規定する悪質な犯行に当たらない場合において、16歳未満の児童と性交した者は、児童性的虐待として処罰する。16歳以上18歳未満の児童と第1項又は本項前段に規定する行為に及んだ者は、その者が当該児童の親、又は親に相当する立場にあり、当該児童と同一世帯で生活する場合も、児童性的虐待として処罰する。
- 3 未遂は、罰する。

## 第7条（悪質な児童性的虐待）（20. 5. 2011/540）

- 1 (1) 行為者が、16歳未満の児童と性交した場合、若しくは、第6条第2項に規定する場合において16歳以上18歳未満の児童と性交した場合、又は
  - (2) 児童に性的虐待をし、
    - (a) 犯行によって重大な侵害を引き起こすこととなるような年齢又は発達段階である児童が対象の場合
    - (b) 特に屈辱的な方法で犯行が行われた場合、若しくは
    - (c) 児童の行為者に対する特別な信頼により、又は児童が行為者に特に依存する立場であることにより、犯行によって児童に重大な侵害を引き起こすことにあるような場合において、全体を評価したときに、犯行が悪質な場合には、行為者を悪質な児童性的虐待として1年以上10年以下の拘禁刑に処する。
- 2 未遂は、罰する。

## 第7a条（制限条項）（20. 5. 2011/540）

相手方の性的自己決定権を侵害しない行為であり、かつ、両当事者の年齢、精神的及び肉体的成熟に有意な差異がない行為は、児童性的虐待及び第7条第1項第1号に規定する悪質な児童性的虐待とは認定されない。

## 第7b条（悪質な児童レイプ）（12. 4. 2019/486）

- 1 第2条に規定する悪質なレイプの罪と同時に、第7条第1項第1号に規定する悪質な児童性的虐待の罪に問われる者は、悪質な児童レイプとして4年以上12年以下の拘

禁刑に処する。

- 2 悪質な児童性的虐待未遂又は悪質な児童強姦未遂として処罰される場合には、第1項の規定は適用されない。

#### **第10条（定義）（27. 6. 2014/509）**

- 1 本法において、性交とは、性器によって行われ、又は性器若しくは肛門を対象とする、相手の身体への行為者の性器の挿入、又は行為者の身体に相手の性器を入れる性的挿入をいう。
- 2 本法において、性的行為とは、行為者及び相手方、並びに行為の状況に鑑みて、性的な行為をいう。

#### **第11条（公訴権）（27. 6. 2014/509）**

被害者が起訴することを申し出ない場合、又は極めて重要な公益によって起訴が要求されない場合、検察は、18歳以上の者に対する性的嫌がらせを起訴してはならない。

## ○ 刑事法

### 第6章 性犯罪

#### 第1条

- 1 自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。人が自発的に参加したか否かの判断に当たっては、その自発性が言語、行為その他の方法により表明されていたか否かの点についての判断に特段の注意を要する。以下に該当する場合、人が自発的に行為に参加したものと判断してはならない。
- (1) 暴行その他の暴力又は違法行為を行う旨の脅迫、第三者の犯罪行為を告訴又は告発する旨の脅迫、第三者についての不利な情報を明らかにする旨の脅迫を受けたため参加した場合
  - (2) 行為者において、人が、意識がない状態、睡眠、著しい恐怖、アルコール又は薬物の影響、疾病、身体的傷害、精神的障害その他の状況に鑑みて、特に脆弱な状況に置かれていることを不当に利用した場合
  - (3) 行為者が、人の行為者に対する従属的な立場を著しく濫用して、人を当該行為に参加させた場合
- 2 犯行状況に鑑みて、前項の犯罪の重大性が低いと判断される場合には、レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処する。
- 3 第1項に規定する犯罪が重大であると判断される場合には、加重レイプ罪として5年以上10年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が暴力又は特に重大な性質の脅迫を行ったか否か、複数で被害者に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、被害者が低年齢であること、その他の事情に鑑み、行為者が著しい冷酷さ又は残虐さを示したか否かを特に判断しなければならない。（法律（2018：618））

#### 第1a条

- 1 第1条に規定する行為を行い、かつ、人が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった者は、過失レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処する。
- 2 状況に鑑みて、前項の犯罪の重大性が低いと判断される場合には、その責任を問わ

ない。(法律 (2018 : 618))

## 第2条

- 1 自発的に参加していない者に対して第1条に規定する行為以外の性的行為を行った者は、性的暴行罪として2年以下の拘禁刑に処する。人が自発的に参加したか否かの判断に当たっては、第1条第1項第2文及び第3文を適用する。
- 2 前項の犯罪が重大であると判断される場合は、加重性的暴行罪として6月以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が暴力又は特に重大な性質の脅迫を行ったか否か、複数で被害者に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、被害者が低年齢であること、その他の事情に鑑み、行為者が著しい冷酷さ又は残虐さを示したかどうかを特に判断しなければならない。(法律 (2018 : 618))

## 第3条

- 1 第2条に規定する行為を行い、かつ、人が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった者は、過失性的暴行罪として4年以下の拘禁刑に処する。
- 2 状況に鑑みて、当該行為の重大性が低いと判断される場合には、その責任を問わない。(法律 (2018 : 618))

## 第4条

- 1 15歳未満の児童に対して性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った者は、児童に対するレイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。
- 2 15歳以上18歳未満であり、かつ、行為者の卑属、行為者に養育されている者若しくはそれらの者と同等の関係にある児童、又は当局の決定に基づき行為者が養育又は監督する責任を有する児童に対し、第1項に規定する行為を行った場合も、同様とする。
- 3 第1項又は第2項に規定する犯罪が重大であると判断される場合は、児童に対する加重レイプ罪として5年以上10年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が暴力又は特に重大な性質の脅迫を行ったか否か、複数で児童に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、被害者が低年齢であること、その他の事情に鑑み、行為者が著しい冷酷さ又は残虐さを示したか否かを特に判断しなければならない。(法律 (2018 : 618))

## 第5条

犯行状況に鑑みて、第4条第1項又は第2項に規定する犯罪の重大性が低いと判断される場合には、児童に対する性的搾取罪として4年以下の拘禁刑に処する。(法律(2018:618))

## 第6条

- 1 15歳未満の児童、又は行為者と第4条第2項に規定する関係にある15歳以上18歳未満の児童に対し、第4条及び第5条に掲げる行為以外の性的行為に及んだ者は、児童に対する性的暴行罪として2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 前項の犯罪が重大である場合は、児童に対する加重性的暴行罪として1年以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が児童の親族であるか否か、又はその他行為者が自己の立場に乗じ、若しくは特別な信頼を悪用したか否か、複数で児童に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、児童が低年齢であること、その他の事情に鑑み、児童に対する冷酷な搾取を伴うものであったか否かを特に考慮しなければならない。(法律(2018:618))

## 第7条

- 1 本章前条までの規定に該当しない場合において、自己の実子又はその卑属と性交した者は、卑属との性交罪として2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 本章前条までの規定に該当しない場合において、自己と両親が同じである兄弟姉妹と性交した者は、兄弟姉妹との性交罪として1年以下の拘禁刑に処する。
- 3 本条の規定は、違法な強制その他不当な方法によって当該行為を行わされた者には適用しない。(法律(2005:90))

## 第8条

- 1 15歳未満の児童に性的姿態をとらせ、又は性的姿態をとらせるために児童を誘引若しくは搾取した者は、性的姿態に係る児童に対する搾取罪として罰金又は2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 性的姿態をとらせることが児童の健康や発達を妨げる要因とされる場合には、15歳以上18歳未満の児童に対して同様の行為に及んだ者にも前項の規定を適用する。
- 3 犯罪が重大である場合、性的姿態に係る児童に対する加重搾取罪として6月以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、当該犯罪が大規模に実行されたか否か、多額の利益を伴うものであったか否か、又は児童に対す

る冷酷な搾取に相当するか否かについて特に考慮しなければならない。(法律(2005:90))

## 第10条

- 1 本章前条までに規定するもののほか、15歳未満の児童に性的に接触し、性的意味を有する行為を行わせ、又はこれに参加させた者は、性的嫌がらせの罪として罰金又は2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 他人が不快感を覚えるような方法で自己を露出し、その他言動によって人の性的高潔さを害するみだらな行為に及んだ者にも、前項の規定を適用する。(法律(2005:90))

## 第10a条

15歳未満の児童に対して第4条、第5条、第6条、第8条又は第10条に規定された犯罪行為に及ぶ目的で、児童に直接会うことを提案し、又は児童と直接会った者は、性的目的で児童に直接会うため児童に接触した罪として罰金又は2年以下の拘禁刑に処する。(法律(2017:1068))

## 第13条

一定の年齢未満の者に対して及んだ行為に係る本章に規定する責任は、その者が一定の年齢未満であることについて不注意であった者に対しても科せられる。(法律(2018:618))

## 第14条

- 1 15歳未満の児童に関する第5条、第6条第1項、第8条第1項又は第10条第1項に規定する行為に及んだ者であっても、行為者と児童との間に年齢と発育の差がほとんどなく、かつ、その他の状況に鑑みて当該行為が児童に対する暴行を伴わないことが明らかである場合には、その責任を問わない。
- 2 第10a条に掲げる行為に及んだ者であっても、その行為が第1項に掲げる行為を意図したものであり、かつ、行為が行われたとしても同項に規定するところに従って児童に対する暴行を伴うものでないことが明らかな限り、前項の規定を適用する。(法律(2009:343))

## 第15条

- 1 レイプ罪、加重レイプ罪、性的暴行罪、加重性的暴行罪、児童に対するレイプ罪、



児童に対する加重レイプ罪，児童に対する性的搾取罪，児童に対する性的暴行罪，児童に対する加重性的暴行罪，性的姿態に係る児童に対する搾取罪，性的姿態に係る児童に対する加重搾取罪，性的行為の購入による児童に対する搾取罪，性的サービスの購入罪，売春あっせん罪及び加重売春あっせん罪の未遂については，23章に基づいて処罰する。

2 売春あっせん罪の準備並びにレイプ罪，加重レイプ罪，児童に対するレイプ罪，児童に対する加重レイプ罪，性的姿態に係る児童に対する加重搾取罪，加重売春あっせん罪の準備，共謀又は情報提供・予防を怠った行為についても，前項の規定を適用する。(法律(2019:806))

## ○ 刑事法

## 第5章 性的犯罪，公道徳及び風紀紊乱行為

（同意が抗弁とならないこと）

## 第150.1条

(1) 本条(2)ないし(2.2)に定める場合を除き，被告人が，第151条，第152条，第153条(1)，第160条(3)若しくは第173条(2)の各罪により起訴されたとき，又は16歳未満の被害者に関して第271条，第272条若しくは第273条の各罪により起訴されたときは，被害者が訴追対象を構成する行為に同意したことは，抗弁とならない。

（例外 - 12歳又は13歳の被害者）

(2) 被告人が，12歳以上14歳未満の被害者に関して第151条，第152条，第173条(2)又は第271条の各罪により起訴されたときは，被害者が訴追対象を構成する行為に同意したことは，被告人が

(a) 被害者より2年未満の年長であり，かつ

(b) 被害者に対して信賴的地位若しくは權威を有する地位になく，被害者が依存関係になく，かつ，被害者との間で被害者を搾取する関係にないときに抗弁となる。

（例外 - 14歳又は15歳の被害者）

(2.1) 被告人が，14歳以上16歳未満の被害者に関して第151条，第152条，第173条(2)又は第271条の各罪により起訴されたときは，被害者が訴追対象を構成する行為に同意したことは，被告人が

(a) 被害者より5年未満の年長であり，かつ

(b) 被害者に対して信賴的地位又は權威を有する地位になく，被害者が依存関係になく，かつ，被害者との間で被害者を搾取する関係にないときに抗弁となる。

（経過措置としての例外）

(2.2) (2.1)における被告人が被害者より5年以上年長であるとき，被害者が訴追対象を構成する行為に同意したことは，本項が施行される日に

(a) 被告人が，被害者のコモンロー上のパートナーであり，又は婚姻同等の関係により被害者と1年未満にわたって同棲し，この関係の結果として現に子をもうけてお

り若しくは子をもうけることを予定しているとき、かつ  
(b) 被告人が、被害者に対する信賴的地位又は權威を有する地位になく、被害者が依存関係になく、かつ、被害者との間で被害者を搾取する関係にないときに抗弁となる。

**(経過措置としての例外)**

(2.3) (2.1)における被告人が、本項の施行される直前までに被害者と婚姻していたとき、訴追対象を構成する行為に被害者が同意していたことは、抗弁となる。

**(12歳又は13歳の不訴追)**

(3) 12歳又は13歳の者については、被害者に対する信賴的地位又は權威を有する地位にあり、被害者が依存関係にあり、又は、被害者との間で被害者を搾取する関係にあるときでなければ、第151条、第152条又は第173条(2)の各罪についての裁判にはかけられない。

**(年齢の錯誤)**

(4) 第151条、第152条、第160条(3)、第173条(2)、第271条、第272条又は第273条の各罪による起訴においては、犯行時に被告人が被害者を16歳以上であると信じたことは、被告人が被害者の年齢を確かめるためのあらゆる合理的な手順を踏んだときでなければ抗弁とはならない。

**(同上)**

(5) 第153条、第170条、第171条、第172条、第286.1条(2)、第286.2条(2)又は第286.3条(2)の各罪による起訴においては、犯行時に被告人が被害者を18歳以上であると信じたことは、被告人が被害者の年齢を確かめるためのあらゆる合理的な手順を踏んだときでなければ抗弁とはならない。

**(年齢の錯誤)**

(6) 被告人は、被害者の年齢を確かめるためのあらゆる合理的な手順を踏んだときでなければ、本条(2)又は(2.1)に基づく抗弁を援用するために、被害者の年齢に関する誤信を主張することができない。

**(性的干涉)**

**第151条**

性的目的で、16歳未満の者の身体を、そのいかなる部分であれ、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触ったあらゆる者は

- (a) 正式起訴犯罪として1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は
- (b) 略式起訴犯罪として90日以上2年未満の拘禁刑に処す。

**(性的接触の勧誘)**

**第152条**

性的目的で、16歳未満の者に対し、行為者の身体及び当該16歳未満の者の身体を含むあらゆる人の身体を、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触るよう勧誘し、助言し又は唆したあらゆる者は

- (a) 正式起訴犯罪として1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は
- (b) 略式起訴犯罪として90日以上2年未満の拘禁刑に処す。

**(性的搾取)**

**第153条**

(1) 若年者に対する信賴的又は權威を有する地位にある者、若年者が依存関係にある者、又は、若年者との間で若年者を搾取する関係にある者で

- (a) 性的目的で、若年者の身体を、そのいかなる部分であれ、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触った、又は
- (b) 性的目的で、若年者に対し、行為者の身体及び当該若年者の身体を含むあらゆる人の身体を、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触るよう勧誘し、助言し又は唆した

者には犯罪が成立する。

**(刑罰)**

(1.1) (1)の罪を犯した者は

- (a) 正式起訴犯罪として1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は
- (b) 略式起訴犯罪として90日以上2年未満の拘禁刑に処す。

**(性的搾取の推論)**

(1.2) 裁判官は、行為者が若年者との間で若年者を搾取する関係にあることについて、以下を含めた関係性の性質及び情況に基づいて推論することができる。

- (a) 若年者の年齢
- (b) 行為者と若年者の年齢の差
- (c) 関係の進展の仕方、及び
- (d) 行為者の若年者に対する支配力及び影響力の程度

**(若年者の定義)**

(2) 本条における「若年者」とは16歳以上18歳未満の者をいう。

## **(障害者に対する性的搾取)**

### **第153.1条**

(1) 知的又は精神障害者に対する信賴的地位若しくは權威を有する地位にある者又は知的又は精神障害者が依存關係にある者が、性的目的で、当該知的又は精神障害者に対し、その同意なく、その身体、行為者の身体又はあらゆる人の身体を、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触るよう勧誘し、助言し又は唆したときは

- (a) 正式起訴犯罪として5年以下の拘禁刑に処し、又は
- (b) 略式起訴犯罪とする。

### **(同意の定義)**

(2) (3)の定めるところに従い、本条における「同意」とは、問題となっている性的活動に従事することについての被害者の任意の承諾をいう。

### **(同意)**

(2.1) 同意は、問題となっている性的活動が起きたときに存在しなければならない。

### **(法律問題)**

(2.2) 本条(3)、(4)又は第265条(3)の定めによって同意が得られなかったかは、法律の問題である。

### **(同意が得られない場合)**

(3) 本条においては、以下の場合には同意はない。

(a) 承諾が被害者以外の者の言動によって表明されたとき

(a.1) 被害者が無意識であるとき

(b) (a.1)の定める以外の理由により、被害者に行為に同意する能力がないとき

(c) 被告人が、信賴、権力又は權威を有する地位を濫用して被害者に行為に従事するよう助言し又は唆したとき

(d) 被害者が、性的活動に従事することへの承諾が欠けることを言動で表明したとき、又は

(e) 性的活動に従事することに同意した被害者が、その行為を継続することへの承諾が欠けることを言動で表明したとき

### **(3)は例示列举)**

(4) (3)の規定は、同意がない状況を限定するものとして解釈されてはならない。

### **(同意があったと信じたことが抗弁とならないこと)**

(5) 以下の場合には、被害者が訴追対象を構成する行為に同意していたと被告人が信じたことは、本条の罪による起訴において抗弁とならない。

(a) 被告人の信じたことが以下に起因するものであるとき

(i) 被告人が自ら招いた酩酊状態

(ii) 被告人の無謀又は故意の無視, 又は

(iii) 本条(3), (4)又は第265条(3)に規定する同意を得られないあらゆる事情

(b) 被告人が, 行為時に認識していた情況に照らし, 被害者が同意していたことを確かめるための合理的な手順を踏まなかったとき, 又は

(c) 行為への被害者の任意の承諾が言動で積極的に表明されたことの証拠がないとき  
**(被告人による同意があったとの信用)**

(6) 訴追対象となった行為に被害者が同意していたと信じていた旨を被告人が主張した場合, 陪審に信用されれば抗弁を成立させるに十分な証拠があると考え裁判官は, 陪審に対し, 被告人が信じたことの誠実さを判断する全証拠を検討するに当たり, 被告人が信じたことの合理的根拠の存否を考慮するよう説示しなければならない。

**(近親相姦)**

#### **第155条**

(1) 相手方が血縁に照らして親, 子, 兄弟, 姉妹, 祖父母又は孫であることを知りながら, その者と性交した者は, 近親相姦を犯したことになる。

**(刑罰)**

(2) 近親相姦を犯した者は正式起訴犯罪として14年以下の拘禁刑に処し, 相手方が16歳未満のときは5年以上の拘禁刑とする。

**(抗弁)**

(3) 被告人が, 性交の際, 性交の相手方に拘束され, 強迫され又は恐怖にさらされていたときは, 本条の罪で裁判所により有罪とされることはない。

**(兄弟, 姉妹の定義)**

(4) 本条における「兄弟」と「姉妹」は, それぞれ, 異母・異父兄弟姉妹を含む。

**(過去の犯罪)**

#### **第156条**

何人も, 申し立てられた行為が起訴のあった日に起きたとすれば本法により犯罪とされるものを除き, 1983年1月4日以前に行われたいかなる性的犯罪についても, 適宜解釈される本法により有罪とされない。

### **第8章「人と名誉に対する罪」**

## (暴行)

### 第265条

(1) 次のとき、人は暴行に及んだものとする。

- (a) 他人の同意なく、その他人に対し、直接又は間接に、故意に実力を行使したとき
- (b) 目的達成能力を現に有して、又はそれを現に有すると合理的根拠をもって他人に信じさせて、行動又は挙動によって、その者に対して実力の行使を試み又は実力を行使すると脅迫したとき、又は
- (c) 凶器又はその模造品を公然と装着又は携帯して、他人に話しかけ若しくは立ちほだかり、又は物乞いしたとき

## (適用)

(2) 本条は、性的暴行、凶器を用いた性的暴行、第三者に対する脅迫を伴う性的暴行、身体傷害を生じさせた性的暴行及び加重性的暴行を含むあらゆる形態の暴行に適用される。

## (同意)

(3) 本条において、以下の事由のために被害者が服従したとき又は抵抗をしなかったときには、同意はない。

- (a) 被害者又は被害者以外の者への実力の行使
- (b) 被害者又は被害者以外の者への実力を行使するとの脅迫又は行使されるという畏怖
- (c) 欺罔、又は
- (d) 権威の行使

## (被告人による同意があったとの信用)

(4) 訴追対象となった行為に被害者が同意していたと信じていた旨を被告人が主張した場合、陪審に信用されれば抗弁を成立させるに十分な証拠があると考えられる裁判官は、陪審に対し、被告人が信じたことの誠実さを判断する全証拠を検討するに当たり、被告人が信じたことの合理的根拠の存否を考慮するよう説示しなければならない。

## (性的暴行)

### 第271条

性的暴行を犯した者は、

- (a) 正式起訴犯罪として10年以下の拘禁刑に処し、被害者が16歳未満であるときには1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は
- (b) 略式起訴犯罪として18月以下の拘禁刑に処し、被害者が16歳未満であるときには

6 月以上 2 年未満の拘禁刑に処す。

**(凶器を用いた性的暴行，第三者への脅迫を伴う性的暴行又は身体傷害を生じさせた性的暴行)**

**第272条**

(1) 次の者には，犯罪が成立する。性的暴行に及ぶ際に，

- (a) 凶器又は凶器の模造品を携帯し，使用し又は使用すると脅迫した者
- (b) 被害者以外の者に身体傷害を負わせると脅迫した者
- (c) 被害者に身体傷害を生じさせた者
- (c. 1) 被害者の首を絞め，窒息させ又は緊縛した者，又は
- (d) 他人と共にその犯罪の当事者であった者

**(刑罰)**

(2) (1)の罪を犯した者は，正式起訴犯罪として，次のように罰する。

(a) 犯行に制限火器若しくは禁制火器が用いられたとき又は犯行にあらゆる火器が用いられ，かつ，犯罪が犯罪組織の利益のために，犯罪組織の指示により若しくは犯罪組織との関わりの下実行されたときは，拘禁刑の上限を14年とし，拘禁刑の下限を

- (i) 初犯の場合は5年とし，また
- (ii) 2回目以上の犯行の場合は7年とする。

(a. 1) 犯行に火器が用いられたその他の場合においては，4年以上14年以下の拘禁刑に処し

(a. 2) 被害者が16歳未満であるときには，終身刑又は5年以上の拘禁刑に処し，また

(b) その他の場合においては，14年以下の拘禁刑に処す。

(3)～(4) (略)

**(加重性的暴行)**

**第273条**

(1) 性的暴行に際し，被害者に重傷を負わせ，再起不能の傷害を負わせ，その容貌を傷つけ又は生命の危険を生じさせた者は，加重性的暴行を犯したものとする。

**(加重性的暴行)**

(2) 加重性的暴行に及んだ者は，正式起訴犯罪として，次のように罰する。

(a) 犯行に制限火器若しくは禁制火器が用いられたとき又はあらゆる火器が用いられ，かつ，犯罪が犯罪組織の利益のために，犯罪組織の指示により若しくは犯罪組織と



の関わりの下実行されたときは、拘禁刑の上限を終身刑とし、拘禁刑の下限を

(i) 初犯の場合は5年とし、また

(ii) 2回目以上の犯行の場合は7年とする。

(a.1) 犯行に火器が用いられたその他の場合においては、終身刑又は4年以上の拘禁刑に処し

(a.2) 被害者が16歳未満であるときには、終身刑又は5年以上の拘禁刑に処し、また

(b) その他の場合においては、拘禁刑の上限を終身刑とする。

(3)～(4) (略)

### (同意の意義)

#### 第273.1条

(1) 本条(2)及び第265条(3)の定めるところに従い、第271条、第272条及び第273条における「同意」とは、問題となっている性的活動に従事することについての被害者の任意の承諾をいう。

#### (同意)

(1.1) 同意は、問題となっている性的活動が起きたときに存在しなければならない。

#### (法律問題)

(1.2) 第265条(3)、本条(2)又は(3)の定めによって同意が得られなかったかは、法律の問題である。

#### (同意が得られない場合)

(2) 本条(1)において、次の場合には、「同意」は得られていない。

(a) 被害者以外の者による言動によって承諾が表明されたとき

(a.1) 被害者が無意識であるとき

(b) (a.1)の定める以外の理由により、被害者に行為に同意する能力がないとき

(c) 被告人が、信頼、権力又は権威を有する地位を濫用して被害者を行為に従事するよう誘導したとき

(d) 被害者が、行為に従事することへの承諾が欠けることを言動で表明したとき、又は

(e) 性的活動に従事することに同意した申立人が、その行為を続けることへの承諾が欠けることを言動で表明したとき

#### (2)は例示列举)

(3) (2)の規定は、同意が存しない状況を限定するものと解釈されてはならない。

**(同意があったと信じたことが抗弁とならないこと)**

#### **第273.2条**

以下の場合には，被害者が訴追対象を構成する行為に同意していたと被告人が信じたことは，第271条，第272条及び第273条の各罪の起訴において抗弁とならない。

(a) 被告人の信じたことが以下に起因するものであるとき

(i) 被告人が自ら招いた酩酊状態

(ii) 被告人の無謀又は故意の無視，又は

(iii) 第265条(3)，第273.1条(2)又は(3)の定めるところの同意が得られないあらゆる事情

(b) 被告人が，行為時に認識していた情況に照らし，被害者が同意していたことを確かめるための合理的な手順を踏まなかったこと，又は

(c) 行為への被害者の任意の承諾が言動で積極的に表明された証拠がないとき

**(補強証拠を要しないこと)**

#### **第274条**

被告人が，第151条，第152条，第153条，第153.1条，第155条，第160条，第170条，第171条，第172条，第173条，第271条，第272条，第273条，第286.1条，第286.2条又は第286.3条の各罪により起訴されたときは，有罪とするには補強証拠を必要とせず，かつ，裁判官は，陪審に対し，補強証拠なしに被告人を有罪とすることが危険である旨の説示をしてはならない。

**(直近申立に関する証拠法則の廃止)**

#### **第275条**

第151条，第152条，第153条，第153.1条，第155条，第160条(2)及び(3)，第170条，第171条，第172条，第173条，第271条，第272条及び第273条の各罪に関し，直近申立に関する証拠法則はここに廃止する。

**(被害者の性遍歴に関する証拠)**

#### **第276条**

(1) 第151条，第152条，第153条，第153.1条，第155条，第160条(2)又は(3)，第170条，第171条，第172条，第173条，第271条，第272条又は第273条の各罪の手續において，被害者が性的活動に従事していたことの証拠は，その相手方が被告人であると第三者

であるにもかかわらず，行為の性的性質ゆえに，以下の推論を裏付けるものとしては許容されない。

- (a) 被害者が訴追対象を構成する行為に同意していたであろうこと，又は
- (b) 被害者がより信用できないこと

#### (許容の条件)

(2) 本条(1)の各罪の手續においては，判事，州裁判所判事又は治安判事が第278.93条及び第278.94条の定める手續に従って以下の事情を認めない限り，被害者が訴追対象を構成する性的活動以外の性的活動に従事していたことの証拠は，その相手方が被告人であると第三者であるにもかかわらず，被告人により，又は被告人のために提出することができない。

- (a) 本条(1)の推論を裏付ける目的のもと提出されたものではないこと
- (b) 裁判における争点に関連していること，かつ
- (c) 特定の性的活動に関する事例の証拠であること，かつ
- (d) 適切な司法の運営を害するおそれを実質的に上回られないだけの十分な証明力を有すること

#### (考慮しなければならない事情)

(3) (2)の規定により証拠として許容されるかを判断するにあたって，判事，州裁判所判事又は治安判事は，以下を考慮するものとする。

- (a) 被告人の完全な主張及び防御をする権利を含む司法の利益
- (b) 性的暴行犯罪の被害申告を促すことに関する社会の利益
- (c) 証拠に，事件について公平な判決に至るのを助長する合理的な見込みがあるか
- (d) 事実認定手續から差別的な考え又は偏見を除去することの必要性
- (e) 証拠が，陪審に対し，偏見，同情又は敵意の感情を不当に呼び起こさせる危険
- (f) 被害者の尊厳及びプライバシーの権利に対する潜在的な不利益
- (g) 被害者及び全ての個人の身の安全及び法によって保護され利益を受ける権利，及び
- (h) 判事，州裁判所裁判官又は治安判事が関連すると認めるその他の事項

#### (解釈)

(4) 本条における性的活動には，性的な意図をもって行われる，ないしは，内実において性的な性質を有するあらゆる意思疎通を含む。

#### (風評証拠)

### 第277条

第151条, 第152条, 第153条, 第153.1条, 第155条, 第160条(2)及び(3), 第170条, 第171条, 第172条, 第173条, 第271条, 第272条又は第273条の各罪の手續において, 性的な風評に関する証拠は, それが一般的なものであるか特定のものであるかにかかわらず, 被害者の信用性を弾劾又は補強する目的のものとしては許容されない。

**(配偶者も起訴され得ること)**

**第278条**

夫又は妻は, 訴追対象を構成する行為が起きた際に配偶者と同居していたかどうかにかかわらず, その配偶者に対する第271条, 第272条及び第273条の各罪について起訴され得る。

※ 各条に引用されている各規定の見出し

第160条 (猥褻)

第170条 (監護者又は後見人による性的活動の周旋)

第171条 (家屋所有者による禁止された性的活動の許容)

第172条 (児童を墮落させる罪)

第173条 (公然わいせつ罪)

第278.93条 (聴聞の申立て - 276条と278.92条)

第278.94条 (聴聞 - 陪審及び傍聴人の除外)

第286.1条 (買春の罪)

第286.2条 (売春から重要な利益を取得する罪)

第286.3条 (売春を周旋する罪)